

令和7年9月10日（水）

令和7年（2025年） 第3回

川崎市議会定例会会議録

【速報版】

（第2日）

この会議録は速報版です。速報版は、正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

議事日程

第1

- 議案第114号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第115号 川崎市旅費支給条例の制定について
- 議案第116号 川崎市アートセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第117号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第118号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第119号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第120号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第121号 川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第122号 川崎市土地利用審査会委員の選任について
- 議案第123号 鷺沼小学校校舎増築工事請負契約の締結について
- 議案第124号 登戸小学校校舎増築その他その1工事請負契約の締結について
- 議案第125号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第126号 田島地区複合施設の建物の取得について
- 議案第127号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について
- 議案第128号 災害用携帯トイレの取得について
- 議案第129号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第130号 総合研修センターの指定管理者の指定について
- 議案第131号 川崎市南部リハビリテーションセンター南部在宅支援室の指定管理者の指定について
- 議案第132号 川崎市南部リハビリテーションセンター南部日中活動センターの指定管理者の指定について
- 議案第133号 川崎市中部リハビリテーションセンター中部在宅支援室の指定管理者の指定について
- 議案第134号 川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中活動センターの指定管理者の指定について
- 議案第135号 川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センターの指定管理者の指定について
- 議案第136号 ふじみ園及び川崎市南部身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について
- 議案第137号 川崎市中部身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について
- 議案第138号 川崎市北部身体障害者福祉会館及び川崎市わーくす高津の指定管理者の指定について
- 議案第139号 川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について
- 議案第140号 川崎市聴覚障害者情報文化センターの指定管理者の指定について
- 議案第141号 川崎市多摩市民館の指定管理者の指定について

議案第142号 川崎市麻生市民館、川崎市麻生市民館岡上分館、川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生分館の指定管理者の指定について

議案第143号 訴訟上の和解について

議案第144号 令和7年度川崎市一般会計補正予算

議案第145号 令和7年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算

議案第146号 令和7年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

議案第147号 令和7年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

議案第148号 令和7年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算

議案第149号 令和7年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算

議案第150号 令和7年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

議案第151号 令和7年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算

議案第152号 令和7年度川崎市病院事業会計補正予算

報告第14号 健全化判断比率の修正の報告について

報告第15号 健全化判断比率の報告について

報告第16号 資金不足比率の報告について

報告第17号 かわさき市民放送株式会社ほか21法人の経営状況について

報告第18号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

第2

議案第153号 令和6年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第154号 令和6年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第155号 令和6年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第156号 令和6年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第157号 令和6年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第158号 令和6年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第159号 令和6年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第160号 令和6年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第161号 令和6年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第162号 令和6年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第163号 令和6年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第164号 令和6年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第165号 令和6年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第166号 令和6年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について

議案第167号 令和6年度川崎市病院事業会計決算認定について

議案第168号 令和6年度川崎市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について

議案第169号 令和6年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について

議案第170号 令和6年度川崎市工業用水道事業会計の利益処分及び決算認定について

議案第171号 令和6年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について

付議事件

議事日程のとおり



出席議員 (60人)

1番	三浦恵美	40番	野田雅之
2番	飯田満	41番	原典之
3番	三宅隆介	42番	青木功雄
4番	嶋凌汰	43番	橋本勝
5番	井土清貴	44番	山崎直史
6番	田倉俊輔	45番	宗田裕之
7番	枝川舞	46番	井口真美
8番	柳沢優	47番	石川建二
9番	山田瑛理	48番	木庭理香子
10番	加藤孝明	49番	堀添健
11番	月本琢也	50番	岩隈千尋
12番	吉沢章子	51番	織田勝久
13番	齋藤温	52番	雨笠裕治
14番	小堀祥子	53番	田村伸一郎
15番	那須野純花	54番	浜田昌利
16番	高戸友子	55番	かわの忠正
17番	仁平克枝	56番	松原成文
18番	高橋美里	57番	石田康博
19番	長谷川智一	58番	浅野文直
20番	嶋田和明	59番	大島明夫
21番	工藤礼子	60番	嶋崎嘉夫
22番	浦田大輔		
23番	平山浩二		
24番	上原正裕		
25番	各務雅彦		
26番	本間賢次郎		
27番	矢沢孝雄		
28番	末永直郎		
29番	市古次郎		
30番	後藤真左美		
31番	渡辺学		
32番	岩田英高		
33番	重富達也		
34番	鈴木朋子		
35番	林敏夫		
36番	押本吉司		
37番	春孝明		
38番	川島雅裕		
39番	河野ゆかり		

出席説明員

市長 福田紀彦
 副市長 加藤順一
 副市長 藤倉茂起
 副市長 三田村有也
 上下水道事業管理者 白鳥滋之
 病院事業管理者 金井歳雄
 教育長 落合隆一
 総務企画局長 池之上健一
 財政局長 斎藤禎尚
 市民文化局長 高岸堅司
 経済労働局長 田邊聡一
 環境局長 中山健一
 健康福祉局長 石渡一城
 こども未来局長 井上純哉
 まちづくり局長 宮崎伸哉
 建設緑政局長 河合征生
 港湾局長 森賢一
 臨海部国際戦略本部長 玉井一彦
 危機管理監 柴山巖
 川崎区長 山口浩
 幸区長 山口美穂
 中原区長 沖本里恵
 高津区長 白井豊一
 宮前区長 齋藤正孝
 多摩区長 佐藤直樹
 麻生区長 東哲也
 会計管理者 山崎陽史
 交通局長 水澤邦紀
 病院局長 森有作
 消防局長 望月廣太郎
 市民オンブズマン事務局長 佐々木智子
 教育次長 田中一平
 市選挙管理委員会委員長 廣田健一
 選挙管理委員会事務局長 山川浩己
 代表監査委員 大村研一
 監査事務局長 井口拓也
 人事委員会委員長 瀧峠雅介
 人事委員会事務局長 柳下裕次

出席議会局職員

局長 石塚秀和
 総務部長 渡辺貴彦
 議事調査部長 鈴木智晴
 庶務課長 大磯慶記
 議事課長 渡邊岳士
 政策調査課長 榎本陽治
 議事係長 田村健太郎
 議事課課長補佐 蟬川千代
 議事課課長補佐 龍口真
 外関係職員

午前10時0分開議

〔局長「ただいまの出席議員議長とも60人」と報告〕

○議長 原 典之 休会前に引き続き、会議を開きます。

○議長 原 典之 本日の議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元の議事日程第2号のとおりであります。(資料編*ページ参照)

○議長 原 典之 これより日程に従い、本日の議事を進めたいと思いますが、その前に御報告を申し上げます。

既に皆様方に御報告を申し上げておきましたが、地方公務員法第5条第2項の規定に基づきまして、議案第115号につきまして人事委員会の意見を求めておりましたところ、異議ない旨の回答が議長宛てにありましたので、ここに改めてお知らせをいたします。(資料編*ページ参照)

○議長 原 典之 それでは日程に従い、本日の議事を進めます。

○議長 原 典之 日程第1及び日程第2の各案件を一括して議題といたします。

直ちに、各会派の代表質問を行います。自民党代表から発言を願います。10番、加藤孝明議員。

〔加藤孝明登壇、拍手〕

○10番 加藤孝明 私は、自由民主党川崎市議会議員団を代表し、令和7年第3回定例会に提出されました諸議案並びに市政一般について質問いたします。

質問に先立ち、5日に御逝去されました本市出身の元パラリンピック競泳選手である成田真由美さんに対し衷心より哀悼の意を表します。成田さんは全6大会に出場され、夏冬を通じ日本選手最多となる15個の金メダルを含む20個のメダルを獲得するなどの御功績を残されたほか、市民文化大使として本市の魅力向上にも寄与されました。感謝申し上げますとともに、御冥福をお祈りいたします。

さて、7月10日に発生した豪雨では、本市にも記録的短時間大雨情報が発表され、中原区及び川崎区の一部で最大約2,610軒が停電するなどの影響がありました。7月の平均気温は1898年の統計開始以降最も高くなり、8月5日には群馬県伊勢崎市で国内最高気温となる41.8度を記録するなど、気候変動等による異常気象や動植物の分布域の変化は国民生活や経済に多大な影響を与えております。特に今夏は全国各地で干ばつが発生し、米をはじめとする農作物への影響は避けられず、逼迫する大規模自然災害への対応も迫られるなど、政治課題は山積しております。そのような中、石破茂内閣総理大臣が辞意を表明されました。アメリカの関税措置をめぐる対応に一つの区切りがついたとのことですが、昨年の衆議院選挙や今夏の参議院選挙での政権与党に対する厳しい審判に端を発するものであり、根底にある政治不信を払拭するためには、解党的出直しの覚悟を持って国民と真摯に向き合う必要があります。本市も市長の任期満了という一つの節目を迎えますが、我々自由民主党川崎市議会議員団は、地方自治こそ民主政治の基盤であるとの信念の下、引き続き市民と最前線で対話を重ねていく決意を表明し、以下質問いたします。

初めに、令和6年度一般会計決算について伺います。一般会計決算は、歳入総額が8,713億2,674万円、歳出総額が8,621億5,368万円となり、形式収支は91億円、繰越財源を除いた実質収支差額は64億6,400万円となりました。市税収入も3年連続過去最高を更新。また、市税収入率が個人、法人の割合が99.6%に至ったことも目を引きます。反面、ふるさと納税による減収額も15億円増加して138億円となりました。令和6年度財政運営の評価について市長に伺います。

近年の市税収入の推移や納税者割合等、経常収支に占める市税の割合とその特徴について伺います。また、ふるさと納税に対しては様々な要請や対策を講じてきても流出額が拡大してしまいましたが、見解と対応を伺います。昨年も物価高騰に対して必要な施策、事業を着実に推進したとの見解でしたが、令和6年度中も入札不調や契約変更による工事額増加も続いています。本市事業並びに市民生活への物価高騰対策について改めて伺います。インフラ整備については、単価等で目に見えて金額推移が分かりやすいですが、最低賃金が過去最高の伸びをもって上がっていく中で、教師、幼稚園教諭、保育士、介護士、看護師等、本市施策にも大きな影響のある人件費、それに伴う委託料や保険料についての見解を伺います。今回の決算や普通交付税不交付団体に鑑み、財政的に豊かなまちであると間違ったイメージが先行するやもしれません。臨時財政対策債を加えた市民1人当たりの政令市比較に見た本市の実態について伺います。

市長は間もなく3期目の任期が満了となりますが、課題解決のためとはいえ、減債基金からの大きな借入れなどが現存するのを目の当たりにして、どのような思いをお持ちでしょうか。収支不足に対していわゆるスクラップを徹底できた上での決算とお考えでしょうか、率直な見解を伺います。

次に、川崎市総合計画第3期実施計画、令和6年度事務事業評価結果における建設業振興事業について伺います。建設業界では経営者の高齢化と後継者不足が顕著化し、廃業する事業者が増え続けています。当然、それに伴い人手不足が深刻化し、円滑な事業推進や技術の継承が困難な状況であり、課題への対応が急務となっています。本事業では、令和6年度の取組として、中小建設業事業者を対象に事業承継をテーマとした経営支援研修会を開催しています。今年度の取組の内容と実績、参加者からの意見等があれば具体的に伺います。

建設業界が支える市内のインフラ設備は、市民生活に欠かすことができない施設であり、生活を豊かにし、市内の産業を発展させます。そんな建設業界、とりわけ市内の建設事業者の衰退は、市民の財産でもある様々な施設の維持管理や災害時等への対応などにも大きな影響を及ぼすことは容易に想像できます。事業承継のサポートを含め、市内の中小建設業事業者の育成、経営支援や受注拡大の取組を様々な形で今後も進めていくべきですが、見解を藤倉副市長(49ページに「加藤副市長」と訂正)に伺います。

次に、仮称シティプロモーション戦略に関する方針の策定について伺います。公害の克服に代表されるように、本市の今日までの発展は過去の逆境を乗り越えんとする不屈の挑戦にあると申しても過言ではありません。しかしながら、他市に勝る取組を有しながらも知られていない、本市における発信力の欠如はこの間も指摘され続けてきたところですが、いまだ目覚ましい変化は見られていません。このたび本市の重点施策について内外の認知度の向上を目的に、シティプロモーション推進室の体制が大幅に強化されることになりま

した。過去に歴史を動かしたプロパガンダ、広報戦略は秀でた人材を集めた組織ではなく、1人の優秀な広報官によってなされたものであり、新たに設置される重点政策広報担当には大いに期待を寄せるものです。これまでの本市の広報戦略のどこに課題があったのか、新たな担当の果たすべき使命についても伺います。また、人の世界においても見かけ倒しという言葉があるように、外見と内面が一致せずに相手の期待を損ねることがあります。当該戦略は実態とかけ離れたものとなっていないのか、見解を伺います。

次に、職員向け令和6年度働き方についてのアンケート調査の結果報告書について伺います。令和6年度の職員アンケート調査では、休暇が取りにくいと回答した職員が依然として多く、特に女性職員では休むと周囲に迷惑をかけると感じている割合が男性よりも1割以上高いという結果が示されました。休暇が取れない職場は、長時間労働による心身の不調や離職のリスクを高め、人材流出につながります。また、休暇を妨げる風土はハラスメントや労務トラブルの温床ともなり得ます。さらに、災害や感染症などで突発的な欠勤が生じた際にも、代替体制がなければ市民サービスの停止につながりかねません。つまり、誰が休んでも業務が回る組織であることは、市民サービスを守る上でも不可欠な危機管理であります。休暇を安心して取得できる職場文化を醸成するためにどのような取組を進めるのか、見解と対応を伺います。特に女性特有の健康課題に関わる生理休暇については、制度上は認められているにもかかわらず、実際には取得率が低迷している職場があると承知しています。制度があっても使いにくい現状をどのように分析しているのか伺います。

次に、保有個人情報の漏えい等の報告遅延に関する個人情報保護委員会からの指導について伺います。USBの紛失を含む個人情報の流出が止まりません。発覚のたびに再発防止を徹底するとの釈明は、もはや流行語になりそうな勢いです。情報管理の厳格化が叫ばれるも、その具体的な対応方法はファイルへのアクセス権の設定とされ、そのたびにパスワードの入力を求められる労力は働き方改革に逆行するものです。不祥事が生じるたびに何かをしなければならぬという強迫感が先行する対応策は的外れになりかねません。また、一概に情報と申してもその内容や重要度は千差万別、その解釈も個人の主観に負うところが大きく、全てを同列に論ずるは、かえって混乱を招きかねません。本市から流出した情報が悪用された事例、流出に伴う実害などはどの程度生じているのか伺います。また、国の保護委員会への報告が遅延したことについて、報告の意義と委員会が果たすべき役割、報告せずとも実害なしとの認識なのか、国からの指導をどのように受け止めているのか伺います。

次に、川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例に基づく令和6年度の中小企業活性化施策の実施状況における受注機会の増大等について伺います。現在、本市の入札案件では、競争性の担保を妨げる可能性がないような案件においても、制限を緩め、市内の中小企業専門事業者による受注が妨げられている事例が見られます。しかしながら、品質確保の観点からも専門事業者による落札、履行は極めて重要です。中小企業活性化、市内の専門事業者の受注確保や育成に寄与する取組として、入札の参加条件に専門的な資格や資機材の所有の有無等の条件づけを行うことは重要であり、業界団体等からのヒアリングなどを行ったことがあるのか伺います。また、あればその内容を伺います。

入札に際し、専門的な資格の有無や資機材の所有などを元請条件とすることは重要視されるべきであり、そこには契約課でなく所管局による強い条件づけが求められます。見解

を財政局長と藤倉副市長に伺います。

川崎市産業振興協議会からの主な検証意見として、現在、試行実施している変動型最低制限価格制度について、今後の方向性を示してほしいとされています。本年3月に開催された協議会の会議録では、一般社団法人川崎建設業協会の委員より、市から建設業へ行ったアンケートでは、反対意見が多かったにもかかわらず反映されることがなく、令和6年度も実施することとなっており、何とかならないかとの意見がありました。経営支援部長からは、入札契約制度の所管局の財政局と連携して取り組んでおり、御意見を共有させていただくとの回答です。意見がしっかりと共有されたのか伺います。また、業界からの反対意見をどのように受け止めているのか伺います。制度の維持は競争性の担保と全く異なるものです。今後の対応も併せて伺います。電子入札についてです。工事や委託を請け負う業界の中小企業事業者には、経営者自ら営業や経理、入札業務をこなし現場に立つ方も多くいます。現在の電子入札は午前8時から午後8時の間に実施されていますが、入札を終え安心して現場に出たいので開始時間を早めてほしいとの要望を受けています。会社の存続をも左右する入札を無事に終え、一日の仕事に挑みたいとの気持ちは十分に理解できるものです。開始時間を早めることへの見解を伺います。

次に、令和6年度川崎市プレミアムデジタル商品券事業について伺います。国の地方創生臨時交付金を活用したPayPay株式会社への委託事業として、市民の暮らしと企業活動への影響を踏まえ、消費の下支えを通じた地域経済活性化及びデジタル化促進を目的に行った本事業は、大型店舗が約35億117万円で74%、中小店舗が約12億5,277万円で26%の利用状況でした。中小店舗の約3割が大型店舗で利用されていることとなります。掘り下げて各区の利用状況はどうだったのか。市内7区の店舗種別並びに金額、利用割合を区ごとに伺います。

次に、日産自動車追浜工場の車両生産終了時に伴う市内中小企業向け特別経営相談窓口の設置について伺います。米国の関税見直しは我が国の製造業、特に自動車産業に与える影響は決して看過できるものではありません。産業の空洞化や製造業の海外進出等は今に始まったものではなく、工場立地の取捨選択は時の経営判断に委ねられています。半導体分野もしかり、新たな進出先には雇用面のみならず、経済効果が期待されることから地元には好感を持って受け入れられがちな反面、撤退する側の自治体にあっては税収減等の心配が残されています。追浜工場における令和9年度末の生産終了に伴い、中小企業への資金繰り等が懸念されることから窓口を設けるとのことですが、本市における影響をどの程度と見込んでいるのか、また、市外の一企業における相談窓口を設けることは異例の対応に見えなくもありませんが、設けるに至った経緯と過去の実績、相談件数、また窓口のみならず、融資枠の拡大等の実利面における支援拡充の可能性について伺います。

次に、マイナンバーカードについて伺います。国は紙の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化する方針を示していますが、依然として紙を残してほしいという声や利用が不安という声があるのも事実です。一方で、紙の保険証による事務手続のミスは年間600万件以上も発生しているとされ、これが膨大な人件費や行政コストにつながっています。これらの効率性の欠如は、最終的に税や保険料の形で若者世代や現役世代に重い負担として跳ね返ってくるのも事実です。日本は2040年には3人に1人が65歳以上となり、社会保障給付費は190兆円に達すると推計されています。現役世代1人当たりの負担は年間

400万円近くに上るとされ、この現実を直視すれば、徹底したデジタル化によって行政コストを削減し、限られた財源を未来世代に振り向けることが不可欠です。マイナンバーカード普及を進めることで、どの程度の行政コスト削減や効率化が見込まれると本市は考えているのか伺います。

将来世代の負担を軽減するために、本市はマイナンバーカードの普及促進をどのように位置づけ、市民に説明しているのか、加藤副市長に伺います。

また、現在の本市マイナンバーカードの普及状況と促進に向けた取組を伺います。

次に、新たなミュージアムの検討状況について伺います。令和元年東日本台風により、昭和63年に開館した旧川崎市市民ミュージアムは、浸水被害により開館以来の甚大な被害を受けてしまいました。以来、安全な場所に移転をするため、6年の時を経て新たなミュージアムの適切な立地場所を検討してきました。本年3月13日付で新たなミュージアムに関する基本計画を示し、生田緑地ばら苑及び周辺区域再整備エリアを開設地として決定しました。さらに本年7月24日付で新たなミュージアムの検討状況を示しました。方針では、エリアの魅力向上と価値を高め、市民サービスの向上を目指し、エリア内の配置の検討を進めています。示された方向性では、「機能、維持管理」「環境、景観」「利便性——内外アクセス」「安全性」「経済性」の5項目を考慮した評価基準の下、複数の配置案を示しています。また、絞られた3つの案を数値化した結果、A案を6点、B案を零点、C案を3点としています。市民などの意見をどのように取り入れ、点数化したのか伺います。また、事業活動のスケジュールの官民役割分担の方向性では、ケース3案を示しています。民間活用手法としては、PFI-BTO方式として、施設完成後に所有権を公共に移転するとしています。JVとSPCのメリットの違いを伺います。本年11月に管理運営計画案を策定するとしていますが、検討状況について伺います。生田緑地ばら苑と新たなミュージアムのスケジュールは並行して進んでいきますが、民間活力導入の検討は並行して行っていくのか伺います。

次に、川崎市民プラザの今後の方向性について伺います。市民プラザは昭和54年に開館し45年が経過、施設の老朽化や耐震化の課題から、本年2月に今後の方向性が示され、今年中に基本的な考え方を公表する予定です。まず、市民プラザの現状について伺います。今回、示された今後の方向性では、耐震補強工事等を実施せず、現施設の利用を終了することとしており、利用者等への影響を考慮し、利用終了時期は令和8年度末を目途とするとしています。市民プラザは、体育教室や文化講座の実施や市民による様々なサークルの活動の場となっており、施設利用者からは、今後も継続した利用を求める声が多くあります。令和9年度以降の市民活動を維持継続させるためには代替施設等が必要となりますが、市民の活動の場をどのように考えているのか伺います。今後の方向性では、市民プラザがこれまで果たしてきた機能や役割を踏まえ、改めて必要な機能を整理した上で施設整備について検討を進めるとしています。必要な機能とは何を想定しているのか伺います。周辺公共施設との連携はあるのか伺います。また、市民意見の聴取について伺います。あわせて、当施設の指定管理制度への見解を伺います。

次に、川崎駅東口駅前広場での路上演奏の登録制の試行実施について伺います。音楽のまちを標榜する本市にとって、まちじゅうに様々な音楽があふれ、多くの人々が音楽を通して心豊かに交流することのできる路上ライブは貴重な文化資源の一つとなっています。

本市内の街角、路上から大きく羽ばたいた路上ミュージシャン等、いわゆるバスカーも多く、川崎のまちで演奏することに価値を見いだす奏者も少なくありません。そうした中、時代の流れ、社会背景の変化もあって、バスカーを取り巻く環境も変化し、かつてのおおらかさが薄れてきたことは残念でなりません。特に川崎駅東口駅前広場での路上ライブについて、様々な報道がなされ、バスカー、バスカーを応援する地元の方々、行政がその対応に腐心されました。そこで、このたびの登録制導入に至った経緯を伺います。また、登録制導入についてかんかんがくがくの議論があったとのことですが、登録制導入を決めた理由を伺います。自由な音楽の風土を育んできた本市において、この登録制が将来に影を落としかねないと懸念いたしますが、見解と試行実施期間後の課題整理の在り方について伺います。

次に、カワサキ文化公園について伺います。当施設は、若者文化創造発信拠点、カワサキ文化会館の後継施設として今年21日にオープンを迎えます。「川崎新！アリーナシティ・プロジェクト」へと若者文化を継承することを想定し、アリーナ開業予定であった令和10年10月までの仮施設として検討された経緯がありますが、アリーナの開業が2年程度遅れることに伴い、事業実施期間や補助等に変更が生じているのか伺います。

次に、小児医療費助成制度の拡充について伺います。我が会派はこれまで子どもの医療費助成は自治体間に格差はあってはならないという立場を取り、助成制度は一律、国の責任で行われるべきだと主張してきました。さらに持続可能であることを大前提とし、制度の拡充を図るべきだと提言してきました。最近、多摩川格差といった言葉が市民の間でささやかれるようになっております。その意味は、多摩川を挟んで都内の子育てや子育て支援サービスは手厚く、本県側は手薄だと比較し、やゆするものであります。一方、隣接する横浜市では、今夏の市長選挙の結果、18歳まで小児医療費無償化を公約とした市長が再選されました。近隣自治体における拡充に向けた検討も進み、本市の対応も注目されていた中、本年8月、我が会派を含む市議会4会派にて、市長に対し小児医療費助成制度の拡充を求める要望書を提出しました。こうした状況を鑑みた市長は、8月25日の記者会見で、対象年齢を18歳まで引き上げると明言されました。一部負担金も求めないとしています。我が会派は、一部負担金の役割について、適切な受診と適正な受益者負担を促す効果があるものとして一定の理解をしています。もちろん制度全体の持続性が担保できるなら、一部負担金の廃止は歓迎すべき変更点であります。何ゆえ一部負担金を廃止する政策判断に至ったのか伺います。また、扶助費の全体が増加傾向にある中、恒久的な財源確保は可能なのか伺います。新制度の開始時期を市長が決断したからには早く実施すべきとの声もあります。1年後の令和8年9月から制度変更を開始するとした理由を伺います。

財源についてです。本市の影響額は高校生世代まで拡大し、一部負担金を廃止すると約12億9,900万円となります。対象年齢を18歳まで引き上げた場合、拡大後の助成対象者数は、高校生世代の3万3,874人を加えた計21万3,283人となります。高校生世代1人当たりの助成額については、2万7,010円を想定して算出しています。影響額の算出の根拠については、これまでの受診率等の実績値を考慮して積算したのか、想定した額について伺います。県単独補助も条件つきで3分の1の割合で交付されています。現状、県単独補助金は中学校を卒業するまで対象としていますが、令和8年9月から、本市の一般財源の負担増額に伴い、県単独補助金の対象拡大を求めることも必要かと考えます。県との協議について伺い

ます。

次に、川崎認定保育園に対する助成制度について伺います。川崎認定保育園は、本市の保育施策において欠かせない存在であり、多様な保育ニーズに応える柔軟な受皿として長年にわたり地域の子育てを支えてきました。そうした中、昨今の人件費の上昇や物価の高騰は認定保育園の経営を直撃しており、これまで以上に厳しい運営状況に置かれています。このような厳しい情勢にもかかわらず、川崎認定保育園に対する助成金が長年にわたって据え置かれている現状を本市はどのように認識しているのか伺います。特に助成の大部分が人件費に充てられている以上、人件費の上昇に対して何らかの運動性や見直しの仕組みがなければ、現場の負担は今後さらに増していくことが懸念されます。加えて、施設運営においては光熱費や家賃といった毎月必ず発生する固定費の負担も非常に大きく、これらは節約できる費用ではなく、必要不可欠な支出です。特に光熱費については、国の補助制度の有無によって支給が左右されている現状がありますが、近年の異常気象や猛暑が恒常化する中で、子どもの健康を守る観点からも、エアコンの早期使用は不可欠であり、安定的な支援が求められます。人件費、光熱費、家賃といった保育施設の持続的な運営に不可欠な経費に対し、川崎認定保育園を公的に支えていくために、助成制度の見直しや補助対象・水準の再検討が必要と考えますが、見解と対応を伺います。川崎市行財政改革第3期プログラムでは、川崎認定保育園等の認可外保育施設の認可保育所への移行を推進するとされています。この移行推進の目的は何か伺います。一般的には、認可保育所へ移行することで国からの補助対象となるなど、財政的な面での効果も考えられますが、本市としてどのような狙いを持って移行を進めているのか伺います。川崎認定保育園を運営する事業者の中には、保育の独自性を担保するために、あえて認可外保育施設である川崎認定保育園という形態にこだわっているところもあります。こうした事業者に対し、本市としてどのように位置づけ、支援していくのか伺います。また、認可保育施設への移行を前提としない多様な選択肢をどう保障していくのか、見解と対応を伺います。

次に、産後ケア事業宿泊型の委託料の見直しと災害時対応、利用拡大について伺います。令和6年度から利用料金の減免制度を導入したことにより、産後ケア事業の利用実績は令和5年度の約2倍に増加しています。利用しやすい環境が整ったことで、これまで活用できなかった方々も積極的に利用するようになってきました。産後ケアは、母親の心身の安定を支え、産後鬱の防止につながるとともに、子育てのスタートを安心して迎えるための基盤となるものであり、その重要性はますます高まっています。産後ケア事業宿泊型の委託料は事業開始から11年が経過した現在も1日3万円——1泊2日で6万円に据え置かれています。しかしながら、物価や最低賃金の上昇、人件費や光熱費の増大により、委託事業者の経営を圧迫しています。市内助産院での分娩件数が減少し、分娩収益だけでは施設維持費を賄えなくなっている現状を踏まえれば、助産院において空きベッドを活用して運営するという従来の位置づけを見直し、委託料の在り方を抜本的に検討する必要があります。現状認識を含め、見解と対応を伺います。また、物価や最低賃金の変動に応じて委託料を定期的に見直す仕組みを導入する考えはあるのか伺います。現場から指摘される2人以上受け入れなければ赤字になるという試算について、市として検証を行う考えがあるのか、見解と対応を伺います。

災害時の対応についてです。看護協会、医師会、薬剤師会などとは既に災害協定を締結

し、支援体制が構築されています。一方で、助産師会については、以前から必要性が指摘されながら、協定締結には至っていません。能登半島地震においても助産師による支援活動が行われたように、災害時における助産師の役割は大きいと考えますが、助産師会と速やかに協定を結び、災害時の活動に位置づけることについて見解を伺います。利用対象の拡大についてです。現在、訪問型を除く本市の産後ケアは原則として生後4か月までを対象としています。しかし、母親へのケアや家族支援の重要性は、子どもが成長した後も継続して求められており、一部の施設からは1歳までの受入れも可能との声が上がっています。一方で、動き回る子どもを安全に預かれる環境が整っていない施設も存在します。安全第一を前提に、施設ごとに受入れ可否を判断し、必要な施設基準を設けた上で、1歳までの利用を段階的に拡大していく考えはあるのか伺います。

こども家庭庁は、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、子ども・子育て支援交付金による産後ケア事業補助を行っています。補助メニューが複数設定されている中で、本市の交付金活用メニューの選定根拠を伺います。産後ケア事業を利用する際に、支援の必要性があるか否かを判定していると承知していますが、その判定方法や基準についてはどのように定められているのか伺います。また、判定に当たり、医療的リスクだけでなく、心理的・社会的リスクを反映させる考えについて伺います。関連して、川崎市医療機関における宿泊ケア事業について、目的と対象者及び実施期間を伺います。事業の対象者を受け入れる実施機関は、今年度より日額7,000円が加算されることになりました。一方、産後ケア事業宿泊型で助産所を利用する方の中には、制度上は一般妊産婦とされながらも、実際には心のケア等を必要とする方がいるのも事実です。そういった方々は現行制度では加算の対象外とされており、制度の趣旨と現場の実態が乖離しています。産後ケア事業宿泊型で助産所を利用する場合、支援の必要性が高い利用者を受け入れた場合には、加算対象とすることを検討すべきです。見解と対応を伺います。

次に、放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性について伺います。11月に来年度以降の取組内容の具体化を図るとともに、その内容を次期こども・若者の未来応援プランへ反映する方針であることが示されました。学童期については、わくわくプラザ事業をこれまでの全児童対象事業と放課後児童健全育成事業に区分するもので、委員会での中間報告は、議会の意見を聴取する丁寧な対応であったと評価します。一方、本年下半期に予定されている施行実施まで時間がない中、当事者である児童や保護者のニーズ調査が不十分であり、手続上の変更点など不明確な点も多いと考えます。見解を伺います。また、市独自基準により全児童に法定と同基準の職員配置、面積確保による活動を今後も提供するためには、指定管理事業者や教育委員会事務局との協議連携が必要です。現状を伺います。特に指定管理業務における令和6年度事業の年度評価では、職員配置に起因する低評価の事例が報告されるなど、職員の確保策が重要ですが、見解と対応を伺います。中間報告では民間学童について言及がありませんでしたが、放課後の子どもの居場所としてどのように位置づけているのか、見解を伺います。関連して、朝の居場所づくりについて課題認識と検討状況を伺います。思春期については、ニーズが複雑な上に各地域の取組状況にも差異があるため、学童期と比較して次期プランにおける具体的な方針が見えておりません。

見解と検討状況を伺います。

次に、学校施設長期保全計画の改定の考え方について伺います。本計画は平成26年度からおおむね10年間で第1期取組期間として進めてきた中で、今後、第2期取組期間を進めていくに当たり、これまでの取組による成果や課題を整理するとともに、策定時からの状況変化も踏まえ、必要な改定を行うものとして、先月の文教委員会にて報告がありました。当初計画の進捗状況及び事業評価を伺います。最も老朽化が進んでいる校舎Cグループについては、今後、給排水設備や電気設備等の設備の更新を中心に行う整備、いわゆる設備再生のフェーズに入っていきます。給排水設備等の更新に至っては、各学校における設計関係図書がしっかりと保存されていることが大変重要です。各校における設計関係図書の保管状況について伺います。あわせて、各校における設備修繕履歴の把握は適切に行われているのか伺います。関係図書については、どの部署がどのように管理することとなっているのか伺います。その管理手法に問題はないのか、併せて伺います。仮に関係図書が適切に保管されていなかった場合、工事費用と工期に大きく影響すると考えられますが、その場合、どのように計画を進めていくのか伺います。当初の目的では、本計画を進めることで、将来の財政支出の縮減と平準化が図られるとの試算がされていますが、第1期取組期間での検証等と計画改定の目的を踏まえ、再度試算し公表するのか見解を伺います。

次に、学校体育館への空調設備整備方針検討状況について伺います。ライフサイクルコストを踏まえたエネルギー源については、都市ガスが有利とまとめている中で、インシヤルコストの部分で都市ガス、L Pガスが1.0倍となっています。都市ガスにおいては、より安全で供給の確実性を高める上では、空気吸入式移動式ガス発生設備の導入が不可欠ですが、この点は考慮されているのか伺います。L Pガスにおいては、室外機を1台減らすことも可能であると同時に、バッテリー機能を発電機に移行することで、インシヤルコスト抑制も可能ではないでしょうか、伺います。ランニングコストについては、都市ガスに比べL Pガスが1.5倍となっています。明確な根拠を伺います。条件を等しく比較した場合、L Pガスは、単価は高いがガス使用量が少なく、都市ガスは、単価は安いですがガス使用量が多くなるのが一般的です。しかしながら、本市公共施設に供給されているL Pガスの契約単価は都市ガス単価の1.5倍までの開きはありません。改めるべきですが、伺います。

設置制約については、保管庫の確保や供給車両の動線を課題としていますが、本市及び他都市の学校において問題が発生しているのか伺います。中学校給食をスタートさせた際、動線確保や配膳施設を設置していることから、制約ありと拙速に判断すべきではありません。見解を伺います。防災機能については、都市ガスではガス管の耐震化が進んでいると評価されていますが、根拠を伺います。耐震化とはP E管のことを示しているものと思われませんが、各学校周辺のその整備状況について伺います。また、確実にガス供給が行われるためには整備率はどの程度必要なのか伺います。ガス管が地中に埋設されているから安心して供給されるとは限らず、地上の圧力調整器が機能しなくなることも想定され、仮に1か所でも管が破損し、ガス漏れが発生した際、供給停止がどの範囲まで及ぶのか把握が難しいことが考えられます。一方、L Pガスにはこれらの指摘は当たらないと言えます。防災機能面での評価の見直しについて伺います。全体の問題として、エネルギー源のベストミックスを追求すべきです。普通教室、特別教室、給食室、そして体育館、各施設の既存空調設備の熱源を考慮し、バランスよく体育館の熱源を選択すべきですが、伺います。

中間報告では、空調未整備の体育館155棟、武道場等44室の空調設備の整備について、PFI等を中心に令和11年度までに進めていく方向性が示されています。事前のサウンディング調査では、契約後2～3年程度でできるといった意見や、PFI等の一括発注方式を採用する場合、着工までに4～5年を要し、完成までに10年程度かかるといった意見があった中で、令和11年度までに整備できると示した根拠を伺います。令和11年度までに完了するスケジュールが示されていますが、工事は夏休み期間中での実施を前提としているのか伺います。夏休み期間中での工事の場合、事業者側の目線では、酷暑対策が課題となります。状況によっては夜間工事も取り入れるなど、施工事業者の意見をしっかり聴き、適切に反映すべきです。見解を伺います。PFIでの一括発注を行う場合、前回の普通教室への空調設備設置案件でも選定評価委員会から指摘のあったとおり、市内事業者が単なる下請ではなく企画、設計、施工全般にわたって参画することが民間活用推進方針の理念からも評価される仕組みとなるよう取り組むべきです。見解を伺います。

次に、今後の部活動の在り方の検討における取組状況について伺います。部活動の地域移行については、拠点校方式による実践研究を通じた成果として、顧問教員の負担軽減や技術指導の充実が挙げられる一方、担い手となる地域クラブの育成や地域指導者の確保が課題となっております。対応の検討状況を伺います。また、従来の実践校方式に加えて、地域スポーツ団体との連携・協働による取組も検討され、一部実施されておりますが、今後の展望を伺います。新たな取組として、令和5年度に市立中学校の全生徒、教員、保護者を対象に実施したアンケート結果を基に、本年8月に全中学校の代表生徒が対話を重ねた上で、今後の部活動の在り方についての意見やアイデアが提案されました。部活動が多くの方たちに支えられながら行われていること、また、学校の先生という仕事について考える有意義な機会であったと考えます。今後、生徒からの意見の内容を踏まえて、川崎市立学校の部活動に係る方針を改定することです。方針の作成段階や改定による変化の実感など、適宜生徒にフィードバックすることが大切です。その手法を伺います。

次に、川崎市八ヶ岳少年自然の家の老朽化に伴う今後の方針について伺います。八ヶ岳少年自然の家は、昭和52年に開設以来、延べ約80万人の子どもたちが親子世代にわたって自然教室等で利用しており、多くの市民にとって共通体験の場となってきました。富士見町に整備された経緯、目的を伺います。あわせて、政令市における本市少年自然の家に類する市外施設の設置状況を伺います。現在、教育委員会は、少年自然の家の老朽化の進行や土砂災害警戒区域に指定されていることも踏まえ、施設の今後の方向性について、現地での再編整備、富士見町内での移転整備、他施設の活用という3つの案の中で、再編整備の検討については一旦凍結し、他施設の活用、いわゆる選べるチョイスを軸に、小中全170校の自然教室が実施できるよう段階的に推進していく方向性を示しています。将来にわたり持続可能な取組を第一と考え、令和4年以前に大規模改修などを念頭に再編整備基本計画を策定する方針で進めていた当時のおり、施設整備を前提にした検討を選べるチョイスでの自然教室の運用と並行して進めるべきではないでしょうか、見解を伺います。加えて、本市の依頼に基づいて、富士見町からあった具体的な候補地提案に対して、求める要件を満たした整備可能な土地が存在したとの報告がありましたが、当該地での施設整備を行った場合の整備概要、費用と工期を伺います。自然教室について、本市少年自然の家を利用した場合と他施設を利用した場合について、公費支出の考え方を含め、保護者の

費用負担はどのように変わるのか具体的に伺います。あわせて、増加した保護者負担を市として補填する考えはあるのか伺います。検討に当たっての中間報告では、八ヶ岳と比較して移動距離が短く、その分負担軽減になったという意見もありましたが、ノウハウが蓄積されてきた八ヶ岳と異なり、新しい施設となることによる様々な負担があったとのことです。例えば短期間で何度も下見に行かなくてはならず負担が大きかった、学校側と施設側との間の認識そごや現場での臨機応変な対応に苦慮した、学校と他施設とのマッチングの結果、他都市との競合により、希望どおりの日程で予約ができなかった、一部の施設に希望が集中し、人気のある施設では希望校全校の受入れができなかった、施設によってはバスが手配できず一部の学校において新幹線を利用することとなった、さらには、施設によって必要書類や利用ルールが異なることによる事務負担の増加などがあったとのことです。現場教職員の負担軽減への対応をどのように進めていくのか、見解と今後の取組を伺います。

富士見町とは、八ヶ岳少年自然の家を建設して以来、様々な交流を進めてきた歴史があります。令和5年には、両市町の今後の発展と交流の深化を祈念した取組として、友好協定締結30周年記念式典が富士見町主催で実施され、市長も出席しています。本市少年自然の家の運営にも大きな影響を及ぼす自然教室が仮に全て他施設の活用となれば、施設自体の存廃の議論にもつながります。これまで築き上げてきた両市町間の関係をどのように考え、発展させていくつもりなのか見解を伺います。

次に、国も健康格差の縮小や生涯を通じた齶蝕予防に必要と認めるフッ化物洗口を小中学校に導入することについて伺います。我が会派は継続して小中学校への導入を求めてきました。前回の定例会一般質問においては、市内の1区、2校の齶蝕のデータを用い、健康格差と言える一例を示しました。今年度は予算を増額して取組の強化を図ることとしています。各区1校で進める今年度の取組について、具体的に伺います。

次に、本市の障害福祉サービス及び障害児通所支援におけるセルフプラン率の自治体間格差と適切な相談支援体制の整備の必要性について伺います。児童福祉法に基づく障害児通所支援における本市のセルフプラン率は90.7%と非常に高い数値となっています。ただし、この数値は実態を正しく反映しているものではありません。放課後等デイサービスや児童発達支援を利用する児童の中には、障害者手帳の取得には至りませんが、発達に心配があるお子さんも多く、保護者の中には、まず施設を利用させたいという思いから、相談支援専門員によるプラン作成を重視しないケースや、相談支援専門員による支援計画作成の場合、自宅訪問などを伴うため、それを望まない保護者が少なからずいるのが実態です。加えて、各区に整備した子ども発達・相談センターにおける専門職による支援方針作成も統計上はセルフプランに分類されてしまいます。以上のことから、セルフプラン率のみをもって評価すべきではありませんが、支援計画作成の現状と課題を伺います。また、業務が逼迫していた地域療育センターが医療的ケア児等への早期支援開始に対応するため各区に整備した子ども発達・相談センターは、他自治体には例のない取組です。改めてその役割と成果及び課題を伺います。一方で、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにおける本市のセルフプラン率も64.1%と、全国の政令市の中でも極めて高い水準となっています。隣接する横浜市においても同様に高率である一方で、浜松市や新潟市ではほぼゼロに近い状況にあり、自治体間で極端な差が生じています。本市のセルフプラン率が他の

政令市と比較して突出して高い理由をどのように分析しているのか伺います。要因の一つとして、指定特定相談支援事業所の国の報酬水準が低く、人材確保や事業者の新設が進めにくいことが挙げられます。障害福祉サービスの計画は、利用者や家族の思いに基づき、生活の質を高めるためのものであるはずですが、現状は必ずしも利用者ファーストになっていないと言わざるを得ません。利用者が中立的な立場から支援を受けられるようにするため、望ましいとされる相談支援体制の在り方を伺います。通所施設等に依存しない独立型の相談支援事業所を育成し、利用者が公平に選べる環境を整備することも有効と考えます。現在の補助制度は新たな相談支援専門所の立ち上げを支援する仕組みにはなっていません。新設支援の制度を設けるべきと考えます。見解と対応を伺います。

これらを踏まえ、利用者にとって本当に必要な支援が公平かつ適切に届くよう、利用者ファーストの視点に立った抜本的な見直しが求められています。市長に見解と対応を伺います。

次に、地域活動支援センター補助金について伺います。同センターは、市内の精神障害者の日中の居場所や社会参加への準備を支える貴重な場所として存在してきた中、同センターへの運営補助金は、平成19年度に要綱が定められました。この特徴と成果、今日までの課題と対応策について伺います。この間、物価及び人件費等の高騰により、同センターの置かれている環境は厳しさを増しています。10年間据え置かれた運営補助金は当事者にとって切実な問題となっています。今後の補助金増額に向けた見解を伺います。

次に、看護師等確保のためのインセンティブ制度の創設について伺います。看護師等確保に向け、令和7年度から川崎市看護協会と健康福祉局等の関係者との意見交換会が定期的開催されるようになったことは大きな前進です。今後も意見交換を継続し、本市で看護師が働きたい、働き続けたいと思えるような環境とするため、市独自のインセンティブ制度の一つとして、住宅確保に対する支援を検討すべきと考えますが、課題を含め見解を伺います。インセンティブ制度の創設には大きな予算措置が必要で、実現までには相応の時間を要するものと想定されます。短期的に可能な支援についての見解を伺います。加えて、他都市では奨学金返済支援やキャリアアップ研修支援など、財源や制度設計に工夫を凝らした事例もあります。こうした施策も参考にしつつ、本市としてどのような支援が有効と考えるのか伺います。

次に、高齢者とペットの問題への行政の対応と制度的整備について伺います。高齢者が入院、施設入所、死亡した際に、飼育していたペットの行き場がなく、部屋に取り残されるケースが市内でも発生しています。特に独居や低所得の高齢者の場合、行政と本人との接点が少ないことから、地域包括支援センターやケアマネジャーが対応に苦慮し、最終的にボランティア団体に頼らざるを得ない状況も発生しています。民法上、動物は所有者の財産として扱われており、行政が所有者の同意なく一方的に引き取ることは原則として認められていません。このような場合に備え、愛護センター等で緊急的に一時預かりが可能となるように柔軟な対応ができる仕組みを検討すべきですが、課題を含め見解を伺います。また、施設入所や在宅介護の調整を行う中で、ペットを手放したくないから施設に入れなといった事例が多数存在します。こうした状況を踏まえ、ケアプラン作成時の初期段階で、利用者がペットを飼っているか否かを把握する項目を設けることは、高齢者本人の生活設計にも、施設や家族、ボランティアとの連携にも有効です。既に他自治体では先行事

例もある中、本市としての検討状況を伺います。本市のボランティア団体の活動は全て自主的なものであり、現状では、行政が制度を持たず、ボランティアに頼る構造が定着してしまっています。今後、同団体のような活動を正式に委託、支援し、持続可能な体制をつくる必要がありますが、見解を伺います。

本市の市営住宅ではペット飼育は禁止されていますが、実際には一定数の住戸で飼育が行われている実態があります。契約時には誓約書も取り交わしますが、違反が判明しても指導止まりで是正が難しく、退去も命じられないのが実情です。誓約違反があった場合の対応について伺います。また、猫などは鳴き声も少なく、野良猫が入っただけと説明されるなど、飼育の実態確認すら困難なケースもありますが、禁止行為を是正できない状況は適切ではありません。ペット飼育の実態把握に向けた調査や情報収集への見解を伺います。過去にはペット共生型住宅の導入が検討されたこともあったと聞いておりますが、現時点での見解、課題認識について伺います。

これらの課題は、生活衛生課、動物愛護センター、包括支援センター、市営住宅管理課、介護保険課、社会福祉協議会など複数部門をまたがる庁内横断的課題です。各所で部分的に対応している現状では限界があり、庁内プロジェクトチームの設置や連携マニュアルの整備、予算措置の検討を本格的に進める必要があると考えます。市長に見解と対応を伺います。

次に、AED事業並びに消防団事業について伺います。本年7月には、株式会社セブーン・ジャパンとAED設置に関する協定を締結し、10月には公共施設設置と合わせて913台となる予定ですが、さらなる展開への見解を伺います。コンビニへ設置協力をいただくからには従業員等も使用できる必要がありますが、対応を伺います。あわせて、設置状況について地域への周知方法を伺います。AEDを知ってもらい、使い方を覚えていただくからこそ、いざというときに救える命を増やしていけるとの思いで、民間企業や民間病院、または各種団体等と連携しながら施策を展開していると思いますが、具体例があれば伺います。

総合計画第3期実施計画、消防局に関する事務事業評価結果のうち、地域防災支援事業については、消防団員と連携した訓練指導等の実施回数には、実績の明記はあるものの、目標数が定められておりません。理由について伺います。消防団関係事業については、消防団協力事業所数と消防団応援事業所数は目標達成しているものの、消防団員数の充足率は大幅に目標を下回っております。充足率向上に向けた今後の取組を伺います。以上のことを踏まえ、今後の展開を伺います。

次に、等々力緑地再編整備事業の取組状況について伺います。再編整備に当たり、実施計画に示す考え方を基本に、目指すべき将来像の実現に向けて事業者と連携を図りつつ、市民、関係団体等との意見交換を進めながら、適宜オープンハウス型説明会を開催し、意見要望等への対応と検討を実施してきました。これまでいただいた主たる意見要望等の内容、それに対する見解、反映された取組とその効果を伺います。また、これらの対応により目指すべき将来像に変化は生じないのか伺います。建設費等が高騰している中で、不要不急の整備について調整し、事業全体の事業費軽減に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。その中でも、特に既存アリーナを再利用することによる事業費軽減との関係について見解を伺います。駐車場についてですが、現状の催し物広場は移転せず残し、計画

されている新催し物広場は現状の駐車場のまま活用することで、敷地内の駐車場が分散され交通渋滞の緩和につながると思いますが、見解を伺います。新陸上競技場についてですが、陸連の要望を全面的に反映せずに、現状のサブトラックを改修する程度にとどめた場合、事業費はどの程度削減できるのか、競技等に与える影響について伺います。また、新規植樹についてですが、その対象となる樹木の選定方法、時期、試算額、試算方法を伺います。本年3月、事業費増額の対応と自由提案施設の審査等に関し、学識経験者の助言を得る目的で専門家より構成された懇談会が設置され、確認事項で物価指数による改定額を超える工事費の妥当性を官積算で行うことは合理的とされました。整備内容の見直し、市民関係団体への対応等について、官積算の検証方法のフローを伺います。公園機能のより一層の充実を図ることを目指して、市民により広く再編整備と管理運営を理解いただくため、8月29日、30日の2日間、オープンハウス型説明会が開催されましたが、参加状況及び質問内容を伺います。あわせて、参加者の感想等があれば伺います。等々力緑地再編整備については、特に市民の理解と協力が求められますが、これまで実施された協働の取組を伺います。また、クラウドファンディングや献木等についても積極的に取り組むべきと思いますが、見解を伺います。

次に、第2次川崎市総合都市交通計画の策定について伺います。令和7年度に策定される本計画は、様々な交通課題に対応するとともに、市民の暮らしやすさと移動しやすさを合わせた持続可能な交通環境の形成を図るために策定されるということです。全体目標である、川崎市が便利な都市と感じる市民の割合を48%から55%へとアップさせる目標値が提示されています。交通戦略の一つである自動運転バス実装に向けた取組について伺います。運転手不足に伴う路線バスの減便等への対応として、今月より羽田連絡線において全国で事例が少ない国産大型バスの運行を含めた実証実験レベル2を行い、来年1月には川崎病院線も予定され、令和9年度のレベル4実装を目指しています。計画期間の20年間で昨今の運転手不足を補えるほどの実装ができるのか、見通しについて見解を伺います。5年後、10年後の自動運転バスの保有台数とどのように運転手不足を補うのか、数値目標等があれば併せて伺います。現在取り組んでいる自動運転バスの実証実験は国からの補助があるとはいえ、1億円程度の負担が発生しています。国からの補助もいつまで継続するのか見通せない状況の中、自動運転バスを実装していくための財源見通しについて伺います。また、本計画見直し検討会議で学識経験者等からどのような意見が出たのか伺います。

本計画の肝の一つが暮らしやすさという観点が加わったことです。この暮らしやすさという表現に対する市長の思いを伺います。

次に、多摩川水系河川整備計画について伺います。足元の気候変動等を受け、また、計画当初から20年経過したことから、大臣管理区間において変更案が示され、現在、広く意見募集されています。同計画の変更点の概略と本市への影響について、治水、環境、利用、それぞれの見地から見解を伺います。また、本市としてどのように意見を主張していくのか伺います。令和元年東日本台風では、過去に類を見ない水位上昇により、床下浸水708戸などの被害が総括されていますが、国土交通省の認識と本市の認識の整合性について伺います。

当時の被害を踏まえ、樋管ゲートの改良や排水ポンプ車の導入など、浸水発生時の避難情報提供等の流域自治体における内水対策が進められています。今後、さらなる整備水準

の向上が求められている中、本市ではどのような取組を進めていくのか伺います。

今回の改定案の前提として、都市化が進み、高度利用される多摩川の利水の実態について、流域自治体と連携し取りまとめたとのことですが、本市の報告内容を伺います。また、報告内容について他の流域自治体との違いを伺います。石原水位観測所地点での流量が1秒当たり4,500立米から7,200立米へと増加することによる本市の危機管理上の影響について見解を伺います。近年の気候変動等を考慮すると、市民の不安を拭うために十分な対策と言えるのか、丁寧な説明と理解が必要となります。対応を伺います。あわせて、ハザードマップ見直しの必要性について見解を伺います。

次に、JR南武線の遅延対策について伺います。本年3月よりワンマン輸送を開始した南武線ですが、遅延に対する多くの声に応え、その対策について、先月、東日本旅客鉄道株式会社からの見解が示されました。遅延回数や遅延時間などの定量的なデータの開示も必要と考えます。見解を伺います。また、本市として各駅を利用する市民の声はどの程度把握できているのか伺います。同社からは、列車到着とドア開閉の時間差、発車メロディーの聞こえにくさ等の課題が挙げられています。解決までのプロセスに本市としてどのように関わるのか伺います。また、混雑率の上昇が遅延要因に挙げられています。特に武蔵小杉、登戸と大きな再開発、区画整理が続く中、本市の人口推移を踏まえた交通インフラの在り方について、同社とどのような協議を重ねてきたのか伺います。ワンマン運転開始前からも混雑する区間、時間帯が存在します。本市の認識を伺います。あわせて、ワンマン運転化で混雑が進むと乗車することができない状況や危険も想定されます。本市の見解、同社の見解と対応を伺います。ワンマン化に伴う早急な遅延対策として、オフピーク通勤の推進とありますが、具体的な取組とそれに対する本市の見解を伺います。久地踏切における立入りが多く、警備員を配置するとありますが、そのほかの踏切でも同様の傾向はないのか伺います。令和7年秋に向けて、システム改修を行い、技術的な課題は解決すると公表していますが、今後も遅延が懸念されます。特に想定以上の混雑率の上昇傾向が続いた場合の対策について、同社の考えを把握しているのか伺います。

次に、木月トンネルにおける集中豪雨対応について伺います。本年7月10日、気象庁が記録的短時間大雨情報を発表するほどの記録的な大雨が本市を襲い、とりわけ中原区付近では、1時間におよそ110ミリの猛烈な降雨を記録しました。木月トンネルが冠水し、車両1台が立ち往生、水が引いた後にレッカー移動されました。供用開始後僅か1年半のことであり、近隣住民は対応面で極めて不安を感じています。議会質疑では176立方メートルの水に耐えることができるとのことでしたが、現状の排水機能及び被害、当日の対応について伺います。あわせて、改善策はないのか、今後の対応についても伺います。

次に、議案第128号、災害用携帯トイレの取得について伺います。災害時において、トイレは生理的欲求を満たすものであると同時に、人間の尊厳を守るものであります。能登半島の災害の教訓を機に、今回の災害用携帯トイレの購入により、どの程度の人数、日数をカバーできる想定か伺います。あわせて、本市の人口規模に対して、その備蓄量が十分と考えているのか、あるいは第1段階にすぎないのか伺います。次に、備蓄した携帯トイレはどの施設に保管し、災害時どのように市民へ配布されるのか伺います。特に道路や物流が寸断された場合に、避難所や地域に迅速に届けられる体制があるのか具体的に伺います。次に、購入費用や保管にかかる維持費、有効期限に伴う入替え費用など、今後の財政的な

見通しをどう立てているのか伺います。あわせて、防災関連予算全体における位置づけも伺います。

市民の多くは、携帯トイレを使った経験がほとんどありません。いざ災害時に配付されても、使い方が分からずに混乱する可能性があります。この点についてどのように認識されているのか伺います。市民が最低1度は携帯トイレを実際に使ったことがあるという状況を数年以内に実現すべきです。見解を伺います。また、防災訓練や学校教育、地域の避難所訓練などで実際に使う体験を取り入れているのか、具体的に伺います。関連して、移動型トイレカーの購入についての財政面、維持費管理等、検討状況を伺います。

次に、議案第144号、令和7年度川崎市一般会計補正予算について伺います。貨物運送事業者燃料価格高騰等対策事業費については、国の臨時交付金を活用し、貨物運送事業者の燃料費等の負担軽減を図ることを目的とされています。燃料価格の高騰は、物流を担う事業者にとって大きな経営負担となり、市民生活や地域経済への影響も無視できないことから、その意義は理解するものです。対象を貨物運送事業者に限定した理由について伺います。軽貨物運送事業者は対象となるのか、仮に対象外である場合、その理由について伺います。今回の補正予算額の算定根拠となる対象事業者数や補助単価について伺います。支援を1台当たりではなく、1事業者当たりとした理由について伺います。あわせて、保有車両台数が多い事業者に対して実態に即した支援となるのか伺います。神奈川県や横浜市においても同様の補助事業が実施されています。本市の事業設計と県や横浜市の事業内容との相違点について伺います。特に横浜市は申請受付を本年4月15日から8月31日までとし、いち早く負担軽減のために対応しています。これに対し、本市はこのタイミングでの実施となった理由について伺います。本事業は申請ベースで実施されるとのこと。対象となる事業者情報が確実に届くための周知方法について伺います。特に業界団体に加盟していない事業者にも漏れなく行き渡るようにする必要があります。見解と対応を伺います。

次に、議案第158号、令和6年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について伺います。人生100年時代と言われるようになって久しいですが、市民の健康意識の上昇、また、それを促す施策が展開されており、確実に健康寿命は延びています。しかしながら、本市は他都市に比べ超高齢社会の波が一気に押し寄せる状況にあります。今まで以上の取組が求められますが、次期実行計画にはどのように反映されるのか伺います。今後の後期高齢者医療の事業費の伸びについて、その見込みを伺います。あわせて、75歳以上の本市高齢者1人当たりの医療費について、その額と県内平均額を伺います。保険料については、強化債権の位置づけで収入未済額の圧縮に取り組んでいますが、後期高齢者医療保険料は、このところ、収入率、収入未済額ともに悪化しています。要因を伺います。口座振替の勧奨は滞納対策として有効と考えますが、どの程度成果が上がっているのか伺います。差押え等の処分は行われているのか伺います。

次に、議案第167号、令和6年度川崎市病院事業会計決算認定について伺います。令和6年度決算では、直営の川崎病院、井田病院合計で37億4,000万円余の経常損失となっておりますが、診療報酬を基本とした経営は、物価高騰や人件費など経費増の影響を収入に転嫁することができず、市立病院に限らず病院経営は厳しい状況にあります。本年7月に、指定都市市長会を代表し、市長から担当副大臣に地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提

供していくための支援要請をしています。川崎病院、井田病院は、令和6年度の一般会計から川崎病院で約43億円、井田病院で約22億円、総額約65億円もの繰出金を受けた上での赤字決算となっています。市立病院及び市内民間病院の経営状況をどのように認識しているのか伺います。小児医療や3次救急も含めた救急医療など、市内各病院がおのこの役割を果たし、市民に必要な医療を地域として提供しています。民間病院への本市支援は、市立病院への繰出金と比較し、公平性の観点から妥当なのか伺います。支援要請に対し、担当副大臣からは、次の診療報酬改定に向けて取り組んでいく、それまでの間は、これまでに用意した様々な支援の仕組みを活用してもらいたいとのことですが、本市ではどのような支援が行われたのか伺います。

直営2病院において、外来患者延べ人数が減り、入院患者延べ人数及び診療単価が増加となったことは、地域の医療機関と連携し、市立病院として限られた医療資源の中で、診るべき患者をしっかりと診療した努力の結果と評価いたします。その上で、医師の働き方改革の影響もあり、医師の確保が容易でない状況の中で、市立病院の医師の充足状況について伺います。特に川崎病院は救命救急センターを持つ3次救急を担う最後のとりでの一つです。医師の確保は質、量ともに十分なのか、全ての診療科において3次救急を担える状況にあるのか、現在の川崎病院の強みと弱みについて伺います。川崎病院救命救急センター棟新築工事の遅れが複数回報告されています。川崎病院に限らず、病院建物の法定耐用年数は39年とされ、建設費高騰や資金難で新施設の建設ができずに事業存続危機に陥る施設が相次ぐのではないかと建物の老朽化がクローズアップされています。川崎病院は建物の長寿命化が示されていますが、新築も含めた施設の老朽化対策及び進化する医療環境にどのように適応していくのか伺います。井田病院については、物価高騰等の影響が及ぶ以前から赤字経営が続いていましたが、物価高騰の影響を除いた経営はどのような状況なのか、経営努力の評価と今後どのような病院を目指していくのか伺います。経営主体を問わず、医療機器やドクターカーなど物品の新規購入、更新や施設改修などにおいて、資金調達の選択肢にクラウドファンディングが活用されています。医業収益以外の資金調達方法、地域により病院を知ってもらう方法として定着しているだけでなく、職員のモチベーションアップなどにもつながるため、クラウドファンディングを実施する医療機関が増えており、市内でも聖マリアンナ医科大学病院が「快適な待合環境を患者さんに。病院リニューアルに向けご寄附を！」と支援を受け付けていました。市立病院の取組実績について伺います。

次に、報告第17号について伺います。かわさき市民放送株式会社について伺います。SNSの台頭に凋落著しいオールドメディアは、広告料の大幅な減収に悩んでいます。広告主も費用対効果に期待して支出するのであり、高視聴率なくして広告なしとは言わずもがなです。番組編成においても、有名芸能人を起用すれば視聴率が稼げるとは過去の神話であり、逆に視聴者側に目を向けた番組は逆境下の今日においても根強い人気を誇っています。ラジオ界においても、ラジオこそ災害に欠かせない媒体との一事をもって会社の存続を図ろうとするのは明らかに時代錯誤であり、現に好調を堅持するラジオ局は魅力あるコンテンツを提供し続けています。そこで、かわさきFMの支持層の拡大を狙った地域密着型の番組編成についての見解を伺います。同時に、地元の商店街や農家へのキャラバン隊等、地元の活性化に資する番組は本市にも有益と思われませんが、新たなコンテンツに対

する金銭的支援について伺います。また、市内における未受信地域の課題についてはかねてより指摘されてきたところであり、この間の答弁によれば、電波法の範囲内で近隣ラジオ局との混線を避けるためとのことですが、現出力数の増強について見解を伺います。

次に、公益財団法人川崎市消防防災指導公社について伺います。さきの健康福祉委員会でも議論となりましたが、公益財団法人川崎市消防防災指導公社が実施している市民救命士養成講習は教材費が受講者負担となっています。当講習は、自分の家族は自分たちで守るとの自助の目的もさることながら、習得した知識、スキルは災害時等にも発揮されることが期待できるものであり、共助に資するもので公益性の高いものと言えます。このような講習の教材費を全額受講者負担とすることに違和感を禁じ得ません。特に児童生徒も受講できるものであり、若年層に負担を求めることに疑問を抱きます。平成29年から受講者負担とした理由を伺います。また、心筋梗塞等の心血管疾患を発症した際に、迅速に専門的な治療を受けられる体制が必要であるとともに、AEDを活用しての展開が求められます。そこで、普通救命講習、上級救命講習、心肺蘇生法講習と3つの市民救命士養成講習がありますが、過去3か年の受講実績について伺います。あわせて、目標数と設定根拠、それに対する達成率を伺います。市民救命士の養成者数が目標値に到達しない要因の一つに、受講者に負担を求めていることが関係していると考えられないのか、関係性が認められる場合には、受講者負担を見直す考えがあるのか伺います。市民救命士の必要性や重要性の市民理解を高め、受講希望者数を増やすことも必要です。その周知、広報の考え方、市民救命士の社会的な評価の在り方について伺います。

次に、公益財団法人川崎市公園緑地協会についてです。令和5年度からの等々力緑地再編整備事業の影響による4,300万円余の赤字に対する取組が大きな課題となってきたと認識しています。それに対して、令和6年度は2,900万円余の赤字にとどまり、何らかの経営努力があったかと思受けられますが、収益を生み出すための経営努力について伺います。あわせて、今後、黒字へと改善するための取組方針について伺います。

以上で質問を終わりますが、答弁によっては再質問させていただきます。(拍手)

○議長 原典之 加藤議員。

○10番 加藤孝明 令和6年度事務事業評価結果における建設業振興事業において、事業承継のサポートを含め、市内の中小建設業事業者の育成、経営支援や受注拡大の取組を様々な形で今後も進めていくべきですが、見解を藤倉副市長にと申し上げましたが、担当の加藤副市長に訂正させていただきます。失礼いたしました。

○議長 原典之 市長。

[市長 福田紀彦登壇]

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいま自民党を代表されました加藤議員の御質問にお答えいたします。

財政運営についての御質問でございますが、令和6年度におきましては、物価高騰が続く中でも、市民、事業者の皆様が安心して生活できるよう、全力で取り組んだところでございます。さらに、次の100年に向けて新しい川崎を生み出していくためのスタートラインとして、オール川崎市で市制100周年記念事業を実施し、本市の都市イメージの向上や市民の皆様への川崎への愛着、誇りを醸成することができたものと考えております。そのような中で、市税収入が3年連続で過去最高となったことなどから、結果として減債基金からの

新規借入れを行わず、過去の借入金を10億円返済することといたしました。しかしながら、これまで徹底した既存事業の見直しや類似する事業の統廃合などにも取り組んでまいりましたが、厳しい財政環境の中においても、必要な施策を切れ目なく推進する必要があったことから、減債基金からの借入残高が507億円となっているところでございます。今後につきましても、ふるさと納税の影響による減収の拡大や昨今の賃金の上昇、物価高騰の影響による歳出の増加などが見込まれるところでございますが、借入金を着実に返済できるよう、引き続き、徹底した施策、事業の重点化を図りながら、行財政運営を行ってまいります。

障害がある方への支援についての御質問でございますが、障害者の方々のそれぞれのニーズを的確に把握し、必要なサービスを適切に提供することは大変重要であると考えていることから、障害のある方が地域において自分らしい生活を送れるよう、より効果的な相談支援体制の構築に向けた取組を進めてまいります。

高齢者とペットの問題についての御質問でございますが、ペット問題に関しましては、飼い主を取り巻く環境やその背景にある生活や経済能力など様々な要因が関係し、飼い主の諸事情による個別性の高いものと認識しております。そのため、動物愛護や高齢者福祉分野などの担当部署を中心に、飼い主が抱える課題に対して柔軟に対応しているところでございまして、引き続き、関係部署が連携しながら、効果的な取組を進めてまいりたいと存じます。

総合都市交通計画についての御質問でございますが、本市は、これまで首都圏における立地特性を生かし、鉄道・道路ネットワークなどの都市基盤整備や身近な交通環境の形成などを進めてまいりました。こうした中、高齢化の進展、人口減少、交通の担い手不足など、市民の暮らしを支える交通環境が大きく変化していることから、これまでの取組を推進するとともに、暮らしやすさの視点を新たに加え、交通政策、住宅政策、福祉政策などを連携させ、持続可能な「最幸のまち かわさき」の実現に向けた取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 加藤副市長。

〔副市長 加藤順一登壇〕

○副市長 加藤順一 初めに、市内中小建設業事業者への支援についての御質問でございますが、市内中小建設業事業者におきましては、地域のインフラ整備やまちづくりの担い手であるとともに、災害時には最前線で安全・安心の確保を担う地域の守り手として、大きな役割を担っていただいているところでございます。本市では、これまで中小建設業事業者を対象とした技術向上や販路拡大をテーマとした研修会の開催のほか、市内中小企業の事業承継の円滑化を図るための取組等を進めておりまして、こうした取組等を多くの中小建設業事業者に御活用いただき、経営力の向上につなげていくことが重要であると認識しております。今後につきましても、事業者の課題やニーズを把握しながら、市内中小建設業事業者の経営基盤の強化に取り組んでまいります。

次に、マイナンバーカードについての御質問でございますが、マイナンバー制度は、国民の利便性を高め、行政を効率化し、公平公正な社会を実現するための社会基盤であると認識しておりまして、本市におきましても、市民の利便性の向上や負担軽減に向け、さらなるDXの推進を図り、カードの利活用や普及促進に向けた取組を進めることは重要であ

ると考えております。普及促進に当たりましては、オンライン化による行政手続の簡素化や提出書類の削減、窓口に来庁しなくても行える手続の導入など、カード利用のメリットを本市ホームページで紹介することなどにより、有用性を周知しているところでございます。今後につきましても、デジタル媒体等を活用したより効果的な広報啓発を実施するなど、さらなるカードの普及促進に向けた取組を推進してまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 藤倉副市長。

〔副市長 藤倉茂起登壇〕

○副市長 藤倉茂起 市内中小事業者の受注機会の確保についての御質問でございますが、適正な履行能力を有し、また、災害時等に地域に貢献していただける市内専門事業者の受注機会の確保を図ることは、市民生活や地域経済を支えるとともに、公共施設の維持管理やインフラ整備を担う事業者を育成する観点からも重要であると認識しているところでございます。今後につきましても、こうした視点も踏まえて、適正な履行の確保に必要な入札参加条件の設定を行ってまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 白鳥滋之登壇〕

○上下水道事業管理者 白鳥滋之 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

多摩川流域における内水対策についての御質問でございますが、気候変動による降雨状況の変化も踏まえ、浸水対策の重点化地区である三沢川地区におきましては、10年確率降雨である1時間当たり58ミリの降雨に対応するとともに、既往最大降雨である1時間当たり92ミリの降雨の際にも、床上浸水としないことを目標とした雨水管渠やポンプ施設の整備を進めてまいります。また、排水樋管周辺地域におきましては、多摩川の水位に応じて自動で運転制御を行うポンプゲート設備を整備するほか、整備水準のさらなる向上を可能とする長期対策について検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 総務企画局長。

〔総務企画局長 池之上健一登壇〕

○総務企画局長 池之上健一 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、シティプロモーション戦略についての御質問でございますが、本市のプロモーションにつきましては、シティプロモーション戦略プランに基づくこれまでの取組により、一定の成果があったものと認識しておりますが、シティプロモーション推進室の体制及び市職員の広報力を課題として捉えていたところでございます。今年度につきましては、局担当制を導入し、各局区との連携やメディア対応を強化したほか、研修等による職員の広報力の向上を図っているところでございます。また、新設した重点政策広報担当につきましては、市民の理解を深めることが必要な政策について、所管部署との連携の下、市民理解の深化、共感の喚起、行動変容の促進を図り、本市への愛着、誇りのさらなる醸成に向けて、プロモーションの牽引役として取り組んでいるところでございます。次に、新たな方針につきましては、都市イメージ調査結果の分析や有識者等の意見聴取に加え、イベント等の機会を捉えて、市民から直接意見を聴くなど、実態に即したものとし、また、社会経済環境の変化に的確に対応しながら、情報の受け手を意識した戦略的な情報発信に資するものとしてまいります。

次に、休暇取得についての御質問でございますが、本市では、川崎市特定事業主行動計

画に基づき、職員の計画的な休暇取得や管理職のマネジメント力向上を図る取組を進めることにより、年次休暇の平均取得日数年間16日以上目標値を3年連続で上回った一方、職員アンケートでは、「休暇が取りにくい環境にある」との意見があったところがございます。休暇を取得しやすい職場環境は、職員の健康管理や意欲向上を図る上で重要であると認識しておりますので、今後は、取得率が低い職場への個別ヒアリングなど、取組のさらなる充実を図り、より風通しのよい職場環境づくりに努めてまいります。また、昨年度、休暇に関する手引を改正したところがございますが、いわゆる生理休暇につきましては、職員個々の症状などにより職員間で取得状況が異なるものと認識しており、引き続き、より適切に取得ができるよう取組を進めてまいります。

次に、保有個人情報の漏えい等についての御質問でございますが、本市が漏えい等した情報が悪用された事例につきましては、これまで把握できる範囲では確認していないところでございます。また、実害につきましては、令和5年度に住民基本台帳事務におけるDV等支援措置の対象者の住所の一部を誤って漏えいしたことにより、当該対象者が転居した事例が1件あったところがございます。次に、個人情報の漏えい等が発生した場合には、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報保護委員会への報告が義務づけられており、また、同委員会が独立した第三者機関として、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務としていることを踏まえ、本市といたしましては、同委員会からの指導を真摯に受け止め、関係法令等に基づき、迅速かつ適切な報告を行うことが必要であると認識しております。

次に、マイナンバーカードについての御質問でございますが、行政コストに係る削減額につきましては、その算出が困難なところがございますが、マイナンバーの利活用により、他の行政機関等との情報連携が可能となり、各種申請における証明書や給付金申請における振込先口座確認書類の添付が不要になるなど、利便性の向上と行政の効率化が見込まれると認識しているところでございます。

次に、かわさき市民放送株式会社についての御質問でございますが、初めに、当該法人は、日頃からコミュニティ放送局として、市民にとって身近で有益な地域情報や市政情報を発信しており、市に依存しない経営に向け、着実に取組を進めているところでございます。本市では、平日の午後3時30分から午後4時までの「かわさきホット☆スタジオ」の番組制作を委託することで、市政情報や地元企業、市民団体等の紹介といった地域密着情報など、様々な話題をタイムリーに発信しており、引き続き、地域の活性化や魅力向上につなげてまいります。次に、コミュニティ放送につきましては、関係法令により放送区域や出力が指定されておりますが、パソコンやスマートフォンによる聴取も可能であることから、イベント出展の機会や広報物等により、利用方法等の積極的な周知を行っているところでございます。以上でございます。

○議長 原 典之 財政局長。

〔財政局長 齋藤禎尚登壇〕

○財政局長 齋藤禎尚 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、市税収入等についての御質問でございますが、市税収入につきましては、市民税や固定資産税の増などにより、10年前と比べ902億円増加し、特に個人市民税は633億円増加しており、人口に占める納税者の割合も52%から58%へ上昇したところでございます。

また、令和6年度決算におきましては、市税収入は歳入全体の約45%を占めており、他の指定都市と比べ高い割合となっております。一方、ふるさと納税による市税の減収額は過去最大の138億円となっております。今後も増加が見込まれ、本市財政への影響が懸念されますので、引き続き、制度本来の趣旨に沿った見直しについて、国に対し要請してまいります。また、影響を少しでも抑えるため、ポータルサイトの拡充や稼げる返礼品の充実などの取組を積極的に進めてきた結果、寄附受入額は過去最大の26億円となったところで、今後も受入れの拡大に向け取り組んでまいります。

次に、物価高騰対策等についての御質問でございますが、物価高騰への対応につきましては、国の臨時交付金を活用し、燃料費や光熱費の負担を軽減する給付金を交付するなどの取組を推進したほか、補正予算による事業費の増額や事業スケジュールの見直しなど、必要な措置を講じてきたところでございます。また、委託料等につきましても、国の公定価格の改定や経済動向を踏まえた単価の設定などを実施してきたところでございます。今後につきましても、人件費の上昇や物価の高騰が見込まれますので、それらの影響を注視するとともに、国の動向を踏まえながら、適切に対応してまいります。財政状況につきましては、令和5年度決算における本市の市民1人当たりの標準税収入額等は、指定都市20市中第3位であるものの、普通交付税及び臨時財政対策債を加えた一般財源で比較いたしますと第18位となっているなど、本市財政は指定都市の中でも決して豊かな状況ではないものと認識しております。

次に、入札参加条件についての御質問でございますが、市内中小事業者の受注機会の確保や健全な育成は重要と認識しており、これまでも主観評価項目制度や総合評価一般競争入札制度の改正など、品質の確保とともに専門業者の育成等に努めてきたところでございます。こうした入札契約制度の見直しに当たりましては、市内業界団体等からの要請に応じて適宜ヒアリングの場を設定するとともに、様々な機会を捉え御意見を伺い、状況の把握に努めているところでございます。入札参加条件につきましては、一般競争入札において業務委託等が確実に履行されるよう、業務の内容に応じ、有資格技術者の配置や業務の履行に必要な資機材の保有または調達ができることなどを設定しているところでございます。今後につきましても、競争性、公平性の確保に留意した上で、受注機会の確保の視点や業務の特性を考慮した適切な入札参加条件の設定について、発注部署と協議してまいります。

次に、入札契約制度についての御質問でございますが、川崎市産業振興協議会における委員からの御意見につきましては、経済労働局と財政局で共有しており、変動型最低制限価格制度に関する御意見につきましても把握しているところでございます。令和6年度に行った市内事業者へのアンケートの結果におきましては、本制度の今後の運用について、「より拡大、改善して実施すべき」、または「現状の試行を継続すべき」とした回答は合わせて36%、「廃止すべき」は22%で、本制度に関する御意見といたしましては、入札参加者が多いことに対する受注機会の減少を懸念する声がありました。このような御意見を踏まえ、令和7年度からは、本社所在地を入札参加資格とする南北入札や主観評価項目制度を活用したインセンティブ発注の併用により試行内容を拡充し、市内事業者の受注機会の確保に取り組んでいるところでございます。今後につきましても、市内事業者の御意見等を踏まえながら制度の検証を行い、改善の検討を進めてまいります。

次に、電子入札についての御質問でございますが、電子入札システムにつきましては、市職員が利用する総合財務会計システムとの間で各契約に関する情報をデータ連携することで効率的に運用しており、その処理のためには一定時間システムを停止する必要があることから、利用時間を午前8時から午後8時としているところでございます。現在、電子入札システムを含む総合財務会計システムを再構築し、令和9年度中の稼働に向けて検討を進めているところでございまして、システム利用時間等の運用につきましても、そのタイミングに合わせて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 原典之 市民文化局長。

〔市民文化局長 高岸堅司登壇〕

○市民文化局長 高岸堅司 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、マイナンバーカードの普及状況等についての御質問でございますが、本市におけるマイナンバーカードの保有状況につきましては、総務省の公表資料において、本年8月末現在、119万8,953枚、住民登録人口に対する保有枚数率は78.1%となっております。カードの普及促進に向けた取組といたしましては、様々な媒体を活用した広報のほか、令和5年度から区役所にマイナンバー情報登録・閲覧支援コーナーの設置、令和6年度からは外出が困難な高齢者等を対象とした訪問型出張申請事業の開始、さらには、本年3月からコンビニエンスストアでのマイナンバーカードを利用した各種証明書交付手数料の減額などを実施しているところでございます。また、従来の区役所窓口に加え、10月1日には、市内5か所に、居住区にかかわらず、平日夜間、土・日曜日にも交付、更新が受けられるカードセンター窓口を開設するなど、市民の利便性向上に取り組んでいるところでございます。

次に、新たなミュージアムについての御質問でございますが、初めに、生田緑地ばら苑及び周辺区域再整備エリア内における配置の検討につきましては、生田緑地ビジョンにおける東地区の考え方を踏まえ、エリアの魅力の最大化に向け、生田緑地ばら苑、オープンスペース、新たなミュージアムの3つの拠点について関係部署と連携しながら検討を進めてきたところでございます。検討結果につきましては、本年4月から6月にかけてオープンハウス型説明会を6回実施し、施設等の配置に関するアンケートの結果を踏まえて、日当たりや自然環境への影響等の配慮すべき事項を抽出して、これらについて客観的に評価し、点数化したところでございます。

次に、JVとSPCのメリットにつきましては、建設工事等で設立するJV——共同事業体は、複数の企業が共同で事業を実施するため、各企業の強みやノウハウを生かした事業展開が可能な点等がメリットと考えております。一方で、SPC——特別目的会社は、特定の事業を行うために、複数の企業が出資をして共同で設立する独立した法人格を有する会社となるため、構成企業の経営状況等の影響を受けないなどのメリットがあるものと考えております。次に、管理運営計画につきましては、現在、新たなミュージアムの管理運営手法やモデルとなる年間の事業活動計画等について、庁内検討会議や有識者による懇談会等に諮りながら検討を進めているところでございます。次に、民間活力導入に向けた検討につきましては、新たなミュージアムと生田緑地ばら苑で一体的に取り組んでいるところであり、引き続き、効率的、効果的な民間活用手法について詳細な検討を行い、管理運営計画に反映してまいりたいと考えております。

次に、川崎市民プラザについての御質問でございますが、初めに、現施設につきまして、令和8年度末を目途に利用を終了することとしておりますが、令和9年度以降の市民の活動の場といたしましては、市民プラザと類似の諸室を有する周辺のスポーツセンターや市民館等の公共施設を利用させていただくことを想定しているところでございます。次に、必要な機能の想定につきましては、現施設の立地や周辺公共施設の状況、今後の社会情勢等の見通しや本市の施策などを踏まえて、改めて必要と考えられる機能について整理を行ってまいります。次に、周辺公共施設との連携につきましては、各施設の目的や機能、利用状況、地域特性などを考慮しながら検討を進めてまいります。次に、市民意見の聴取につきましては、今後の方向性の公表後に実施した地元町内会・自治会や施設利用者等への説明時や市長への手紙などにおいて、様々な御意見を伺っているところであり、また、本年中に公表を予定している基本的な考え方の策定作業を進める中で、今後の検討の進め方やスケジュール等の整理と併せて、市民意見聴取の手法につきましても検討してまいります。次に、当該施設における指定管理者制度につきましては、財団法人川崎市指定都市記念事業公社の解散に伴い、市が施設の寄贈を受けた平成24年度から導入しており、この間、民間のノウハウを活用して効率的、効果的に施設管理運営を実施してきたところであり、現施設利用終了までの施設運営につきましても、限られた期間であることも考慮した上で適切に対応してまいります。

次に、川崎駅東口駅前広場での路上演奏についての御質問でございますが、近年、大音量の音楽演奏や大勢の観客を集める演奏行為が見受けられる一方、マナーを守った演奏についても警察への通報により止められてしまうという課題もあることから、本市として、演奏や演奏場所に関する一定のルールを設けることの必要性を認識し、市が警察から道路使用許可を得て路上演奏を実施している他都市の事例を参考に、地元の音楽関係者、所轄警察署等と協議した上で、登録制を試行したものでございます。試行開始後1か月間で約500組が登録を行い、延べ230組を超える演奏者によって、ルールを守った演奏が行われており、演奏者からは、安心して演奏できる、登録制になったことで初めて路上演奏に挑戦できたなどの意見もいただいていることなどから、演奏者が安心して演奏できる環境づくりに寄与しているものと認識しているところでございます。今後につきましては、演奏者、観客、通行人へのアンケート等を実施して、試行実施の効果や課題などを把握、検討し、関係者と協議を重ねながら、公共の通路という機能を保ちつつ、音楽のまちの貴重な文化としての路上演奏を継続できるよう、引き続き取組を進めてまいります。

次に、カワサキ文化公園についての御質問でございますが、カワサキ文化公園につきましては、事業者が国道409号道路用地の占用許可を受けた上で施設を整備しており、公募要領上の事業実施期間については令和10年12月末までとしていることから、現時点において補助額等の変更はございません。一方で、若者文化のコミュニティや人材を途切れることなく適切につないでいくことが重要であると考えておりますことから、新アリーナ開業までの運営期間につきましては、周辺環境の状況などを考慮した上で、事業者及び関係局と協議を行ってまいりたいと存じます。

次に、富士見町との交流についての御質問でございますが、平成5年4月の友好協定締結以来、本市と富士見町は、周年事業の開催やかわさき市民祭りへの出展、富士見町2大リゾート無料キャンペーンのPR等を通じて、双方のイメージアップや文化芸術、人材等

の相互交流を図るとともに、少年自然の家における自然教室に関連した小学校同士の交流、公益財団法人川崎市生涯学習財団が主催するふれあいサマーキャンプを通じた交流などに取り組んできたところでございます。今後につきましても、友好協定書にうたわれている信頼と友好を基盤とする継続した交流が重要であると考えておりますので、引き続き、それぞれの地域特性を生かした効果的な交流を推進してまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 経済労働局長。

〔経済労働局長 田邊 聡登壇〕

○経済労働局長 田邊 聡 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、建設業振興事業についての御質問でございますが、本事業は、市内中小建設業事業者の経営課題に関する研修会の開催を通じて、市内中小建設業事業者の経営基盤の強化を図るものでございます。令和6年度につきましては、事業承継をテーマとした研修会を実施し、参加者からは、会社を残していくことがお客様、地元のためになると思った、将来の展望、後継ぎのことなどを考えるよい機会になったなどの御意見をいただいたところでございます。今年度につきましては、人材確保や異業種交流等をテーマに研修会を実施する予定でございますが、内容につきましては、現在、市内中小建設業事業者の御意見を伺いながら調整を進めているところでございます。

次に、プレミアムデジタル商品券についての御質問でございますが、本事業は、物価高騰の影響を受けている市民の皆様の消費の下支えを主な目的としておりまして、居住区別の利用状況といたしましては、川崎区の居住者による利用状況は、資本金5,000万円以上の大手店舗で4億4,673万円余、約74%、資本金5,000万円未満の中小店舗で1億5,326万円余、約26%となっており、合計で5億9,999万円余となっております。幸区は、大手店舗で4億5,733万円余、約78%、中小店舗で1億3,186万円余、約22%となっており、合計で5億8,919万円余となっております。中原区は、大手店舗で6億4,704万円余、約70%、中小店舗で2億7,313万円余、約30%となっており、合計で9億2,017万円余となっております。高津区は、大手店舗で5億2,622万円余、約69%、中小店舗で2億3,230万円余、約31%となっており、合計で7億5,852万円余となっております。宮前区は、大手店舗で5億3,228万円余、約75%、中小店舗で1億7,587万円余、約25%となっており、合計で7億815万円余となっております。多摩区は、大手店舗で4億6,866万円余、約71%、中小店舗で1億9,103万円余、約29%となっており、合計で6億5,970万円余となっております。麻生区は、大手店舗で3億8,408万円余、約77%、中小店舗で1億1,676万円余、約23%となっており、合計で5億84万円余となっております。

次に、日産自動車株式会社の特別相談窓口等についての御質問でございますが、相談窓口につきましては、7月15日に追浜工場における車両生産を令和9年度末に終了することなどについての同社の発表により、市内中小企業等の資金繰り等への影響が懸念されることから、県及び横浜市と調整の上、7月16日に3者が開設したところでございます。相談窓口におきましては、9月1日時点では、影響を受ける事業者からの相談はございませんが、今後の影響につきましては、同社の生産体制の縮小等により顕在化していく可能性があると考えております。本市では、こうした経過から相談窓口を開設しておりますが、これまでも日野自動車株式会社やダイハツ工業株式会社等への対応の事例がございます。支援につきましては、米国関税措置の影響を受ける市内中小企業等に向けた金融支援の拡充

として、6月2日から伴走支援型経営力強化資金のセーフティネット5号枠の保証料補助率を50%から70%に引き上げ、補助を行っておりますが、同社の生産体制縮小等の影響を受ける市内中小企業等につきましても本資金の対象とし、資金繰り支援に取り組んでいるところでございます。今後の支援につきましても、同社の動向に注視しつつ、市内中小企業等への影響の状況把握を行っていく中で、必要に応じて検討してまいります。

次に、貨物運送事業者燃料価格高騰等対策事業費についての御質問でございますが、本事業は、燃料価格が高騰する中、貨物自動車運送事業者が社会インフラとしての重要性が高いことに加え、燃料価格高騰に伴う価格転嫁が進んでいないこと等を踏まえ、支援を実施するものでございます。内容といたしましては、燃料価格高騰に伴う影響額を燃料価格の推移や車両の燃料消費量など、国の統計データを活用して算定し、車両1台当たりの影響額相当分を支援金として給付するものでございまして、対象事業者は市内で一般及び特定貨物自動車運送事業を営む中小企業としたところでございます。貨物軽自動車運送事業者につきましては、国の統計データに基づき車両1台当たりの燃料消費量等から算出される影響額が比較的少ないことから、対象外としたところでございます。対象事業者数につきましては、関係機関等へのヒアリングにより、最大で約600者と把握しておりまして、支援金の額は車両1台当たりの影響額相当分である10万円としたところでございます。支援金の額を全事業者一律としたことにつきましては、令和4年度以降、県において車両台数に応じた支援金を給付していることを踏まえたものでございまして、定額の支援金を給付し、事業所の運営経費等に活用いただくことで、厳しい状況にある中小企業の経営支援につなげてまいりたいと考えております。

他自治体の事業内容につきましては、県におきましては、本市が対象とする一般及び特定貨物自動車運送事業者に加え、貨物軽自動車運送事業者も対象としている点と車両台数に応じた支援金を給付している点が主な相違点でございます。一方で、横浜市におきましては、対象事業者の範囲は本市と同様でございまして、支援金の額は、県が車両台数に応じた給付を行っていることを踏まえ、本市の考え方と同様に、車両台数にかかわらず一律の給付としているところでございます。実施時期につきましては、貨物自動車運送事業ではドライバーの時間外労働に上限規制が適用され、厳しい経営環境にあることに加え、燃料価格等の高騰に伴う価格転嫁が依然として進んでいない状況の中、国の交付金を活用した施策として、このたび補正予算に計上させていただいたところでございます。本事業の周知につきましては、非常に大切であると考えておりますことから、対象事業者が所属する団体等を通じて行うことに加え、市ホームページやSNS等での発信や、対象事業者と取引等の関係のある企業や団体等への広報の協力依頼、本事業を利用する事業者に対して、同業者への周知をお願いする等により、対象事業者の皆様にも活用いただけるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 環境局長。

〔環境局長 中山健一登壇〕

○環境局長 中山健一 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

災害用携帯トイレについての御質問でございますが、今回調達する携帯トイレにつきましては、避難所用が53万2,000枚、市立学校用が36万枚、公設の児童関連施設用が5万9,700枚、帰宅困難者一時滞在施設用が6,000枚となっております。避難所用は、現在備蓄してい

る171万8,050枚と合わせ、合計約225万枚となり、避難者約22万5,000人の2日分、今回新規で調達するものとして、市立学校用は、児童生徒3万6,000人の2日分、児童関連施設用は、児童生徒等約5,700人の2日分を備蓄することとなります。なお、児童相談所は、一時保護施設として児童の居宅となる施設になるため、3日分の備蓄としています。帰宅困難者一時滞在施設用は、使用期限到来に伴い更新するもので、合計約3万9,000枚となり、帰宅困難者約3万9,000人の1回分となります。携帯トイレの備蓄量につきましては、避難所においては、現在の想定避難者数を基に算定しており、発災から2日間は利用方法が容易で、すぐに使用できる携帯トイレにより対応することを原則としております。その上で、今後整備するマンホールトイレや既に備蓄している仮設トイレと複合的な対応を行うとともに、国や協定に基づく支援などを活用することを想定しており、携帯トイレの備蓄量としましては、今回の調達で一定程度確保できるものと考えております。

市立学校、児童関連施設及び帰宅困難者一時滞在施設につきましては、避難所とは異なり、長期間の預かりや滞在を想定していないため、今回の調達で必要数を確保できるものと考えております。また、家庭におきましては、トイレの使用可否の確認方法や携帯トイレの備蓄など、市民の自助、共助への意識を高めることが重要と考えておりますので、具体的な行動につながるよう、関係局区と連携しながら普及啓発に取り組んでまいります。なお、今後、被害想定の見直し等により想定避難者数に変更等がありましたら、備蓄量につきましても見直しする必要があると考えております。今回調達する携帯トイレにつきましては、各避難所及び小学校等に直接納入し、原則、避難所の備蓄倉庫や当該施設で保管することとしておりますので、発災後、道路や物流が寸断された場合であっても、避難所及び当該施設においてすぐに使用できるものと考えております。携帯トイレにつきましては、おおむね7年の使用期限があり、将来的には買換えが必要となりますので、購入に係る財政負担が平準化できるよう、計画的な運用を図ってまいります。また、携帯トイレにつきましては、災害時において、マンホールトイレなどと複合的な活用が必要となることから、一定の備蓄量を確保する必要があるとございますので、今後も防災関連予算に計上していくものと考えております。以上でございます。

○議長 原典之 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 石渡一城登壇〕

○健康福祉局長 石渡一城 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、児童における計画相談についての御質問でございますが、障害児通所支援事業においては、サービスの利用に際し、原則として、指定障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画が必要となっております。計画作成においては、相談支援専門員が作成いたしますが、自宅への訪問や定期的なモニタリングが義務化されていることから、特に障害者手帳の取得に至らない程度の発達課題がある児童の保護者には敬遠される傾向があり、加えて、事業所が少ないことから、セルフプラン率が高い状況でございます。セルフプランでは、こうした発達課題がある児童及びその保護者の相談ニーズに対して専門的、客観的なサービスの組立てができないことから、その児童にとって最適な支援につながっているかの確認がしづらいという課題がございます。こうした中、本市においては、令和3年度から各区に子ども発達・相談センターの整備を順次行い、令和6年10月に全区への設置が完了したところでございます。本センターの役割といたしましては、こうした発達

に不安のある児童と保護者の相談を受け止め、専門的な観点から対応策を検討し、支援方針として提案することで、適切な支援につなげるものでございます。令和6年度の来所相談件数は延べ1,633件となっており、それぞれの児童の特性を踏まえた支援方針を作成し、保護者をはじめ、保育所、学校等と共有することで、児童が安心して生活できるように支援を実施してまいりました。今後につきましては、関係機関とのさらなる連携強化が必要と考えていることから、より効果的なアウトリーチ支援の在り方について関係者との協議を進めてまいります。

次に、計画相談についての御質問でございますが、本市では、障害者の社会生活、日常生活を支援するため、平成15年度から障害者相談支援センターを他都市に先駆けて設置し、地域において生活する上での相談や福祉サービスの利用支援、社会資源の情報提供や権利擁護の援助等を一体的に提供しているところでございます。こうした中、国によって平成27年度から計画相談の作成が義務化されましたが、報酬が低く設定されていることや、相談支援専門員の資格の取得要件が厳しいことから、対応できる職員のさらなる確保に苦慮している状況となっております。障害者相談支援センターと指定特定相談支援事業所の箇所数や職員数のバランスは、各地域の状況やこれまでの経過によって都市ごとに異なっており、結果としてセルフプラン率も都市によって異なっているものと認識しております。こうした中、他地域からも含めて事業所の参入を働きかけるとともに、市独自の補助制度を創設、運用することで、指定特定相談支援事業所が行う計画相談件数は毎年増加しているものの、並行して障害福祉サービスの利用者が増加し続けているため、結果としてセルフプラン率が高止まりしている状況でございます。

次に、相談支援体制についての御質問でございますが、本市におきましては、第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版において、1次から3次の重層的な相談支援体制の構築に向けた取組を進めているところでございます。具体的には、サービス利用の調整等については指定特定相談支援事業所が、日常生活上の相談や権利擁護、虐待対応については区役所及び相談支援センターが、高度な専門性を要する相談は地域リハビリテーションセンターが対応することとしておりますが、特に指定特定相談支援事業所の不足やそれぞれの機関が担うべき役割の整理、調整等が課題となっているものと認識しております。そのため、相談支援事業所連絡会や障害者相談支援ネットワークミーティングにおいて、日々の連携強化に向けた協議を行っているほか、階層ごとの役割の最適化に向けた検討を進めているところでございます。

次に、計画相談への補助制度についての御質問でございますが、計画相談支援につきましては、実施した際の国の報酬が低く、採算が取れないことが課題として挙げられることから、国に対して報酬体系の見直しに関する要望を行っているほか、本市独自の取組として、計画相談支援給付費への市単独加算や事業所に対する補助事業を実施しているところでございます。これらの補助金等により、既存の指定特定相談支援事業所に対する運営安定化や機能強化が一定程度図られたものと考えておりますが、事業所の新設に対しては十分な効果が得られなかったものと認識しております。そのため、より効果的な補助制度の在り方について、事業所へのヒアリングを行うなど、改善に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、地域活動支援センターについての御質問でございますが、本市のセンター運営費

補助につきましては、平成19年度から、国が利用人数の算定基準をⅢ型、10人以上、Ⅱ型、15人以上と定めているところ、本市では、8人以上、12人以上と緩和し、また本市独自に4人以上を基準とするD型を認めております。さらに、重度障害者支援加算など各種加算を設けることにより、利用の促進を図ってきたところでございます。また、平成27年度には、活動場所の確保を支援する必要がありましたことから、C型、D型の家賃等賃借料加算をそれぞれ年額160万円から180万円、120万円から160万円に引き上げ、令和6年度には利用状況の実態から、運営費補助金に係る実利用者の算定方法の見直しを行ってまいりました。物価高騰等への対応につきましては、介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金の対象として補助を実施してきたところでございまして、引き続き、必要な対応に努めてまいりたいと存じます。

次に、看護師確保のためのインセンティブ制度についての御質問でございますが、本市では、看護職員の需要に対応するには市外からの採用に頼らざるを得ない事情があることから、市内医療機関への就職や定着を促進する住宅確保に対する支援ニーズは高いものと認識しております。しかしながら、看護職員の約8割を占める医療機関に勤務する方を対象とした支援につきましては、他分野の同様の制度との調整や財源の確保等の課題がありますことから、令和7年度につきましては、看護師確保対策における地域の実情について理解をいただくために、本制度に係る国への要請活動や県の医療介護総合確保基金の活用に向けて働きかけを行ってきたところでございます。また、短期的に可能な支援といたしましては、市のナースングセンターを活用した就職または就業中の悩み相談や研修を通じたキャリアサポートなどがございまして、引き続き市看護協会と連携し、きめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。本市独自の支援の在り方につきましては、新規採用だけに限らず、離職防止による定着促進や潜在看護師の再就業支援など、様々な視点も重要となりますことから、他都市での事例等も参考にしながら、引き続き、市看護協会との意見交換を行ってまいります。

次に、高齢者とペットの問題についての御質問でございますが、高齢者のペットの飼養状況につきましては、ケアマネジャー等による定期的な生活状況の把握の中で行われていることが多いと考えられますことから、飼い主の諸事情によりペットに関する問題が生じた際など、ケアマネジャー等が早期に適切な相談先につなげられるよう、川崎市介護支援専門員連絡会等と協議をしていくとともに、ボランティア団体をはじめとした関係機関等と課題や相談先の共有を図り、早期の対応につながるよう取り組んでまいりたいと考えています。また、高齢者のみならず、全ての飼い主や関係者の方々に不測の事態にも備えた適正飼養について正しく理解していただくことが重要であると考えておりますので、引き続き、イベントなど様々な機会を通じた普及啓発を行うとともに、関係部署との連携等について検討を進めてまいりたいと存じます。

次に、AEDについての御質問でございますが、24時間使用可能なAEDを市域に効率的に設置するため、市内で店舗展開されている町丁数が最も多い株式会社セブンイレブン・ジャパンと先般協定を締結し、10月から設置する予定としております。一方で、河川敷のスポーツ施設など、心停止のリスクが高い場所の近隣に当該事業者の店舗の少ない地域もございまして、現在、他の事業者の意向確認や店舗位置及び店舗周辺の状況の調査を行うなど、さらなる展開に向けた検討を進めているところでございます。今回の

協定では、コンビニ従業員による操作方法の説明や救命現場への同行は行わないことをAED設置の条件としておりますが、店舗内で心停止が発生する事態も想定し、いつでも視聴可能な応急手当講習動画を活用するなど、店舗側の負担軽減を図りながらAEDに対する理解を深めていただくことを予定しております。設置状況につきましては、川崎ブレイブサンダースに御協力いただき、マスコットのロウルを使用したステッカーを店舗入り口に掲示するとともに、SNS等の活用や市ホームページ上に一覧を掲載するほか、設置場所をインターネット上の地図上で確認できるガイドマップかわさきや一般財団法人日本救急医療財団の全国AEDマップにも掲載を行い、周知を図ってまいります。また、普及啓発の取組といたしましては、親子で心臓の仕組みや病気の予防、AEDの使用方法等について学ぶ夏休み体験イベントを聖マリアンナ医科大学病院や関係局等と共に開催したところでございまして、今後もこうした活動を通じて、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

次に、後期高齢者医療制度についての御質問でございますが、医療制度の持続可能性を確保していくためには、行政主体での健康づくりや介護予防、健康寿命の延伸等に向けた取組は重要であると認識しておりますので、第4期実施計画における位置づけにつきましては、現在、関係局と協議を行っているところでございます。今後の事業費の見込みにつきましては、令和7年度の被保険者数約17万1,000人が令和8年度には約17万7,000人、約3%増加すると推計しており、今後もその傾向は続くことが見込まれることから、医療費及び事業費につきましても、増加するものと考えております。本市の後期高齢者医療制度加入者1人当たりの医療費につきましては、令和6年度実績で99万7,446円、県内の平均は91万6,679円でございます。収入率及び収入未済額の要因につきましては、75歳年齢到達による被保険者の新規加入及び増加する医療費総額を賄うための保険料率の増加により、現年度分調定額が対前年度比18.3%増加したことが主に影響したものと捉えております。保険料の口座振替につきましては、支払い忘れ等を防止するための重要な取組であると考えており、本市では75歳年齢到達により新規加入される方に、資格確認書の送付と同時期に口座振替納付依頼書を送付することや、納付相談等で来庁された方に対しても口座振替の勧奨を行っております。これらの取組によって、令和6年度中の新規加入者数に対する口座振替の申込件数は約45%となっております。なお、納付可能な財産があり、催告に応じない対象者に対しましては、法令に基づき差押えによる滞納処分等を行っているところでございます。

次に、市内病院の経営状況等についての御質問でございますが、近年の病院経営におきましては、収益は増加傾向にあるものの、物価高騰や人件費の上昇などに伴い、収益を上回って費用が増加し、損益は悪化しております。この状況は、民間病院、市立病院の別を問わず同様であり、経営の安定化が非常に難しい状況に置かれているものと認識しております。そうした中、民間病院に対する本市の支援といたしましては、救急医療や小児医療などの政策的な医療に対し、運営費を中心に支援しており、主に人件費など医療提供体制を確保するために必要な経費の一部を積み上げて算出しております。一方、市立病院に対する繰出金は、地方公営企業法に基づき、救急医療など経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や、小児医療や高度医療、結核医療、建設改良費など能率的な経営を行っても、その収入のみをもって充てることが客観的に困難である経費などであり、主に

その収支差を積算して算出しております。積算の考え方や対象となる事業が異なるため、一概に比較することは難しいものと考えておりますが、一部の医療関係団体や医療関係者からは、医療業界全体の経営状況を鑑み、民間の医療機関に対する支援についての御意見をいただいているところがございます。このような状況を踏まえ、本市では、国の用意した支援の仕組みとして重点支援地方交付金を活用し、医療機関に対する物価高騰支援対策事業を実施するため、本定例会に補正予算案を提出しているところがございます。本事業では、物価高騰の影響をより多く受ける市立病院を含む病院及び有床診療所を対象としております。今後も地域医療を守るため、必要な支援を実施するとともに、あらゆる機会を捉え、他の自治体とも連携を図りながら、国への要請を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長 原 典之 加藤議員に申し上げます。ここで休憩をお諮りいたしたいと思っておりますので、御了承を願います。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 原 典之 御異議ないものと認めます。暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時2分休憩

午後1時0分再開

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも57人」と報告〕

○副議長 堀添 健 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、自民党の代表質問に対する答弁を願います。こども未来局長。

〔こども未来局長 井上 純登壇〕

○こども未来局長 井上 純 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、小児医療費助成制度についての御質問でございますが、一部負担金につきましては、近隣自治体では、負担金なしでの助成が標準的な水準であり、均衡を図る観点から廃止するものでございます。財源につきましては、持続可能な制度とするため、今後、関係局と調整を行うとともに、国に対しては、全国一律の制度として実施するよう、引き続き要請してまいります。実施時期につきましては、昨今のシステム改修に係る事情や現在交付している医療証の有効期限等を考慮した結果、令和8年9月からの実施が適切であると考えております。拡充に伴う影響額につきましては、本制度の令和5年度以降の助成実績を基に、子どもが医療機関を受診する割合や世代別の1人当たりの医療費に係る国の調査結果を勘案し、算出したものでございます。県の補助金につきましては、令和5年度に対象年齢が拡大され、昨年度、政令市への補助率が是正されていることから、今後については、拡充後の状況や県内市町村の実施状況を踏まえ、関係部局と調整し、適切に対応してまいります。

次に、川崎認定保育園についての御質問でございますが、川崎認定保育園は、認可保育所と並び、本市の保育の質の向上とともに多様な保育ニーズの受皿としての役割を担っていることから運営費の一部を助成しており、現状、基本助成費については据え置かれている状況にありますが、これまで処遇改善加算費の設定や単価の引上げ、家賃補助費の対象

施設の拡充など様々な改正を行ってまいりました。今年度につきましては、市が定める職員配置を満たした施設に対する3歳以上児配置加算費を新設するとともに、研修費の上限額を引き上げるなどの拡充を図ったところでございます。川崎認定保育園の運営経費につきましては、施設賃借料が必要な場合に上限額の範囲内で賃借料の2分の1を補助するほか、基本助成費として給食費、人件費、冷暖房費を助成しております。人件費や物価の高騰は、施設において保育に必要な予算の確保に影響を与えるものと認識しており、今年度は国の地方創生臨時交付金を活用し、給食費に係る事業者の負担軽減や保護者負担の増加抑制等を図るため、物価高騰対応加算費を支給しているところでございます。川崎認定保育園の認可保育所への移行につきましては、待機児童対策として既存の保育資源を活用することにより効果的な保育受入枠の確保を目的とするほか、児童福祉法に基づく基準を満たすことで、保育の質の確保と向上を図り、より安定的な運営による保育の提供を可能とするものと考えており、移行に当たっては、事業者の意向を丁寧に確認しながら、認可化移行準備費補助金等により支援しているところでございます。運営事業者への支援につきましては、川崎認定保育園は、施設ごとに様々な特色を持っており、本市の待機児童対策におきましても重要な役割を担っていただいておりますので、今後も、利用者に選ばれている施設が持続的にその役割を担うことができるよう、相談支援や助成費による支援を継続してまいります。

次に、産後ケア事業についての御質問でございますが、本事業における宿泊型につきましては、医療機関や助産所に委託し実施しておりますが、出生数の減少により、委託事業者の運営に一定の影響があるものと考えているところでございまして、引き続き、近隣他都市の状況も参考にしながら、今後の方向性について検討してまいりたいと存じます。委託料の見直しにつきましては、金額を精査することは必要であると考えているところでございます。助産所による試算の検証につきましては、委託料等の精査において必要があると考えており、今後検討してまいりたいと存じます。川崎市助産師会との災害時の協力体制等につきましては、令和3年度から要望を受けており、この間、川崎市災害時看護支援ボランティアナース制度を活用した協力体制の打診や、令和6年能登半島地震の実例による意見交換など、関係局とともに調整を行ってきたところでございます。今年度の取組につきましては、7月と8月に、役員の方々と避難所における妊産婦、乳児の支援や身分保障について協議を行ったところでございます。今後につきましては、在宅避難者も含め、災害時の活動内容や協力体制について、支援の実効性が確保できるよう検討を継続し、協定締結に向け市助産師会や関係局区等と協議調整を行ってまいりたいと存じます。対象期間の拡充につきましては、母子保健法において、産後ケア事業の対象を出産後1年を経過しない女子及び乳児と定めておりますので、まずは、日帰りショート型について、実施施設の人員体制や安全に運営できる環境を整えることが重要と認識していることから、今後、関係機関等と連携しながら検討してまいりたいと存じます。

国の交付金につきましては、課題やニーズを踏まえ、活用の検討をしており、今年度は、実施施設において安全な事業運営につながるよう、医療機関での宿泊ケアにおける支援の必要性の高い利用者の受入れ加算と宿泊型の産後ケアにおける夜間に職員配置を2名以上に行っている施設への加算を選定したところでございます。産後ケア事業の利用申請に当たっては、通院や内服治療等の有無を自己申告により確認しており、治療中等の場合は、

産後ケア事業の宿泊型と日帰りロング型の対象とはならないものでございます。心理的リスクの確認につきましては、産後は、心理的に不安定になりやすい時期であると認識していることから、産後ケア事業の利用申請時における通院状況等の確認内容について見直しを検討してまいります。宿泊ケア事業につきましては、治療を要する疾患を持つ産婦等に対して、助産所ではなく医療機関において産後のケアを実施するものであり、対象者は、内服管理、インスリン注射等の医療行為を必要とする者、虐待予防の観点から保健所長が必要と認めた者等としており、実施施設は、市立川崎病院と新百合ヶ丘総合病院でございます。支援の必要性が高い利用者につきましては、産後ケア事業の対象ではなく、医療機関における宿泊ケア事業の対象となりますが、産後ケア事業の宿泊型の利用者においても、急な体調悪化や救急対応等が必要になる場合が想定されることから、実施施設が安心して運営に取り組めるような仕組みについて今後検討してまいりたいと存じます。

次に、放課後等の子どもの居場所についての御質問でございますが、学童期の居場所づくりにつきましては、昨年度に策定した放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性に基づき、当事者である子どもの声を聴きながら、1日の大半を過ごしている小学校が放課後の居場所となるよう検討を進めてきております。現在、小学校の放課後等に展開するわくわくプラザ、地域の寺子屋、みんなの校庭プロジェクトなどの施策を一体的に取り組むことにより、児童や保護者にとって安全・安心な居場所が実現できるものと考えております。今年度の取組につきましては、わくわくプラザを利用している児童や保護者のニーズを把握すること等を目的として、現行制度の範囲内で保護者による手続上の変更をせずに、区分制導入に向けた課題の把握、検証をしてまいりたいと考えております。法令等に基づく職員配置や面積の確保につきましては、指定管理者や学校、教育委員会事務局との連携が大変重要であると認識しており、現在も区分制導入に向けて連携しながら取組を進めているところでございます。職員の確保につきましては、令和6年度の年度評価において、指定管理者の変更に伴い、当初見込んでいた職員数を確保できず、低評価とした事業者があったものでございます。現在は、基準を満たした職員配置が行われていることを確認しており、今後につきましても、安定した運営が行えるよう、指定管理者等と十分に協議調整を行いながら、適切な職員確保に努めてまいりたいと考えております。

民間放課後児童クラブにつきましては、今回の放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性への位置づけはしておりませんが、地域において様々な運営形態により、スポーツ活動や学習支援など多様なプログラムを提供している状況もあることから、地域における公益的なサービスの一つとして認識しているところでございます。朝の居場所づくりにつきましては、保護者の一定のニーズがあるものと認識していることから、本年3月に四谷小学校において、図書室等を活用し、試行的に1週間、居場所づくりを実施したところでございます。今後につきましては、各学校の状況を教育委員会事務局と情報共有した上で、他都市における取組の状況も踏まえながら検討してまいりたいと存じます。思春期の居場所づくりにつきましては、今年度を実施した試行的取組の実施結果を踏まえ、各地域における多様なステークホルダーに関するコーディネート必要性を認識したところでございます。現在、総合計画第4期実施計画や第3期こども・若者の未来応援プランへの具体的な取組の位置づけを検討しており、子どもたちの多様な主体性や価値観に対応し、地域と連携した居場所づくりを進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 まちづくり局長。

〔まちづくり局長 宮崎伸哉登壇〕

○まちづくり局長 宮崎伸哉 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、市営住宅についての御質問でございますが、市営住宅におけるペット飼育につきましては、入居募集の条件として禁止するとともに、川崎市営住宅条例施行規則第23条第4号に規定する迷惑行為の未然防止を図るため、入居時に使用者と誓約書を取り交わしているところでございます。入居者のペット飼育について、近隣住民や自治会等から苦情や通報を受けた場合には、市営住宅の管理代行者である川崎市住宅供給公社の職員がペットを飼育している入居者宅を個別訪問し、事実を確認するとともに、ペットを親族等に預けるなどの是正指導等を行っているところでございます。次に、市営住宅におけるペット飼育の実態把握等につきましては、市営住宅及び共同施設を維持管理する上でも必要であると認識しておりますが、禁止事項に関するアンケート等によって正確な飼育件数等を把握することは困難であると考えておりますので、引き続き、巡回時に飼育の疑いのある住戸を発見した場合や、近隣から通報を受けた際には、現地調査や近隣の聞き取り等を実施してまいります。次に、市営住宅におけるペット共生型住宅につきましては、他の自治体で実施していた公営住宅におけるペット飼育モデル事業において、入居者のルールやマナーの遵守が課題であった等の事由により本格導入を見送ったことや、動物アレルギーを持つ方の居住、鳴き声や臭いによる居住者間のトラブルなどが懸念されることから、様々な課題があると認識しているところでございます。

次に、総合都市交通計画についての御質問でございますが、運転手不足等の課題解決に向けましては、自動運転バスの早期実装などによる路線バスの輸送力の確保をはじめとして、バス事業者との連携による重複バス路線の改善や地域特性に応じたICT等を活用した新たなモビリティサービスの展開、モビリティハブの形成などの取組を進めることが重要と考えております。次期計画期間における自動運転バスの見通しにつきましては、こうした取組を連携させながら総合的に進めていくことが、運転手不足への対応など効果的な課題解決につながるものと認識しております。次に、自動運転バスの保有台数等につきましては、現時点では、自動運転バスの生産台数が限られていることなどから数値目標は設定しておりませんが、運転手不足への対応に資するよう、運行事業者等と今後の動向を注視しながら取組を進めてまいります。次に、自動運転バスの実装に向けた財源の見通しにつきましては、現状では、自動運転に係る車両やシステム導入等に多くの費用を要することから、今年度は、自動運転社会実装推進事業の重点支援による国庫補助金を活用して事業を実施しているところでございまして、国に継続的な支援を要請するとともに、国や交通事業者、関係事業者と連携しながら、費用の低減に向けた取組を進めてまいります。次に、総合都市交通計画の見直し検討会議においては、学識経験者から自動運転などの新しい技術の積極的な活用に関する御意見などが示されたところでございます。

次に、JR南武線についての御質問でございますが、遅延時間などの運行データの開示等につきましては、事業者であるJR東日本が所有するものでございますので、必要に応じて同社に対し要望してまいります。また、市民からの遅延等に関する御意見につきましては、市長への手紙や電話のほか、同社を通じていただいているところでございます。次に、遅延対策につきましては、本年8月に同社から南武線の遅延対策についてとして、遅

延状況の調査及び要因の分析とそれを踏まえた対策が示されたことから、本市といたしましては、適宜、取組状況等について確認してまいります。次に、同社との協議につきましては、南武線沿線での開発計画等について情報共有を行うとともに、コロナ禍以降、南武線利用者が増加傾向にあることを踏まえ、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議等を通じて、南武線の増発や車両の増結などを同社に要望しているところでございます。次に、南武線の混雑につきましては、以前より本市において大きな課題と認識していたため、同社と協議調整を行い、運行ダイヤの改善や幅広車両の導入が行われてきたところでございまして、今後につきましても、輸送力の増強等を同社に要望してまいります。

次に、ワンマン運転化後の混雑等に対する対応につきましては、本市といたしましては、鉄道事業は定時運行し、安全・安心に利用できることが重要と考えており、輸送力増強については、基本的には鉄道事業者が取り組むべきものであると考えております。同社からは、輸送力増強について、令和7年3月のダイヤ改正で夕夜間帯の列車を増発してきたなど、今後もお客様の御利用状況を見極めつつ判断していく、安全管理について、乗降確認モニターで、全てのドアの乗り降りの状況を一目で確認できるようにしていると伺っておりますので、本市といたしましては、引き続き、状況を注視してまいります。次に、オフピーク通勤につきましては、南武線の混雑率が令和6年度には153%と、コロナ禍以降、高くなってきていることなどを踏まえ、同社からは、オフピーク定期券の利用を促進していくことで、ピーク時の利用を分散化していきたいと伺っております。本市におきましても、時差勤務の導入など環境整備が進められていることから、市職員に対する周知を進めるとともに、沿線企業への働きかけなどを検討してまいります。次に、踏切の立入り等に伴う列車の急停車につきましては、同社からは、その他の踏切でも発生しているものの、久地踏切で特に件数が多いと伺っております。次に、さらなる遅延対策につきましては、令和7年秋を目途に、ドアの開扉時間の短縮や発車メロディーの音量を上げる車両改修を行い、これらの対策の効果を見極めた上で、必要によりダイヤの一部見直しを検討していくと伺っております。本市といたしましては、同社が行う対策とその効果、それに伴う影響などについて、引き続き協議調整を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 河合征生登壇〕

○建設緑政局長 河合征生 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、等々力緑地再編整備事業についての御質問でございますが、これまでの事業説明会等でいただいた本事業に関する市民、関係団体等の主な御意見、御要望につきましては、球技専用スタジアムや新とどろきアリーナなど、新たに整備する施設への期待やカフェなどの飲食施設やトイレの充実のほか、子どもの遊び場を増やしてほしい、立体駐車場は圧迫感がある、緑を残してほしいなどの声をいただいていたところでございます。本市といたしましては、本事業は、事業者、市民、関係団体等の皆様とともに、公園緑地の新たな価値向上を図り、等々力緑地を日常的ににぎわう地域の核となる空間にしていく取組と考えており、これまで寄せられた御意見、御要望も踏まえ、現在、物価高騰などの影響と合わせ、整備内容の見直しを進めているところでございます。本年8月末の説明会においては、遊具や水遊びも可能な新たな広場の整備や立体駐車場の平面化、緑を保全するエリアの設置などを盛り込んだ計画の見直しをお示ししたところでございまして、多くの方

に再編整備事業の内容について御理解いただいたと考えております。また、この見直しにつきましては、等々力緑地の目指すべき将来像を踏まえたものであり、引き続き、その実現に向けて取り組んでまいります。次に、事業費につきましては、本年7月に整備の取りやめを含めた施設整備の方向性について報告したところでございまして、引き続き、仕様の見直し等による事業費の縮減が必要と考えております。

次に、アリーナにつきましては、現とどろきアリーナを既存活用した場合、プールを別棟で整備する必要があるとともに、既存アリーナでは予定していた興行利用ができず、当初想定されていた事業収支が成り立たないことから、事業スキームに影響するものと考えております。このことを踏まえ、今後、とどろきアリーナの建て替えと既存活用における整備費などの比較検討を行ってまいりたいと考えております。次に、駐車場につきましては、再整備後の新たな公園利用の需要を踏まえた台数の確保と公園利用者の利便性への配慮が必要と考えており、増設する場合は、現在の催し物広場の位置とするものでございまして、運営に当たりましては、交通渋滞や周辺への安全に配慮してまいります。次に、新陸上競技場につきましては、既存のトラックを活用した場合、約29億円の増額が不要となりますが、この場合、高等学校以上の陸上大会は開催できないと関係団体から伺っているところでございます。次に、植栽につきましては、本年8月末に開催した説明会において緑の考え方をお示したところでございまして、今後、実施設計を進めていく中で、樹種の選定等を行ってまいります。

次に、工事費の検証方法につきましては、公共工事の積算基準等により本市が工事費を算定する、いわゆる官積算により設計変更の金額や内容を精査し、物価変動額の妥当性の確認とともに、専門家で構成する懇談会や本事業に関する庁内検討会議で精査結果を検証してまいります。次に、本年8月29日と30日に行ったオープンハウス型事業説明会につきましては、2日間の合計で291名の子育て世代を含む地域の皆様や施設利用団体など、幅広い方々に御来場いただいたところでございます。いただいた質問につきましては、新たに整備する広場や樹林地などに関するものがございまして、今回見直した整備計画について、よくなった、頑張っで進めてほしい、一緒に参加したい等の好意的な声を多くいただいたところでございます。次に、協働の取組につきましては、これまで等々力緑地において、近隣保育園と連携したサツマイモの育成・収穫体験や周辺町会との花壇整備、美化活動等を進めてきたところでございます。また、再編整備につきましては、市民の御理解、御協力を得た上で、さらなる機運の醸成を図ることが重要と考えておりまして、今後は市民による植樹やクラウドファンディングなど多様な市民参加の手法について検討してまいります。

次に、多摩川水系河川整備計画についての御質問でございますが、多摩川水系河川整備計画につきましては、多摩川を管理している国土交通省が今後30年程度で実施する具体的な整備内容などを定める将来の川づくりの計画でございまして、計画策定から20年以上が経過し、気候変動等の影響による水害の頻発化、激甚化を踏まえ、変更に向けて検討を進めているところでございます。主な変更点につきましては、気候変動により予想される将来の降雨量の増加等を考慮し、基準点である石原水位観測所における流量を毎秒4,500立方メートルから毎秒7,200立方メートルに変更される予定でございまして、本市への影響につきましては、流量増加に伴う河川の治水対策が必要となることから、その対策に伴う河川環

境や河川敷利用への配慮等でございます。次に、本市の意見といたしましては、国が行う市内の整備箇所や内容等が多岐にわたるため、河川敷の利用等への影響に関する情報共有や、本市関連計画との連携などについて国に伝えているところでございます。次に、国と本市の認識につきましては、令和元年東日本台風の水害を踏まえて実施されている多摩川緊急治水対策プロジェクトや昨今の気候変動を考慮した取組である多摩川水系流域治水プロジェクト等について、国や関係自治体と連携して進めているほか、多摩川流域協議会等の機会を捉えた情報共有などで整合は取れていると考えております。

次に、多摩川の利水の実態につきましては、多様かつ複雑な水利用の実態をできる限り明らかにすることを目的として、国が流域自治体と連携して実施している水流実態解明プロジェクトにおいて取りまとめているものでございまして、本市からは水量や水質等の現状について報告を行っており、他の流域自治体からもおおむね同様の内容が報告されております。次に、流量の増加による本市の影響につきましては、沿川地域の都市化が著しいことや、利水用の取水堰や下水処理水等の排水施設が相当数あることなどを踏まえ、計画高水位を変更せず、現況の堤防位置や高さなどを踏襲して堤防整備を行うことが示されていることから影響は少ないものと考えており、国が実施する対策を計画的かつ着実に進めていくとともに、特に市内河川と多摩川との合流部においても適切な対応を行うことが重要と考えております。次に、市民への対応につきましては、国において多摩川水系河川整備計画の策定に当たり、公聴会や意見募集等が実施されているところでございまして、本市といたしましても広く市民の皆様にご覧いただくため、市政だより等を通じて国による意見募集や多摩川の取組等の情報提供を行っております。今後につきましても、国と連携して市民の皆様のご理解が深まるよう取り組んでまいります。次に、本市洪水ハザードマップは、国や県が公表している多摩川及び鶴見川水系の想定最大降雨における洪水浸水想定区域に重ね合わせて、市内各河川が越水するなど最も危険な状況を想定し、作成しているところでございます。今後も国などの動向を注視し、必要に応じて見直しを行ってまいります。

次に、木月トンネルの冠水対策についての御質問でございますが、初めに、排水機能につきましては、1時間当たり約42立方メートルの排水能力を有するポンプを2基設置しており、これにより時間雨量58ミリメートルの降雨に対応可能となっております。次に、被害状況につきましては、時間雨量110ミリメートルの集中豪雨が発生し、排水能力を大幅に超える降雨により、トンネル内に19時17分から20時23分までの約1時間の間、浸水被害が生じたところでございまして、当日の対応といたしましては、現地に設置されたセンサーから浸水情報を受け、現場パトロールを実施したところでございます。今後の対策につきましては、他都市における類似事例や先進的な取組を参考にしながら検討を進めているところでございまして、引き続き、安全性の確保と被害の未然防止の強化を図ってまいります。

次に、公園緑地協会についての御質問でございますが、初めに、経営努力に向けた取組につきましては、市補助事業の見直しなどによる経費削減や自動販売機の新規設置拡充に加え、昨年度は全国都市緑化かわさきフェアに関する受託業務などにより収益確保を図ったところでございます。次に、今後の取組方針といたしましては、引き続き、収益事業の拡充に取り組むとともに、令和7年度からは新たに1施設で指定管理者としての運営を開

始したことや、緑化フェアのレガシーを踏まえ、市民との協働の取組における中間支援組織としての新たな事業展開による収益確保などにより、持続可能な協会運営を目指すところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 危機管理監。

〔危機管理監 柴山 巖登壇〕

○危機管理監 柴山 巖 危機管理本部関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、携帯トイレの使用等についての御質問でございますが、令和6年度に実施したかわさき市民アンケートでは、携帯トイレを3日以上備蓄している割合は32.1%、災害時のトイレ使用方法を知っている割合が34.5%と啓発が行き届いていない状況となっており、被災した状況の中では、日常とは違うトイレを使用することが難しいものと想定されることから、平時から災害時におけるトイレ環境を理解し、携帯トイレの設置や使用に慣れておくことが重要であると考えております。また、携帯トイレの使用体験についてでございますが、発災時におけるトイレの使用方法などをより多くの市民の方々に知っていただき、意識を高めていくことが必要だと考えておりました。昨年度から、総合防災訓練などにおいて、トイレの使用可否の確認方法等の訓練を実施するとともに、家庭での携帯トイレ備蓄率向上に向けた啓発に取り組んでいるところでございます。今後、防災関連のイベントなどにおいて、携帯トイレを実際に手に取り、経験する機会や、防災訓練などにおいて、発災初動期におけるトイレ対応の一連の訓練を実施するとともに、児童生徒の防災教育の一環として、災害時のトイレ環境を学ぶ取組を実施するなど、関係局区と連携して市民の方々の具体的な行動につながるよう取り組んでまいります。

次に、トイレカーについての御質問でございますが、令和6年能登半島地震の際においては、避難生活の環境改善にトイレカー等の災害対応車両の有用性が確認されておりますが、道路が被災した場合の運搬や避難所等へ設置後の排せつ物処理のほか、平時における活用方法などの課題もございますので、まずは各避難所へのマンホールトイレの整備を着実に進めるとともに、本年6月に国の災害対応車両登録制度の運用が開始されたことから、今後、神奈川県が導入するトイレカーを含め、同制度による災害対応車両の活用について調整等を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 病院局長。

〔病院局長 森 有作登壇〕

○病院局長 森 有作 病院局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、医師の充足状況についての御質問でございますが、医師確保につきましては、これまでも大学医局への働きかけや初期研修医等の若手医師の研修、教育の充実、学会活動、専門医資格取得への支援、時間外緊急手術手当の新設等の処遇改善など様々な取組を進めてきたところでございますが、医師の働き方改革の影響や全国的な医師不足の影響によりまして、例えば、川崎病院では放射線治療科や脳神経内科、井田病院では整形外科や耳鼻咽喉科など、一部の診療科におきまして医師確保に苦慮している状況がございます。地域の基幹病院、中核病院である市立病院にとりまして、専門性の高い医師の確保は大変重要な課題と考えておりますので、今後も引き続き、大学医局への積極的な働きかけ等を行い、医師確保につなげてまいります。

次に、川崎病院の救急体制についての御質問でございますが、川崎病院は、市の基幹病

院として、高度・特殊・急性期医療、救命救急医療を中心に、地域の医療機関の中心的役割を担っております。こうしたことから、救命救急センターに医師を本年4月1日時点で22名配置しているほか、産婦人科、小児科、精神科等の各診療科におきましても救急受入れ体制を構築するなど、診療科にかかわらず3次救急を担っており、令和6年度の3次救急応需率は95.4%となっております。こうした強みの一方、現在の救急診療の施設は非常に狭隘であることなどから、現在、新たな救命救急センター棟の整備を進めているところでございます。

次に、川崎病院の老朽化対策等についての御質問でございますが、市立病院における施設、設備の改修、更新に当たりましては、社会経済状況の変化や技術革新が進む中においても、地域の医療提供体制の中で担うべき機能に影響を与えないよう、計画的に行う必要があると考えております。そのため、市立病院の標準的な修繕、建て替えの時期について調査、整理した上で、病院局4施設について、経営状況と施設の劣化状況とのバランスを踏まえた施設の保全計画を今年度中を目途に策定する予定としております。また、進化する医療環境への適応につきましては、人口構成の変化や高齢化の進展などの社会経済状況の変化に伴う医療需要の動向、医療技術や医療材料、機械設備等の進化への的確に対応できるよう、川崎病院医療機能再編整備事業などを通じて、施設、設備の必要性や機能、規模の適正性、収支などの経営状況等を十分に精査し、経営改善に取り組みながら進めてまいります。

次に、井田病院の経営状況等についての御質問でございますが、井田病院におきましては、川崎市立病院中期経営計画2024-2027に基づき、地域医療支援病院として、地域医療機関との紹介、逆紹介等、地域医療連携の取組を積極的に進めているところでございまして、連携登録医との専用電話回線、つながつなごるホットラインを活用し、専門的な治療、検査を必要とする紹介患者の受入れ要請への迅速な対応や、救急患者の積極的な受入れを行ってまいりました。これらの取組により、入院患者数や入院診療単価、診療収益は増加しておりまして、物価高騰や人件費上昇の影響がなければ、経営状況は改善傾向にあったものと考えております。今後も引き続き、地域医療連携に取り組むとともに、新たな地域医療構想等においても、求められる高齢者救急への適切な対応、在宅医療や介護施設等とのさらなる連携を進めるなど、地域の医療ニーズに応える病院として取組を進めてまいります。

次に、クラウドファンディングの活用についての御質問でございますが、本市病院事業におきましては、これまでクラウドファンディングの活用実績はございませんが、市立病院をぜひ応援したいという市民の皆様の気持ちに応えるために、本年度から、返礼品なしのふるさと納税による寄附金の使い道として、新たに市立病院の安定的かつ継続的な医療の提供を設定したところでございます。クラウドファンディングは、ふるさと納税制度を通じた資金調達手段の一つであると同時に、市民の皆様に、市立病院の取組や役割を広く知っていただくよい機会となるものと考えておりますので、既に実績がございます本市他部局や他都市の公立病院の取組事例を参考に、調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 消防局長。

〔消防局長 望月廣太郎登壇〕

○消防局長 望月廣太郎 消防局関係の御質問にお答え申し上げます。

地域防災支援事業についての御質問でございますが、地域防災支援事業につきましては、防災訓練等を通じて、防火防災を担う人材の育成を支援することで地域防災力の向上を図ることを目的として、教育機関と連携したみんなが消防士、地域防災スクール及び幼年・少年消防クラブの活動回数について、目標を定めているところでございます。自主防災組織訓練指導を加えた地域防災に係る訓練等に消防団員が参加した回数については、実績管理のために参考指標としているところでございます。

次に、消防団関係事業についての御質問でございますが、消防団員の充足率の実績値につきましては、目標値を下回っている状況でございますが、年度ごとの入団者数は2年連続で増加し、年度当初の充足率についても、今年度7年ぶりに上昇したところでございまして、これまで消防局、消防署及び消防団が連携して地道に消防団員募集活動を継続してきた結果であると考えております。充足率の向上に向けた今後の取組といたしましては、消防団員の入退団時に実施するアンケートの検証・分析結果に基づく団員確保対策の推進、各種イベント等を活用した若年層への広報活動の充実、消防団応援事業所制度及び学生消防団員活動認証制度の周知、処遇改善に向けた取組等を継続して実施してまいります。

次に、今後の展開についての御質問でございますが、消防団員の入団者数は上昇傾向でございますので、今後も、消防団員確保のため、若年層を中心とした幅広い世代に対して消防団の活動内容や魅力をSNS、ホームページ等、効果的な広報媒体を活用して積極的に発信するとともに、消防団員からの意見等を踏まえ、消防団員の確保対策や活動環境の整備等について検討するなど、事業を推進してまいります。

次に、市民救命士についての御質問でございますが、市民救命士養成講習につきましては、自分の家族は自分で守るという自助の取組として推進しているところでございまして、平成29年度の外部委託に際し、講習会に係る事業費を精査し、その開催に係る費用のうち、受講者が使用するテキスト等の費用につきましては、受講者の皆様に御負担いただいているところでございます。

次に、養成数についての御質問でございますが、令和4年は4,291人、令和5年は5,536人、令和6年は5,577人を養成したところでございます。また、目標数の設定等についてでございますが、川崎市総合計画第2期実施計画策定時において、平成29年の予測値7,000人に加え、広報活動による公募講習の1,000人、事業所等の依頼講習の2,000人の増加を見込み、養成数1万人以上としたところでございます。目標数に対する養成数の割合につきましては、令和4年は約43%、令和5年は約55%、令和6年は約56%となっているところでございまして、市民救命士養成の目標数につきましては、これまでの養成数の実績等を踏まえ、適切なものとなるよう検討してまいります。

次に、講習についての御質問でございますが、養成数が目標数に到達しなかった要因といたしましては、テキスト等の費用を御負担いただくこととなりました平成29年度は、その費用をお示しする時期が遅かったことなどが要因であると考えているところでございまして、平成30年度につきましては、前年度より受講者数が約1,300人増加したところでございます。また、令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、受講者数を制限するなど、必要な対策を講じて開催したことのほか、受講控えなどもあったことが要因であると考えているところでございまして、令和3年度以降につきましては、受講

者数は増加傾向にあるところでございます。

次に、周知、広報等についての御質問でございますが、SNSやラジオ放送、大型ビジョンなど様々な媒体を活用した情報発信に加え、各種イベントにおいて、リーフレットを配付しているほか、心肺蘇生法を体験していただくことで、市民救命士養成講習の受講の重要性等を御理解いただけるよう、幅広く広報に取り組んでいるところでございます。応急手当ての知識、技術を習得した市民救命士を養成することは、救命効果の向上に必要なことと認識しておりますことから、引き続き、受講者の増加に向け、市民救命士養成講習の普及啓発に取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育次長。

〔教育次長 田中一平登壇〕

○教育次長 田中一平 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、学校施設長期保全計画についての御質問でございますが、進捗状況等につきましては、計画における整備完了予定校数に対する令和7年度末の完了予定校数は、校舎Aグループが第1期・第2期取組期間で40校に対し9校、校舎Bグループは第1期36校に対し24校、校舎Cグループは第1期98校に対し47校でございます。また、体育館Aグループは第1期・第2期取組期間で38棟に対し10棟、体育館Bグループは第1期90棟に対し45棟、体育館Cグループは第1期48棟に対し42棟でございます。また、事業評価につきましては、他の事業を優先したことなどにより予定どおり進捗しておりませんが、一定数の学校の教育環境を早期かつ効率的に改善するとともに、施設の長寿命化を推進し、財政支出の縮減と平準化を図ってきたものと考えております。次に、各校の完成図面等の保管状況につきましては、全校を対象に調査してまいります。次に、各校における設備修繕履歴につきましては、現行計画策定後は修繕手法ごとに管理を行っており、適切に把握しているものと考えております。次に、完成図面等の図書につきましては、工事完了後に施設所管部署が引渡しを受け、適切に保存することとしており、製本された図面については学校を保管場所とし、電子媒体については、平成22年度以降は全庁共有のシステムでの保管を進めているところでございます。次に、管理方法につきましては、調査結果を踏まえて課題を把握し、対応について検討してまいります。次に、図面の有無による工事への影響につきましては、既に多くの工事实績がありノウハウの蓄積も進んでおりますが、図面と現況が異なる場合もあることから、図面の有無にかかわらず、引き続き関係局と連携を図りながら現地調査を行い、現況の図面を作成することで適切に整備を進めてまいります。次に、本計画の財政支出の縮減と平準化に関する試算につきましては、物価上昇など様々な状況変化による影響を考慮しつつ、将来事業費を試算し、計画の改定の中でお示ししてまいります。

次に、体育館等の空調設備についての御質問でございますが、初めに、都市ガスが途絶した場合にLPガスを用いて設備を稼働させる空気吸入式移動式ガス発生設備につきましては、設備が高価であることや、平時は使用しない燃料保管場所の確保及び調達方法に課題があるものと認識しております。次に、室外機の削減等につきましては、電源自立型の室外機ではなく、通常ガス式の室外機に発電機を接続する機器構成とした場合であっても、別途必要となる発電機及び燃料保管庫等の設置のコストを考慮すると、コスト削減につながるには限らないものと認識しております。また、電源自立型の室外機は停電時の操作が比較的容易であり、災害時の円滑な継続利用が可能になるものと見込んでおります。

次に、ランニングコストにつきましては、空調対象面積を約930平方メートル、空調能力を60馬力と設定し、年間で約1,600時間稼働させた場合の光熱費を試算したところ、都市ガスではガス消費量約9,300立方メートルに対し約110万円、LPガスではガス消費量約4,200立方メートルに対し約170万円という結果となることから、光熱費を約1.5倍としたところでございます。次に、設置制約につきましては、これまでの検討の中で、学校運営上の支障が出る可能性を懸念しており、個別の設置制約の有無につきましては、他都市の事例等も含め慎重に検討を行い、適切に判断してまいります。次に、都市ガスの耐震化につきましては、経済産業省が設置する産業構造審議会の小委員会が策定したガス安全高度化計画2030におきまして、低圧本支管の耐震化率目標について、2025年度末に全国平均90%という目標を2019年度に前倒しで達成したとされており、耐震化が進んでいるものと考えております。都市ガスのポリエチレン管整備状況につきましては、事業者を確認したところ、非公開とされていることから把握は難しいものと考えております。また、同計画によりますと、2030年度末までに低圧本支管の耐震化率を全国平均で95%にすることが目標とされておりますので、今後も耐震化率が向上するものと認識しております。

次に、防災機能の評価につきましては、都市ガスはガスの耐震化が進んでおり、都市ガスが供給されていれば燃料の確保に特別な手配を要せず継続利用が可能である点、LPガスは、敷地内に燃料が確保できていれば電気、都市ガスが停止しても継続利用が可能な点をそれぞれ評価しているところでございまして、整備方針策定に向けて引き続き調査研究し、最終的な評価について検討してまいります。次に、校舎の既存空調設備につきましては、電気、ガスのいずれのエネルギー源であっても停電時には稼働しないため、体育館に関しては停電時に稼働するものを導入する必要があると考えております。次に、令和11年度の目標設定につきましては、PFI等の民間活用手法は、設計、施工、工事監理等の契約を一括して発注することができ、単年度により多くの学校を扱えることや、事業契約期間中の機器調達を計画的にできるため工事延長リスクを低減できることから、早期整備が可能になるものと考えております。また、本年7月に実施したサウンディング調査におきましても、契約後2年から3年程度でできるという提案を複数いただいたことから、現時点におきましては、令和11年度を整備完了の目標としているところでございます。次に、工事時期につきましては、作業員への酷暑に対する配慮や工事の重複を避けるため、普通教室の空調更新やその他の工事等が集中する夏季休業期間以外の工事実施等について、サウンディング調査により事業者から御意見を聴取してまいります。次に、市内事業者の積極的な活用につきましては、民間活用手法による整備においても重要であると認識しており、事業者選定時に、市内事業者の参画が適切に評価されるよう、加点点評価項目を設定するなど、市内事業者の受注機会を確保する仕組みを構築してまいりたいと考えております。

次に、今後の部活動の在り方の検討についての御質問でございますが、部活動の地域移行につきましては、民間企業や市内音楽大学との連携等により外部指導者を各拠点校に派遣し、生徒の技術力の向上や教員の負担軽減に向けた取組を進めており、課題である運営主体となり得る地域スポーツ団体等の不足や適切な指導力を有する地域人材の確保などの対応につきましても、先行自治体の事例を参考としながら検討を進めているところでございます。次に、地域スポーツ団体につきましては、担い手の育成が必要でございますので、引き続き、既存の団体支援に関する状況や本市の実情を踏まえ、関係局と連携を図りなが

ら取組を進めてまいります。次に、方針の改定につきましては、このたびの市立中学校全校の代表生徒による部活動生徒代表者会議におきまして、生徒自らが主体的に考え、将来に向けて持続可能な部活動とするための意見やアイデアが提案されたところがございます。現在、改定骨子案を検討しているところがございますので、生徒をはじめとする学校関係者等に対し、GIGA端末等を活用して骨子案をフィードバックし、十分理解いただくよう周知を図るとともに、骨子案に対する意見についても可能な限り方針に反映できるよう対応してまいります。

次に、少年自然の家についての御質問でございますが、富士見町に整備された経緯につきましては、市内南部地域の小学校5年生、6年生及び中学校1年生を対象として、国の公害対策事業の一つとして実施していたグリーンスクール事業の実施対象地域の拡大に伴い施設の確保が困難になったことから、現在の富士見町に開設されたものでございます。また、施設の設置目的につきましては、恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して心身を鍛錬し、もって健全な少年の育成を図ることとございます。次に、政令指定都市の状況でございますが、自然教室を実施している公的施設について、本市を除く19の都市のうち市外設置は5都市となっており、他の14都市は市内にのみ施設を設置しております。また、市外設置の5都市のうち2都市は同じ府県内に設置しており、3都市は県外に設置しております。次に、今後の方向性等につきましては、令和4年度に、少年自然の家の敷地の一部が土砂災害特別警戒区域等に指定されていることを確認したことを契機として、現地での再編整備以外の案についても幅広く検討することとなった経緯があり、また、バス運転手の不足により令和6年度実施分のバス手配に関する入札が不調となり、一部の学校が日程や実施場所を変更して実施した結果も踏まえ、現地での再編整備等については長期的な安全性の確保やコスト比較の観点から、一旦検討を凍結し、他施設の活用を前提に検討を進めることとしたものでございます。次に、現在凍結中の移転整備案につきましては、宿泊棟、体育館のほか、野外炊飯場やバーベキュー場等の野外活動エリアを新設する案となっており、概算工事費の試算としては、令和6年10月時点で約68億円と算出されております。さらに、土地取得や既存の宿泊施設等の解体に係る経費も想定されるところでございます。また、工期につきましては、土地取得後5年を見込んでおります。

次に、保護者負担につきましては、食事代や体験活動等に係る費用を保護者負担とし、それ以外のバス等の移動費や施設の利用料等を公費負担としてきたところでございます。今回、他施設で実施する場合同様の考え方としております。負担額につきましては、施設や実施内容により異なるものの、春の実施では食事代や保険料に係る費用として100円から4,000円程度、冬の実施では、食事代や保険料及びスキーに係る費用として2,000円から1万円程度の増となっております。次に、保護者負担に対する補填につきましては、食事代や体験活動等に係る費用については、児童生徒に直接還元される性格を有することから、原則として保護者に負担をお願いすべきものと考えております。次に、教員の負担軽減策につきましては、令和6年度の他施設実施の結果に基づき、今年度は旅行会社からのアドバイス、最大3回の現地踏査、各学校のプログラムや実施結果等を共有するグルークラブルームの開設など、新たなプログラムづくりをフォローする体制を構築したところでございます。また、宿泊施設等との連絡調整や支払い業務を担う添乗員の同行、看護師の全校派遣など、教員が児童生徒の指導に専念できる体制を整えるなどの負担軽減策も

講じておりまして、今後も引き続き教員が安心して自然教室の実施に専念できるよう負担軽減に取り組んでまいります。

次に、歯科保健指導についての御質問でございますが、今年度の取組内容につきましては、昨年度、学校歯科医のほか、小学校長会や養護教諭の代表との意見交換会を2回開催し、取組の成果や課題等について協議したところ、家庭での習慣化を目指すために事業の充実を図る必要がある等の意見がございましたので、小学校7校において、事前に保護者の同意を得た児童を対象として、授業内でのフッ化物洗口体験を新たに実施するものでございます。新たな取組につきましては3年程度の効果検証期間を見込んでおりますので、学校歯科医や学校現場等と連携しながら、歯科保健指導の充実に向けて検証を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 加藤孝明議員。

〔加藤孝明登壇〕

○10番 加藤孝明 再質問の前に要望いたします。

入札参加資格についてです。今回は入札をつかさどる財政局に有資格技術者の配置や業務の履行に必要な資機材等の条件設定について答弁を求めました。市内中小建設業事業者を例に取れば、加藤副市長の答弁では、災害時には最前線で安全・安心の確保で大きな役割を担ってもらっているとのことであり、競争性が担保される範囲内で強く条件を設定、身近な市内専門業者の育成を図らなければ、有事の際、誰も対応できなかつたとなりかねません。品質確保やそれらの意味でも、本来業務を履行し、それらの施設を管理運営する原局が元請条件を厳しく加えなければならないはずであり、委託業務などではそれがほぼ機能していないことが明白であります。早急に対応するよう強く求めます。

次に、学校体育館への空調設備整備方針の検討について申し上げます。エネルギー源について、都市ガスが有利とまとめていることについて様々指摘しました。体育館は教育施設ではありますが、大規模災害時には地域住民の避難所となる機能が求められます。頻発する昨今においてはなおさらです。各地の被災現場での状況を深刻に捉えるべきです。今後の取りまとめにおいて再検討されるよう強く求めておきます。

それでは、再質問いたします。電子入札の利用時間についてです。現行のシステムでは、総合財務会計システムと情報連携の処理に一定時間のシステム停止が行われているとのことです。それは、入札時間を終え、何時から何時まで行われる作業なのか伺います。また、切実な思いを寄せる市内中小事業者に寄り添う意味でも、現行システムを早期に変更することも望まれます。来年度初めから入札利用時間の変更ができないのか伺います。また、できない場合にはその理由を伺います。

○副議長 堀添 健 財政局長。

○財政局長 斎藤禎尚 電子入札についての御質問でございますが、電子入札システムと総合財務会計システムとのデータ連携につきましては、連携に向けたデータの事前処理や想定外の事象が生じた場合も考慮して、午前零時からおおむね6時頃までの間に行われているところでございます。利用時間の拡大につきましては、新システムの稼働を控える中、現在のシステム全体的大幅な運用見直しや改修が必要であることから困難であり、今後のシステム再構築の中で検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 加藤議員。

○10番 加藤孝明 最後に要望です。電子入札の利用時間についてです。現行の利用時間は現場の始まる時間に合致しており、入札を行う経営者にとって開始時間の前倒しは強い要望であります。現在、令和9年度中の稼働に向け、電子入札システムを含む総合財務会計システムの再構築の検討作業中とのこと。市内中小企業事業者の強い要望に寄り添い、応札希望者に対して障害のない、利用しやすい制度の確実な構築を求め、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長 堀添 健 19番、長谷川智一議員。

〔長谷川智一登壇、拍手〕

○19番 長谷川智一 私は、みらい川崎市議会議員団を代表して、令和7年第3回定例会にて上程されました諸議案並びに市政一般について質問をいたします。

初めに、川崎市の市民文化大使として市の魅力を広く発信され、1996年アトランタ大会からパラリンピックで15個の金メダルを獲得された成田真由美さんが9月5日に御逝去されました。成田さんのこれまでの御功績をたたえるとともに、衷心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、今年猛暑日が連日続きました。気象庁は、今夏の平均気温は平年と比べて2.36度高く、1898年の統計開始以降、最も暑かったと発表し、これまで一番だった昨年を大幅に上回る異常気象だったとしています。9月5日の台風15号では、幸いにして本市では人的被害はなかったものの、川崎区を中心に多くの箇所で道路冠水が発生しました。都市型水害をはじめ、あらゆる自然災害に対し、自助、共助、公助の連携により被害を最小限に抑える備えと対策の強化が急務です。

今年、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例が全面施行から5年経過し、来年は川崎市子どもの権利に関する条例が施行25年目を迎えます。また、1982年には、全国の政令指定都市に先駆けて核兵器廃絶平和都市宣言を行うなど、平和と人権尊重及び多様性の取組は、まさに川崎市の礎となっています。戦後80年の節目の年に101年目の一步を踏み出した本市のさらなる発展と、平和で希望に満ちた未来に向けて、我々みらい川崎市議会議員団は様々な課題に真摯に取り組み、全力で議論に臨むことを表明し、以下、質問してまいります。

初めに、市長公約及び実績評価について伺います。市長は令和7年第2回定例会において、今まさに臨海部の産業構造の転換や特別市の実現に向けた取組をはじめ、将来の成長と発展に大きく影響する施策に取り組んでいる極めて重要な局面で、市長として自ら先頭に立って川崎の未来を実行すると、次期市長選挙に立候補する旨の決意を表明されました。さきの市長選挙では、新マニフェストとして48項目プラス1の公約を掲げました。我が会派は、これらの公約の達成状況を各所管局にヒアリング及び事務事業評価シート等にて検証し、幾つかの課題として、例えば教育環境整備や不登校児童生徒の居場所づくり、ひきこもりへの支援、コミュニティ交通の導入促進など実現に向け努力しているものの実効性に乏しい事業もありました。これら施策も含めて、4年前に掲げた公約の達成状況をどのように自己評価しているのか伺います。また、道半ばとなっている特別市の実現や川崎水素戦略など次の4年間に取り組むべき課題についてどのように考えているのか、具体的に伺います。

次に、小児医療費助成制度について伺います。8月18日に、みらい、自民、公明、川崎・

維新の4会派から市長に対し制度拡充を求める要望書を提出したことを契機に、市長の記者会見にて拡充の方針が示されました。これまで小児医療費助成対象の拡充や一部負担金の撤廃を訴えてきた我が会派としては一定評価するところです。一方で、8月28日の文教委員会において報告された拡充案では、実施時期が来年の9月1日と示されています。前回、令和5年の拡充に際しては、令和4年第4回定例会にて市長が表明し、同年11月の文教委員会で拡充案が示され、令和5年第1回定例会で条例改正が行われた後、システム改修や申請事務が始動し、実施に至った経緯があります。今回の拡充については本定例会中に条例改正を予定しており、システム改修等については前回より早期に着手可能と思われます。市民も議会も待望していた制度改正であることから、早い段階での周知、さらには少しでも前倒しした実施を要望いたしますが、見解と対応を市長に伺います。

次に、令和6年度決算について伺います。令和6年度一般会計歳入決算では、定額減税実施による個人市民税の減がある一方、企業収益増加による法人市民税の増や、土地の評価替えに伴う課税標準額の増加等による固定資産税の増などにより過去最高の市税収入となったものの、138億円に上るふるさと納税による減収や、引き続き普通交付税不交付団体となったことによる影響など、全体として厳しい状況となっています。また、歳出決算では、本庁舎等建替事業の進捗などによる減がある一方、新小倉小学校の完成などによる教育費の増などにより、結果的に精算見込額を除いた実質収支は約25億円になりました。減債基金から新たに157億円の借入れを見込んでいましたが、結果的に新規借入れはせず、昨年度に続き10億円を返済しました。その要因について具体的に伺います。さらに、令和7年度当初予算では、減債基金からの新規借入額92億円を計上していますが、現時点の見込みについても伺います。

あわせて、建設緑政費の不用額が62億円余と、令和4年度、令和5年度と比較して大幅に増加していますが、要因となった事業について伺います。加えて、当該事業の今後の進捗や市民への影響等について伺います。

次に、川崎市総合計画第3期実施計画、令和6年度事務事業評価結果について伺います。結果概要では、令和6年度の目標を上回って達成、目標をほぼ達成が83.8%、目標を下回ったが16.2%となっており、コロナ禍の影響を受けた令和4年度、令和5年度と比べても、達成状況が悪化している状況です。要因について具体的に伺います。次に、総合計画改定素案及び第4期実施計画の策定についてです。今回は両計画の策定が並行して行われていることから、中間報告がなされなかったとのこと。今後、11月に両計画が示される前に、どのように議会に情報提供がなされるのか、時期と内容について具体的に伺います。

次に、関連して、市民オンブズマン運営事業についてです。市民オンブズマン事務局に関わる事務事業評価シートの項目については、これまで人権オンブズパーソン運営事業のみ取り上げられていたことから、市民オンブズマン事業についても議会報告するよう求めてきました。現在改善されましたが、市民オンブズマン事業における条例に基づく発意調査は例年ほとんど実施されていないことから、さきの総務委員会でただしたところ、情報提供はしているが、発意調査の実施については市民オンブズマンに任せている旨の消極的な答弁でした。発意調査は行政の非違の是正等に関わる大変重要な調査です。市民オンブズマンは月額75万円という高額な報酬を得ていることから、発意調査は積極的に行うべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、川崎市行財政改革第3期プログラムの取組結果について伺います。8月27日、総務委員会にて報告され、活動目標に対する達成度については、目標を上回った、ほぼ目標どおりを合わせた割合は89.3%となっています。これまで、我が会派はスクラップ・アンド・ビルドの徹底を繰り返し求め、委員会では複数年にわたり達成できていない取組の扱いについてただしました。各局区とどのような調整をしてきたのか伺います。また、第4期プログラムでは、重点的に取り組むべき改革課題を厳選して位置づけるとしてありますが、期間中における改革課題の設定の在り方について伺います。さらに、目標を下回ったとした取組には、部局横断的な取組が多く見られます。これまで我が会派は、横串を刺す役割の不足について繰り返し指摘してきました。行政改革マネジメント推進室の役割について、改めて明確に伺います。あわせて、目標を下回ったとした取組が継続していることから、時間軸を意識した時間の概念の徹底がなされていません。さらなる取組を求めますが、見解と対応を伺います。次に、委員会では取組評価シートの記載内容が形骸化していることを指摘し、統括する行政改革マネジメント推進室が所管局に対し、修正や改善を図るべきと求めました。第4期プログラムではどのように改善していくのか、見解と対応を伺います。

次に、次期出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針の策定に向けた考え方について伺います。8月27日総務委員会の報告において、次期方針の策定に向けては、これまでの方針と次期方針を比較すると変化がないことを指摘しました。コロナ禍が終わり物価高騰が社会問題化する中、どこに力点を置いて次期方針及び出資法人の経営改善等を考えていくか伺います。

また、次期方針では、川崎市信用保証協会が策定対象外となっています。同協会は中小企業支援等、本市の経済労働施策と密接な関わりがあることから、議会に対してどのような説明責任を果たしていくのか伺います。

次に、取組評価の指標設定についてです。平成30年度の本方針の策定以降、我が会派は、指標設定について正確性を期すよう改善を求めてきました。現方針において一定の改善が見られたものの、依然として会議の数を指標として設定するなど、適切な指標設定がなされていない法人が散見されます。次期方針においてどのように改善するのか、対応を伺います。また、将来にわたり物価高騰や人件費増加が想定される中、指標設定するに当たりどのように反映していくのか伺います。次に、各出資法人が管理運営する施設等の老朽化対策についてです。総務企画局では、資産マネジメント第3期実施方針に基づき、資産保有の最適化が示されていますが、各出資法人が管理運営する施設と資産マネジメントの整合性を図らなければ正確な修繕計画を策定することは困難です。どのように取り組むのか伺います。

次に、新公益法人制度の対応についてです。令和7年4月から新公益法人制度が始まり、本市の14の公益法人が対象になります。新公益法人制度の一つに、財務規律の柔軟化、明確化があり、財務運営に一定程度自由度が増し、公益的な活動の幅も広がります。法人所管課のより一層の実態把握とモニタリング、対象法人の積極的かつ公益的取組を促すべきですが、見解と対応を伺います。また、本方針については新制度に対応し、記載内容を見直すべきですが、対応を伺います。次に、情報公開についてです。令和3年第3回定例会における我が会派の代表質問に対し、インターネット活用による公開に努めることにして

いる、より積極的な推進が図られるよう取り組んでいくとの答弁でした。指針の策定から6年がたちましたが、特にインターネットでの公開については道半ばです。今後のさらなる取組について具体的に伺います。

次に、川崎市役所北庁舎の本格活用の方向性に係る検討状況について、中間報告について伺います。8月21日総務委員会では、北庁舎の本格活用の移転候補として、休日急患診療所等、看護大学大学院校舎及び看護大学講義室、川崎御幸ビル内の本庁機能の3件が明示されました。我が会派は、平成27年10月の本庁舎等建替基本計画案が示されて以降、一貫して、新庁舎完成後も川崎御幸ビルの賃借が継続され年間約1億6,000万円の賃貸料がかかる問題を度々指摘してきました。また、令和6年6月には北庁舎を視察し、課題を確認しています。今回、移転候補の一つとなりましたが、これまでの庁内での検討の経緯を具体的に伺います。次に、北庁舎の修繕等費用及び計画についてです。委員会資料には具体的な記載がなく、十分な議論に至りませんでした。ただでさえ遅延している事業であり、物価高騰や工期延長の影響を受けている本市において、川崎御幸ビルの契約期間が令和13年9月までと迫る中、スピード感を持った対応が求められています。総務企画局長から、修繕等の費用について精査して報告をする旨の説明がありましたが、令和7年度中に本格活用の方向性を取りまとめるスケジュールの中で、窓から雨漏りし、修繕が必要な5階体育館等の事務室化や地下の漏水の対応等の費用を踏まえた議論が必要です。速やかに計画及び想定される費用を議会に報告すべきですが、見解と対応を伺います。また、令和4年度実施の劣化調査委託では、躯体自体に著しい劣化は見られず、鉄筋の腐食もなかったとされていますが、労働会館改修工事の教訓をどのように生かすのか伺います。

次に、仮称シティプロモーション戦略に関する方針の策定について伺います。8月21日の総務委員会で示された同方針案では、各局区との連携を強化するため、ブランド戦略担当に局担当制を導入したとのこと。平成27年に現在のシティプロモーション戦略プランを策定した際には組織改編して取り組みましたが、組織改編等の考え方及び目指す効果について伺います。この部分につきましては他会派の質疑で理解しましたので、答弁は結構です。

また、全庁的な広報力を底上げするための研修を強化し、職員の市への愛着を醸成するとのことですが、現状をどのように評価しているのか、具体的に伺います。さらに、この研修により期待する効果を伺います。次に、同方針案では、現状、期間をおおむね10年間とするシティプロモーション戦略プランと、4年間とする第3次推進実施計画が存在し複雑となっていること、メディアの多様化や社会情勢等の急速な変化に対応するため一つに統合し、プランや計画ではなく、基本的な方向性を示す方針を策定するとのこと。さらに、これまで推進実施計画策定時の2年から4年ごとに行っていた振り返りを今後は毎年度行い、具体的な取組につなげていくとのことですが、目的及び目指す効果について伺います。これまで本市は、伝える広報ではなく伝わる広報を目指してきましたが、先般公表された特別市の認知度からも分かるように、費用対効果の薄い広報ツールが各局区で散見される状況です。また、昨年実施された全国都市緑化かわさきフェアにおいても、制作したパンフレットの約半数を廃棄するなど、刊行物の取扱いや配付の在り方等にも課題が生じていることから、方針案策定と併せ、課題の整理及び市政だよりを含めた広報の在り方について再検討するタイミングであると考えます。見解と対応を伺います。

次に、川崎市市制100周年記念事業、全国都市緑化かわさきフェアの取組について伺います。初めに、市制100周年記念事業についてです。8月21日総務委員会では、官民連携のさらなる推進に向けた取組が示されました。委員会では、我が会派議員が市の縦割りによる対応の遅れにより官民連携のイベント事業などに影響が生じた事案について指摘しました。今後、官民連携を推進するに当たり、反省及び改善策について具体的に伺います。また、記念事業で生まれた新たなつながりを一層深め、さらに広げることが重要です。今後の具体的な取組を伺います。次に、イベント開催場所の偏在についてです。我が会派は、これまで本市のイベントが南部地域に偏っていることについて指摘し、改善を求めてきました。今回の記念事業等においては、例えば夜間に生田緑地でイベントを実施した結果、夜間活用の可能性が広がったとのこと。こうした好事例を契機に、北部地域においても市を代表するイベントの充実を検討すべきと考えます。見解と今後の取組を伺います。

次に、緑化フェアについてです。8月29日に実行委員会の総会が実施され決算報告が行われました。説明によると、令和6年度は収入が見込みを約8,465万円上回り、支出は約13億7,500万円下回ったとのこと。また、令和7年度への繰越金は約14億6,000万円とのこと。この状況について理由を伺います。また、広報宣伝実施等業務委託費は約2億3,800万円とのことですが、その内訳が今回ようやく示されました。最も大きな割合を占める広報ツール制作費は約6,764万円とのこと。昨年、我が会派の質問で、秋開催のパンフレット76万部中、約4割の34万部がフェアの中で活用されず処分されたことが明らかとなりましたが、その制作費及び処分費用について具体的に伺います。あわせて、春開催についても、経費及び活用状況、処分等にかかった経費について伺います。次に、経済波及効果についてです。かわさきフェアの県内経済波及効果の測定調査・分析によると、秋開催では、県内外の日帰り客が73万3,200人に対し、宿泊客は20万6,800人と試算し、こうした来訪者による飲食、土産、レジャー費等から換算した結果、約69億8,000万円の効果と算出しています。同様に、春開催は日帰り客が57万1,200人に対し、宿泊客は10万8,800人とし、経済波及効果額は42億3,000万円とし、開催運営費と合わせた総額は135億2,000万円と算出しています。一方、令和6年の宿泊者数の実績値は228万人で1か月当たり19万人となり、秋開催については宿泊客のほとんどが緑化フェアを訪れていると想定しているような数字となっています。こうした試算についてどのように総括し、市への効果についてどのように評価しているのか具体的に伺います。

また、今回示された経済波及効果は概算的な算出方法であり、例えば宿泊数や市の関連施設来場者数の前年度との比較など、市として詳細な分析を行うべきと考えます。見解と対応を所管する藤倉副市長に伺います。

次に、閉幕後の花壇植栽の活用状況についてです。春秋開催ともフェア終了後に富士見公園と等々力緑地では、一部花壇の花を市民に配付し、好評だったと仄聞します。一方で、配付時間終了後に残った花が市民の目の前で廃棄される状況や、花壇に枯れるまで放置される状況が確認されました。そこで、各会場・エリアの花壇植栽の活用状況及び処分率について具体的に伺います。次に、ボランティアについてです。愛護会など、これまでの市民協働の取組への効果を具体的に伺います。さらに、ボランティアの方々は、今後の本市におけるグリーンコミュニティ形成にとって重要な役割を果たす人材と考えますが、フェア終了後の再登録数と、今後どのような働きかけをしていくのか具体的に伺います。

次に、士業との連携の在り方について伺います。初めに、かわさき多文化共生プラザの外国人相談支援窓口についてです。かわさき多文化共生プラザでは、昨年度から、本市在留外国人等への支援として、行政書士相談を毎月1回開催しています。ほぼ毎回予約が入るニーズの高い相談となっており、在留資格関係のほか、離婚や子育てなど様々な相談を受けてアドバイスをするだけでなく、必要に応じて他の専門家につなぐハブ機能も有しており、市内在住外国人の生活環境を整える共生に欠かせない事業と言えます。他方で、相談員として対応する行政書士は、交通費、日当などを市からは一切支給されておらず、完全なる無償ボランティアとなっています。相談事業の継続のためには、士業の専門性、働き方等に配慮し、専門家としてのスキル、役割に見合った交通費、日当等を支給すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、川崎市未来あんしんサポート事業についてです。同事業の運営等は、本市の補助を受け川崎市社会福祉協議会が行っていますが、成約件数はいまだ少なく、現在、全体の相談件数から成約に至るものは1割程度にとどまっています。同事業は終活支援を担当する士業を司法書士と弁護士に限定しています。本市の事業として実施している以上、幅広い士業を活用し、市民ニーズに対応する体制が必要です。見解と対応を伺います。

また、こうした取組をはじめ、市の施策全体の中での士業の活用については、各士業の業務範囲を正確に把握し、士業と効果的な連携体制を構築していくことが必要と考えます。見解と対応を伺います。

次に、仮称次期川崎市卸売市場経営プランの基本的な考え方案について伺います。8月22日の総務委員会で報告がありました。計画期間が令和8年度から令和19年度までの12年間の取組ですが、社会状況の変容により、流通や消費構造が多様化する中、次期プラン案では歴史的な大転換期としながらも、現プランと比較し新しい取組は示されておらず、むしろ今後の南北市場に対する公費投入の理屈だけが示されていました。まず、北部市場における事業期間についてです。PFI-BTO事業期間が約32年——調査設計等4年、工事期間8年、維持管理期間20年——、定期借地事業期間は50年、機能更新に係る全事業期間は約62年であり、今年から令和68年度までの超長期にわたる事業期間となっています。さきの定例会では、指定管理期間が30年間の市立多摩病院に対する当局のモニタリングが十分機能していなかったことが明らかになりましたが、今後約62年間に及ぶPFI事業者へのモニタリング等をどのように発揮していくのか不安が残ります。総務委員会では、約62年間という超長期の事業契約は全国的にもまれであるとの答弁がありましたが、事業継続の担保及びモニタリングは、当局がどのように関与し果たしていくのか伺います。次に、場内事業者との協議についてです。総務委員会資料では、現経営プランから次期経営プランへの反映として、場内事業者と具体的な取組内容について協議検討を行う場を設定するとの記載があります。委員会では、今さら感があると指摘しましたが、北部市場の取扱数量が年々減少する中で、新市場の供用開始時期である令和19年4月までに既存の事業者の経営が継続するのか甚だ疑問です。現在の見通しと差異が生じた場合のリスクヘッジはどのように考えているのか伺います。

次に、南部市場についてです。今後の方向性と考え方では、本市が開設者として一定の関与を行う必要性が高いと記されています。既に南部市場の取扱数量については特定の民間事業者が大部分を占めていることから、市場の本来の役割である公益性等からは大きく

かけ離れているのが現状です。それに従うならば、本市が関与を行う必要性は低く、民間事業者の自由な発想の下、施設整備についても創意工夫しながら推進することが、本市の公金支出を抑制する一助となります。本市の関与は必要最小限とすべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、次期指定管理期間における新たな納付金制度の導入についてです。説明では、納付金制度を指定管理者の第3期である令和8年から令和12年まで導入することです。委員会で納付金とその根拠についてただしたところ、固定で年額500万円を予定しているとの答弁でした。答弁内容が曖昧だったことから、改めて詳細について伺います。また、指定管理者からの納付金は、その見返りとして、本市が老朽化に伴う施設整備等を全額公費で負担することが推測され、その結果、特定の民間事業者が使用する南部市場に巨額の税金を投じて整備することは、本市にとって効率的、効果的とは言い難いスキームとなります。南部市場の取扱量等が増加しているのであれば、売上高に応じた納付金にするか、年額500万円としている納付金を増額すべきではないでしょうか、見解と対応を伺います。さらに、本市が一定の関与を行うよりも、民間事業者の創意工夫に任せるほうが、利潤追求のため事業者のモチベーションが向上することは明白です。行財政改革の観点からも、定期借地等、なぜ他の事業スキームを検討せず、整備ありきで方向性が決まっているのか伺います。

加えて、所管局である経済労働局だけでなく、本事業には総務企画局や財政局が関わっています。直営以外の事業スキームを検討しなかった経緯及び北部市場の機能更新と南部市場を別々に整備することへの財政的な担保はどのように議論されたのか伺います。関連して、北部市場の冷蔵・冷凍保管機能についてです。現在、川崎冷蔵株式会社が経営していますが、川崎市行財政改革推進委員会の学識経験者から、取扱量や稼働率も目標未達が継続していることや、現体制の維持を前提としているのであれば、経営健全化は困難ではないかという趣旨のこれまでにない厳しい指摘がなされています。これに対する当局の回答は的を射ておらず、今後の北部市場の機能更新において、本市が引き続き冷蔵・冷凍保管機能を独自で整備することは強い違和感を覚えます。民間事業者の創意工夫で整備するほうが得策であり、学識経験者や議会から指摘されて、なお方針を変更しない理由について伺います。

次に、熱中症対策についてです。環境省と気象庁では、熱中症警戒アラートを令和3年度から運用しており、発表の際は危機管理本部所管のメールニュースかわさき「防災気象情報」により、環境省から直接自動配信されています。この自動配信を受けて、本市からは、環境局環境総合研究所のエックスの配信や、各区役所等で看板を掲出し周知を行っています。市民に広く周知啓発するために、周知方法の拡充や注意喚起の手段に工夫が必要と考えますが、見解と今後の対応を伺います。

また、気候変動適応法の改正により、令和6年4月からは新たに熱中症特別警戒アラートを発表するとしています。運用以来いまだ全国で発表されていない状況ですが、災害級と呼ばれる酷暑や熱中症特別警戒アラートが発表された場合等に備え、地域防災計画への位置づけを検討するなど、防災・危機管理面からも対策を講じる必要があると考えます。危機管理監に見解と取組を伺います。

次に、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会について伺います。社会福祉協議会は、本市

の地域包括ケアシステムをはじめ、福祉及び子育て施策を補完する法人であり、財政援助団体として補助金、委託料、指定管理料、合わせて年間約19億6,000万円余を支出しています。また、健康福祉局の部長級と係長級が派遣されています。まず、同法人の財産管理についてです。同法人のホームページに掲載されている定款の第40条資産の管理では、現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて、保管すると定められています。調査したところ、既に外貨建て社債を数十万ドル——日本円にして1億円以上購入していますが、誰がどのような判断の下、購入に至ったのか、経緯、運用会社の選定方法及び理由、購入金額及び原資を伺います。また、為替の変動リスク等、安全性はどのように担保されているのか伺います。次に、所管部署への報告についてです。地域包括ケア推進室は、同法人の金融商品購入について、いつ把握し、適正な手続を経て購入したのかなど、必要となる確認を適宜行ってきたのか伺います。また、派遣職員からの事前の報告はあったのか伺います。次に、理事会等への報告についてです。同法人は巨額の金融商品を購入するに当たり、理事会や評議員会へ承認を諮るなど事前に審議または協議したのか伺います。次に、資金運用に係る定款の制定についてです。調査によると、本来、資金運用に必要となる定款の制定は、金融商品購入前に作成しなければならないにもかかわらず、事後に行っていた形跡が見受けられます。事実関係を伺います。また、これらの事務執行は適切と言えるのか、所管局に伺います。

次に、同法人における新事業についてです。新たな自主財源の確保策として、市民向けアプリ「nanafuku」を検討中とのこと。積極性については否定しませんが、多額の予算が必要になることが推測されることから、新規事業を行うに当たり、事業内容や費用対効果等、事前にどのような協議、確認を所管部署と行ってきたのか伺います。また、派遣職員から事前報告等はあったのか伺います。さらに、新事業に係るアプリ開発会社の選定理由、インシヤルコスト、ランニングコスト等の詳細を伺います。あわせて、今後の収益確保の見通し及び事業が失敗した場合のリスクヘッジについても伺っておきます。次に、同法人主催のイベントについてです。昨年度、エポックなかはらのこけら落とし、リニューアル記念公演及び令和6年能登半島地震チャリティ公演としてイベントが開催されています。我が会派の調査によると、本市や被災地と関係がなく、かつ福祉関係とも関わりがない団体が上演しており、結果としてチケットの販売等に苦心し、地域住民や関係する職員に執拗にチケット購入を迫る行為があったと仄聞します。なぜ被災地や福祉と関係のない団体が選ばれたのか伺います。また、チラシには、1階席が5,000円、2階席が4,000円となっていますが、チケットの何%を寄附としたのか伺います。さらに、本イベントの収益、被災地への寄附額を伺います。加えて本イベントがチャリティ公演だったことから、結果報告は所管局及び理事会等にどのように行われたのか伺います。

次に、同法人への監査についてです。今回、我が会派が調査した内容は、通常監査委員が行う監査の基準や着眼点に沿ったものであり、不明瞭な事務執行や一部の役員だけで意思決定がなされていることを鑑みれば、所管部署である地域包括ケア推進室から同法人へのモニタリングは機能しておらず、派遣職員も報告、連絡、相談を正しく行っていないことは明白です。どのように改善するのか伺います。また、所管局は、令和3年度に法人指導監査を実施していますが、同法人が風通しのよい組織運営となるよう早期の監査を実施することを求めますが、見解と対応を伺います。

次に、補助犬に関する助成制度の手続の簡素化についてです。本市の補助制度を利用する申請手続は、費用の明細を申請書類に転記するなど非常に煩雑な事務作業が伴います。補助犬ユーザーの多くは視覚障害者であり、こうした事務作業を自身で行うことは極めて困難です。担当局によれば、領収書等の添付で可とする柔軟な運用で対応しているとのことですが、運用での対応は場当たりのになり、担当者によってばらつきが出る可能性が否めず、公平公正な手続とは言えません。障害特性を鑑み、簡素な申請手続にすべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性に基づく取組の中間報告について伺います。8月28日の文教委員会で報告がありました。学童期及び思春期の子どもの居場所を確保する取組自体に異議を唱えるものではありませんが、中間報告のずさんさと、拙速なスケジュールに強い違和感を持ったところです。今回示された内容は、これまで本市が長年実施してきたわくわくプラザ事業の大転換につながるものです。このような重要施策の制度変更について、この間の具体的な検討経過を伺います。また、わくわくプラザについては、長期休業中の昼食提供の在り方など唐突に制度変更が行われましたが、議会に対し丁寧な説明がなされておらず、市民代表である議会が軽視されてきた経過があります。このような対応となった理由について伺います。次に、学童期の居場所づくりについてです。小学校における全ての子どもたちの居場所の実現として、わくわくプラザ事業、地域の寺子屋事業、みんなの校庭プロジェクト、体育館開放等4事業によるハイブリッドの将来像が示されました。まず、これらの実態把握と課題をどのように総括しているのか伺います。また、既に4事業とも課題なく運用されていると理解しているのか併せて伺います。さらに、これらの中核となる事業として、わくわくプラザを位置づけているようですが、この4事業をわくわくプラザ事業に包含していくのか伺います。加えて、現行のわくわくプラザは、個別の子どもたちのニーズに適切に対応できていないという長年の課題があります。この取組を進めることでこれらの課題が解消できるのか伺います。さらに、多様化する保護者のニーズについて既に把握したのか伺います。

次に、区分についてです。わくわくプラザの利用者をA区分とB区分に分離することです。現行の定期利用、随時利用との違いについて具体的に伺います。また、2つの区分分けと相対する保護者の就労条件との関連を伺います。次に、B区分運用の要である放課後のトータルコーディネートの職員についてです。この職員を有資格者とするのか、また、現在のスタッフリーダーとの違い及び確保策について、それぞれ具体的に伺います。さらに、想定する開設時期について、朝夕、週末と休日、夏休みなどの長期休業期間、それぞれ伺います。プラザ室の専用面積及びスタッフの配置については、現状でもプラザごとに格差と課題がある中で、全てのわくわくプラザで基準を満たす見通しがあるのか具体的に伺います。加えて、サービスを充実するには相応の費用負担も想定されますが、保護者の費用負担の在り方について伺います。

次に、川崎市八ヶ岳少年自然の家について伺います。現在、条例所管である教育委員会事務局を中心に、本年度末までに方向性を取りまとめることとされています。既に現地での再編整備及び富士見町での移転整備は一旦検討を凍結し、他施設の活用を前提に検討を進めるとの方針に基づき、自然教室については他施設で実施されています。初めに、他施設での自然教室の継続性についてです。特定施設に限定せず、学校ごとに複数施設とのマ

ツチングを教育委員会が行う現行方式は、当該施設の経営の持続性や利用料金負担などの観点から、安定した継続性に疑問が残ります。今後もこの方法で自然教室を開催していくのか伺います。また、課題があれば伺います。次に、青少年団体等の活動機会の確保についてです。本施設の利用状況は小中学校の自然教室が約8割を占め、残りの2割については、市子ども会連盟、日本ボーイスカウト川崎地区協議会及びガールスカウト川崎市連絡会をはじめとした青少年団体、次いで市民団体や市民グループなどとなっています。本施設は青少年団体等にとって貴重な活動の場となっていますが、これまで当該団体との意見交換などが不十分であった実態を既に把握しています。そもそも本施設は社会教育施設であるにもかかわらず、小中学校における自然教室の在り方のみが議論され、青少年団体及び市民グループ等への対応は軽視されてきたこれまでの経過を今後どのように見直し、合意形成を図っていくのか伺います。また、本施設と同等の施設や活動の場の提供など、代替案等の提示の考え方について具体的に伺います。

次に、友好都市である富士見町との今後の対応の在り方についてです。昭和52年に本施設を開設して以来、平成5年4月には富士見町と友好都市協定を締結しており、令和5年7月には友好協定締結30周年記念式典が富士見町主催で実施されました。同施設の存廃を検討するに当たり、富士見町との協議状況及び友好都市の在り方について見解と今後の対応を伺います。この部分につきましては他会派の質疑で理解しましたので、答弁は結構です。

次に、本施設は条例所管と施設管理所管が分離している異例の運営形態から、教育委員会とこども未来局との連携の強化が求められます。認識と今後の対応について担当の加藤副市長に伺います。

次に、保育所支援について伺います。初めに、保育士宿舍借り上げ支援事業についてです。本市では、国基準に合わせ、現在は採用された日から起算して5年以内の者が対象となっているものの、他自治体では採用時期の限定がない都市や、引き続き、従前どおり10年以内の者を対象とする年も見られます。本市としても対象者の拡大を検討すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、幼稚園への支援拡充について伺います。初めに、満3歳児学年のプレ保育についてです。現在41園の幼稚園で満3歳児学年向けのプレ保育が行われていますが、学校教育法では、幼稚園就園は満3歳児からと規定されているため、満3歳児になるまでの期間は幼稚園無償化の対象とならず、高額な保護者負担が発生します。幼児期は月齢での発達の差が大きいためプレ保育のニーズを強く感じても、生まれた月によって保護者負担が変わるといった不公平な状況が生じています。この状況を是正すべく、国に法改正及び満3歳児学年のプレ保育に対する支援を要望する、川崎市独自に補助を出すといった支援を検討すべきですが、見解と対応を伺います。

次に、JR東日本南武線の遅延対応及び安全対策について伺います。初めに、遅延への対応についてです。8月にJR東日本横浜支社は、本年4月から6月までの南武線における遅延発生状況の調査分析結果を公表しました。特に朝の通勤時間帯に遅延が増加しているとのことですが、JR東日本がホームページで公表している遅延証明書履歴で確認すると、通勤時間帯以外も遅延が慢性的に発生している様子がうかがえます。本市として遅延実態をどのように捉えているのか伺います。また、これら実態を把握した上でJR東日本

に働きかけるのか、見解と対応を伺います。さらに、8月は対策実施や夏休みの影響もあり朝の遅延は減少した一方、日中の遅延はさほど減少していません。通勤時間帯だけでなく、1日を通した対策も求めるべきと考えますが、見解と対応を伺います。以上3点につきましては他会派の質疑で理解しましたので、答弁は結構です。

次に、安全対策についてです。踏切での危険な横断や車の立ち往生による遅延対策として、9月1日より久地踏切に警備員が配置されましたが、増加した遅延により、他のいわゆる開かずの踏切でも危険な横断が増加していることも考えられます。実態調査や警備員の配置等、JR東日本にさらなる予防対策を求めるべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、等々力緑地再編整備・運営等事業について伺います。8月29・30日にオープンハウス型事業説明会が開催され、自由提案施設を18棟から10棟に変更、立体駐車場を平面駐車場に変更、レインガーデン整備を中止、広場や緑の環境の見直し等の計画が公表されました。初めに、事業説明会についてです。説明会にて市民から寄せられた主な意見について伺います。また、等々力緑地以外での説明会や広報活動も行うべきと考えますが、見解と対応を伺います。次に、みんなのはらっぱについてです。レインガーデン整備を中止し、陸上競技場と等々力球場の間に広い草地広場を整備するとのことです。昨今、都市公園で大きな芝生広場を整備することがトレンドとなっています。神戸市役所横の東遊園地では大きな芝生広場が整備され、多彩なイベントの開催や多くの人が憩う場所となっています。みんなのはらっぱの活用イメージについて、具体的に伺います。また、安全性に懸念のあった水辺のインクルーシブ遊具が草地広場に移動して、周辺にじゃぶじゃぶ池も設置され、小さなお子さんが遊ぶ場所が集約されました。夏の酷暑に備えた設備や腰をかけて休めるようなスペースも必要と考えますが、見解と対応を伺います。次に、こもれびの森についてです。アリーナ南側の自由施設がなくなり、こもれびの森が整備されるとのことです。21世紀の森やふるさとの森を含めた役割や活用イメージを伺います。

次に、7月30日に発生したカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波注意報の対応について伺います。本市では、川崎区全域と幸区及び中原区の河川沿いの地域では、注意喚起の広報が繰り返し鳴り響きました。また、各区役所、港湾局、消防局において、沿岸部や河川敷等のパトロール及び巡回広報等も実施され、本市では最大28センチメートルの水位上昇が確認されたものの、直接の被害はなかったとのことです。今回の津波注意報を機運とし、鉄道をはじめとした交通への影響も踏まえ、この経験をどのように生かしていくのか、見解と見えてきた課題等を含めて今後の取組について伺います。

次に、第2次川崎市総合都市交通計画素案について伺います。素案が示され、9月5日から10月6日までパブリックコメントが実施されています。本計画は交通政策のマスタープランであり、これに基づき、交通関連の個別計画が策定されます。第2章、交通政策を取り巻く状況の本市の交通に係る現状では、路線バスの運転手不足の深刻化を背景に便数が年々減少する一方、路線バスの維持や利便性の向上も重要と考える市民の割合は近年大きく伸びて8割弱となっていますと記載されています。また、第3章、交通政策の目標、交通戦略では、地域に応じたきめ細やかなまちづくりを支える身近な交通環境の整備として、社会の変革期に適応した地域公共交通ネットワークの形成と題し、運転手不足の交通課題に対応した自動運転バス等の導入など、地域公共交通ネットワークの形成に向けた取

組を進めますとあります。そこで、次期計画の中で、これからの市バス事業の役割をどのように位置づけるのか伺います。次に、今後の市バス事業をどのように活用し、維持発展を図るのか具体的に伺います。また、本市の中間にある井田営業所と上平間営業所を民間バス事業者に管理委託している現状で、全市における市バスネットワークの見直しを今後どのように行うのか具体的に伺います。さらに、民間バス事業者においても深刻な運転手不足が予測される中で、そもそも管理委託という手法を維持し続けるのか伺います。加えて、次期管理委託事業者選定の際に、現在委託しているそれぞれの路線の見直し及び路線譲渡を行う可能性について伺います。現在実装に取り組んでいる自動運転バスについて、市バスとして実施する予定なのか伺います。以上、全て交通局長に伺います。

次に、教員の働き方改革及び処遇改善について伺います。初めに、教員の働き方改革についてです。第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針において、令和4年度から小学校高学年における専科指導教員を段階的に配置しており、現在各校1名以上配置されています。教育現場や教員からはどのような声や評価が寄せられているのか伺います。また、文部科学省が公表した令和6年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査によれば、全国的に教科担任は大幅に増加しています。本市においても改定中の働き方・仕事の進め方改革の方針に、この取組を積極的に推進していくべきですが、見解と対応を伺います。次に、部活動の在り方についてです。8月21日の文教委員会において、今後の部活動の在り方の検討における取組状況について報告がありました。子どもたちが学校生活の中で充実していると感じる時間はどのアンケートに対し、「部活動」と答えたのが「休み時間」に次ぐ2位となっています。教員に対するアンケートでは約78%が部活動指導について負担感を感じている一方、教育的意義を「感じる」「どちらかといえば感じる」との回答が89%となっています。国は、2026年度から部活動の改革実行期間と位置づけ、平日も含め、より積極的に部活動における働き方改革を進めるとしています。全国的には学校教育とは切り離して、地域クラブ活動に移行する神戸市方式と、あくまで学校教育として残した上で地域連携を進める熊本市方式に大別されると理解します。本市はどちらの方向性を目指していくのか、具体的に伺います。

次に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正についてです。教員の処遇改善では、令和8年1月1日より教職調整額を給料月額額の4%から1%ずつ段階的に引き上げ、令和13年までに10%にするとしています。本市における影響額の試算について伺います。また、児童生徒数の推移や、中学校35人学級による教員の増加など不確定な要素も考えられます。普通交付税不交付団体である本市では、教員の処遇改善に伴い多大な財政的負担が見込まれますが、長期的な予算確保と国への要請活動のさらなる強化が必要と考えます。今後の対応について伺います。次に、教職調整額の変更に係る条例提案について、議会への説明とスケジュールを伺います。次に、今回の改正では、これまで教員全員に一律に支給されていた義務教育等教員特別手当が給与月額額の1.5%が1%に引き下げられます。一方で、教員の職務や勤務の困難性等を考慮し、校務類型に応じて条例により手当の支給額を定めることができるとしています。本市の方針に沿った検討が必要と考えますが、見解と対応を伺います。

次に、平和教育について伺います。戦後80年を迎え、本年8月15日の全国戦没者追悼式において、天皇陛下から、戦中戦後の苦難を今後とも語り継ぎ、私たち皆で心を合わせ、

将来にわたって平和と人々の幸せを希求し続けていくことを心から願いますとの言葉がありました。まさに戦争の惨禍を後世にどのように伝承していくのかが大きな課題と考えます。1982年に、全国に先駆け核兵器廃絶平和都市宣言を行った本市において、伝承を含めて次世代につながる平和教育をどのように構築していくのか、基本的な考え方を市長に伺います。

次に、学校における平和教育についてです。本市では、各小中高等学校の判断の下、教科学習や総合の時間等で平和教育が行われてきました。例えば修学旅行の取組について、ある複数の中学校では、3年時の修学旅行先を広島と想定し、1年時より計画的に平和学習を進めることを恒例化しています。そうした平和学習の好事例を共有し展開するなど、平和学習を深めていくべきと考えますが、教育長に伺います。また、被爆地である広島市や長崎市では原爆が投下された日を全校登校日として設定し、平和学習を行い、原爆被爆の実相の継承を実施しています。本市でも、4月15日の川崎大空襲の日を中心に平和学習週間と定めて、当時の惨禍を語り継ぐ観点で、市内全学校で統一的に平和教育を実施することを提案しますが、教育長に見解と対応を伺います。

次に、給食調理室の環境改善について伺います。厚生労働省は、令和7年6月から職場での熱中症対策について罰則付きの義務化としています。我が会派は、7月に調理中の給食調理室を視察し、高温多湿の中、衛生上の理由から窓も開けられない苛酷な労働環境を確認し、改めて給食調理室の環境改善は喫緊の課題であると実感しました。昨年、我が会派が要請し実施した給食室における室温状況調査によると、室内の平均気温が40度を超えた調理室が複数あることが分かり、これを基に、令和7年第2回定例会にて給食調理室の空調設備整備を含めた給食調理員の暑さ対策についてただしたところ、給食室の新築・増改築時に合わせて整備し、未設置校にはアイスベストや首元の冷却グッズの配付を進めるとの答弁でした。その後、緊急対策として、今年6月に直営校については全調理員にネッククーラーを配付したとのことですが、配付台数と経費及び委託校における対応を伺います。次に、現在全ての給食室にスポットクーラーが設置されていますが、設置場所が制限され、後方からは暖かい排気が出るなど効果は十分とは言えません。業務への影響を考慮したつり下げ式スポットクーラー等、新たな対策をこの間求めてきました。見解と対応を具体的に伺います。また、衛生面の観点から、調理員の水分補給やアイスベスト用保冷剤等を冷却するための専用冷蔵庫が必要と考えます。整備状況及び今後の対応について伺います。次に、調理室に併設され、調味料や油、乾物、米などが置かれている食品庫も調理室同様、高温多湿の環境であることから食材の劣化が大変懸念され、エアコン等による対策が望まれます。現状は、給食室がある学校123校中、食品庫にエアコンが設置されているのは27校、うち22校は給食室自体に空調設備が整備されているとのこと。食品庫にエアコンが整備されれば、食材の劣化防止とともに、休憩室と異なり調理員は装具着脱せずにクールダウンが可能となる相乗効果があるため、全ての食品庫にエアコン設置を早急に進めるべきと考えます。見解と対応を具体的に伺います。

次に、学校施設包括管理業務委託についてです。公共施設の長寿命化への需要が高まる中、改修及び修繕工事の比率が高まっています。先行して試行実施されている麻生区では、年間保守点検と修繕工事を併せて実施しており、修繕工事については、建築、空調、電気等の件数が多い実態です。そのため、令和9年度からの全市展開に当たり、建設関係団体

や事業者からは大手企業による管理経費の増嵩により実質利益率の低下や、契約範囲ごとに管理方法が変わる事務の煩雑さ、自社管理システムにより行政モニタリングの機能不全など懸念が多く寄せられています。現在、市内事業者からの意見聴取が行われておりますが、本市として、これら懸念を把握しているのか伺います。また、これら意見への見解と対応について伺います。さらに、関係の業界団体に対する丁寧な説明が不可欠ですが、見解と対応を伺います。

次に、第27回参議院議員通常選挙について伺います。初めに、投票所の運営についてです。先般執行された選挙から、前日の投票所設営は職員のみで実施し、投票日当日も市職員と人材派遣の人員を増やすことで市民従事者への依頼人数を削減、従事時間も短縮し、町内会・自治会の負担を軽減したとのことです。これら改善が図られた一方で、市職員への負担増と人材派遣による人材確保には課題も浮き彫りとなりました。見解と、10月の市長選挙に向けた改善策を伺います。次に、開票事務の遅延についてです。全市で開票事務が終了したのは朝の6時1分と異例の事態になりました。事務の効率化等を図るため、投票所から区選挙管理委員会への連絡を従来の手法から電子データを用いた手法に変更し、各投票所の投票者数を集計するためのエクセルファイルを作成しましたが、この設定に誤りがあり、投票確定後、各区での開票作業を進めていく過程で不在者投票数と在外投票数の一部に二重計上が判明し、開票事務が遅延したものです。事前に一気通貫によりリハーサル等が行われていれば認識できたミスですが、見解と改善策について伺います。次に、開票立会人に対する報酬と交通手段の見直しについてです。今回は、国の基準に準ずる形で1万100円の報酬額でした。拘束が長時間化する傾向が顕著であることから、結果として最低賃金以下の処遇となりました。町内会などに依頼する選挙事務従事者とのバランスを含めて見直しを行う必要があると考えます。対応を伺います。また、開票事務の終了は深夜になることが常態化しています。市の職員は宿泊とタクシーの利用が認められている一方、開票立会人は帰宅手段に困惑する事態が生じています。タクシーなど交通手段への対応を伺います。

次に、投票所の増設についてです。投票率は前回より6.7%向上し62.2%となり、期日前投票の割合も6.3%向上し38.4%とのことです。全国的にも期日前投票が浸透しております。令和6年決算審査特別委員会総務分科会における我が会派の議員の質疑に対し、新しい期日前投票所の開設には、期日前投票システムのセキュリティや十分な場所の確保の問題があるとのことでした。これらの課題に対するその後の具体的な検討状況を伺います。また、横浜市をはじめ、他の指定都市でも商業施設等で投票所設置が進んでおり、本市においても導入を加速させるべきです。見解と対応を伺います。さらに、地方の自治体では、人口減や選挙事務の効率化などを理由に投票所の統廃合なども検討されており、その代替策として、バスなどを活用した移動期日前投票所の設置が広がっています。本市でも今後の超高齢化社会を見据え、移動が困難な方々の多い地域などに巡回させることも検討すべきです。見解と対応を伺います。次に、投票済証明書についてです。横浜市では人気Vチューバーとコラボした参議院選挙と市長選挙の投票済証明書が話題を集めました。本市でも投票を身近に感じてもらうため、投票済証明書への創意工夫に取り組むべきですが、見解と対応を伺います。

次に、報告第17号、かわさき市民放送株式会社ほか21法人の経営状況について伺います。

初めに、公益財団法人川崎市文化財団についてです。ミューザ川崎シンフォニーホールは、平成16年の開館から20年以上が経過し、これまでも定期的な部分改修等が行われてきました。このたび、大規模改修に向け、令和7年6月に2025年第2回川崎市PPPプラットフォームにおいて民間事業者との意見交換会が実施されました。その中で、事業手法について、従来方式及び民間活用の導入が示されましたが、民間事業者とのやり取りや寄せられた意見について伺います。また、地元企業からの申込みの有無について伺います。さらに、指定管理者である川崎市文化財団との協議状況について伺います。次に、海外オーケストラ公演についてです。仕様書において年2回と定め実施されていますが、近年の為替変動や物価高騰により、事業収支にも影響が出ているものと考えられます。本市として、こうした影響にどのように対応し、計画的な予算措置を講じているのか伺います。

次に、能楽堂及び新百合トウェンティワンホールについてです。能楽堂については、資産マネジメントにおける公共ホールの在り方を踏まえた検討状況において課題施設として位置づけられています。また、新百合トウェンティワンホールについては、文化財団がまちづくり公社から借り受けている施設です。両施設は毎年度、短期的な部分補修を行っている状況ですが、中長期的な修繕計画を立てて補修を行うべきと考えます。今後の施設の在り方と修繕計画について、見解と対応を伺います。あわせて、新百合トウェンティワンホールについては文化財団が工事を発注し、本市が補助金を交付していますが、金額や内容の妥当性についてどのように検証しているのか伺います。次に、川崎市アートセンターへの補助金についてです。令和6年度は、これまで文化庁より交付されていた補助金が採択されず、その結果が令和5年度末に発表されたとのこと。事業の実施に当たっては直前の公表となったことから、大きな影響が生じたものと推察します。そこで、補助金不採択による事業への影響と対応について伺います。あわせて、来年度以降の補助金に対する考え方についても伺います。

次に、川崎浮世絵ギャラリーについてです。これまで我が会派は、度重なる市税投入に当たり、事業計画のずさんさや運営方針の甘さについて繰り返し指摘してきました。コロナ禍の影響などの外的要因が収束してきた中で、SNS等の効果的な情報発信により、来場者数の増加が図られているとのことですが、インバウンド需要を十分に取り込んでいるとは言えません。例えば日本政府観光局が運営している外国人旅行者向けの英語サイトにて、「ukiyo-e」で検索しても本ギャラリーはヒットしません。他の主要サイトでも同様でした。松本市にある日本浮世絵博物館は、検索結果の上位に上がってくることから、都心から遠いにもかかわらず年間4万人を超える来場者があるとのことです。SEO対策など知名度を上げる努力をすべきと考えますが、見解と対応を伺います。また、本市からの補助金縮減に向けた具体的な計画と数値目標を設定すべきです。見解と対応を伺います。

次に、川崎アゼリア株式会社についてです。令和6年度は店舗売上高が前年比5.3%増の152億円となり、中期経営計画で目標とした単年度黒字化を1年前倒して実現しましたが、要因をどのように分析し、今後に活かしていくのか伺います。また、店舗の充足率と空き店舗対策について伺います。次に、本年6月、代表取締役社長に本市OBではなく民間出身者を初めて登用するに至りました。令和7年度以降の黒字の定着化と、我が会派が求めてきた情報公開の在り方について、新社長に期待する手腕を伺います。また、8月28日総務委員会にて新社長の方針を質問したところ、開業40年を迎え、施設等の老朽化があり、

長期にわたる修繕が必要であり、その計画づくり等の指示をした旨の説明がありました。この間、我が会派は重ねて長期の経営計画の策定を求めてきました。改めて質問したところ、10年先も持続可能な施設運営を目指す経営方針を策定する旨の説明がありましたが、いつまでにどのような計画を策定するのか具体的に伺います。また、令和12年10月以降には京急川崎駅近くに17階建ての商業施設とアリーナが建設予定です。本施設及び経営状況への影響をどのように考えているのか伺います。あわせて、我が会派が重ねて要望してきた点字ブロックの本格的な整備に着手しましたが、これまでの進捗状況と今後の整備計画を伺います。次に、令和6年11月にポイントカードが刷新されました。新しいカードの加入状況と使用率及び利用データの活用状況について伺います。また、旧カードからの引継ぎができなかった中、顧客の維持について本市としてどのように捉えているのか伺います。

次に、公益財団法人川崎市生涯学習財団についてです。経営改善及び連携・活用に関する取組評価では、評価のほとんどがA評価となっています。しかし、業務、組織に関する評価に係る指標は、いずれも目標値が低い状況が続いています。そもそも目標値を低く設定することで達成度を高く評価するとも受け取れる状況が毎年続いていると言えます。次期取組評価におけるモニタリング及び指標設定の在り方について、見解と対応を伺います。次に、令和6年度に財団の主要事業である寺子屋先生養成事業を受託できなかったことへの評価について記載がありません。課題認識と改善策を伺います。また、財務状況を見ると、経常収支比率が低く、さらに経常収益に占める市財政支出の割合が高いことが特徴です。特に例年1億5,000万円を超える市からの補助金が存続に不可欠な収入となっていることは明らかです。出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針では、市の財政的関与は必要最低限のものとすることを明記しています。この際、所管課が公益目的事業の仕分けを行い、財団の在り方を精査すべき時期であると考えますが、見解と対応を具体的に伺います。

次に、指定管理者事業の1者選定について伺います。今定例会では、指定管理者指定議案として、議案第130号から第142号まで13件上程されていますが、そのうち2者選定となったのは2件のみであり、11件は全て1者選定となっています。過去の選定結果をそれぞれ確認したところ、1者選定となった11件のうち6件は指定期間の第1期から連続して1者となっており、1者選定が常態化している状況です。令和7年第1回定例会の我が会派の代表質問において、2月1日現在、指定管理者制度導入施設数は197施設、そのうち現指定期間の更新等において、応募が1団体であったものは125施設と答弁されています。そこで直近の施設について伺います。また1者選定となった施設のうち、福祉関連施設数について伺います。

次に、1者選定を避ける取組についてです。今定例会に上程されている指定管理事業者のうち1者選定となっているのは11件ですが、健康福祉局所管の10件について、1者選定を避けるためどのような工夫をされたのか、具体的に伺います。また、PPPプラットフォーム意見交換会等での参入障壁等の聞き取りをどのように行ったのか、具体的に伺います。次に、過去の代表質問でも同様の質問を行ったところ、現指定管理者以外からの応募がなかったことから、周知、広報、引継ぎ費用の計上や仕様書の更新などのほか、施設特性などを踏まえたさらなる工夫について検討していくことが必要であるとの答弁を得ています。その後の取組について、実績と併せ具体的に伺います。

次に、総括評価の在り方についてです。複数の議事録を確認したところ、1者選定の事業者の総括評価時に、次回の選定においても安易に指定管理者制度の運用を容認する一方で、1者選定の改善を促す提案など一切なされていません。1者選定による事業の総括評価の在り方を改善する必要があると考えます。見解と対応を伺います。

次に、議案第130号、総合研修センターの指定管理者の指定についてです。指定管理者の選定評価については、以前より我が会派がモニタリングや評価方法の課題を繰り返し指摘してきましたが、一向に改善されません。今回、健康福祉委員会に示された審査結果では、提案事業の評価で、新規事業者と現事業者に20点の差が生じていたにもかかわらず、実績評価点で37.5点もの加点がなされ、現事業者である社会福祉法人川崎市社会福祉協議会が選定されています。選定委員会の議事録では、提案評価を実績点で逆転することについて選定委員からも疑問の声が上がっていますが、具体的に伺います。

また、施設の設置目的の達成やサービスの向上、施設機能の発揮といった事業の根幹をなす主要項目を含む5項目のうち4項目で新規事業者より低い評価を受けているにもかかわらず、実績点による大逆転が起こっています。こうした現状を鑑みれば、現事業者が有利になるような実績点による加点の在り方を見直す時期に来ていると考えます。見解と対応を伺います。関連して、特に1者選定された事業者については、単年度評価をより厳しく行うべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、選定委員会では、総括評価委員長と同一人物が事務局の推薦により選定評価委員長に選任されています。そもそも総括評価を中心的に行った人物が次期選定委員長となること自体、審査の公正性に課題があると考えます。今回の審議でも、委員の提案評価を実績点で逆転することへの疑問に対して、委員長が、新規事業者の法人規模や運営体制への懸念を表明することで議論を終結させていることを鑑みれば、審査の公正性に疑義が生じていると指摘されかねません。選定評価委員と総括評価委員を重複させないことが必須と考えますが、見解と対応を伺います。

次に、議案第144号、令和7年度川崎市一般会計補正予算について伺います。初めに、重点支援交付金の事業選定についてです。令和7年第1回定例会に提出された令和6年度補正予算分については、消費者物価指数を用いて物価高騰対策を優先するとともに、中小企業の経営基盤強化に資する事業を選定してきたところですが、今回の事業選定の考え方について伺います。

次に、貨物運送事業者燃料価格高騰等対策事業費についてです。これは市内中小貨物事業者の燃料費等の負担軽減を目的に5,113万円余を計上しています。1社当たり10万円、市内約600社のうち約8割に当たる500社を対象にすると見積もっていますが、早急な支援を行うためにも対象事業者への周知が肝要です。見解と対応を伺います。また、この間の意見聴取実施の有無と周知等への協力体制について伺います。

以上で質問を終わりますが、答弁によっては再質問をさせていただきます。(拍手)

○副議長 堀添 健 長谷川議員に申し上げます。ここで休憩をお諮りいたしたいと思っておりますので、御了承願います。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 堀添 健 御異議ないものと認めます。およそ30分休憩いたします。

午後3時6分休憩

午後3時34分再開

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも53人」と報告〕

○副議長 堀添 健 休憩前に引き続き、ただいまから会議を開きます。

ここであらかじめ、会議時間の延長についてお諮りしておきたいと思えます。

お諮りいたします。本日の会議時間につきましては、ただいまのところ、午後5時を過ぎることが予想されますので、その場合には会議時間を延長することにいたしたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 堀添 健 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○副議長 堀添 健 それでは引き続き、みらいの代表質問に対する答弁を願います。市長。

〔市長 福田紀彦登壇〕

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいまみらいを代表されました長谷川議員の御質問にお答えいたします。

市政運営についての御質問でございますが、市民の皆様とお約束した公約につきましては、おおむね総合計画第3期実施計画に位置づけた上で取組を進めてきたところでございます。具体的には、子ども会議の内容の充実等、子どもたちが積極的に市政に関わる仕組みづくりのほか、脱炭素社会の実現に向けて大きな役割を担う川崎未来エネルギー株式会社の設立、市民の健康意識を高めるとともに、成果を子どもたちに還元するかわさきTEKTEKのリリースなど、掲げた48項目プラス1の政策についておおむね成果をお示しすることができているものと考えております。社会経済環境が激動する中、本市の持続的な発展に向けて、次の4年間に取り組むべき課題は多岐にわたりますが、その中でも急速な高齢化と近い将来見込まれる人口減少への転換、深刻化する気候変動への対応について、まさに喫緊の課題であると認識しております。このような認識の下、これまで以上に既存の形にとらわれない発想を持って、さらなる活力と魅力あふれる都市づくりに全力でチャレンジしてまいります。

小児医療費助成制度についての御質問でございますが、本制度につきましては、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築すべきであるという考え方に変わりはありませんが、近隣自治体との均衡を図るため、拡充について判断したところでございます。実施時期につきましては、昨今のシステム改修に係る事情や現在交付している医療証の有効期限等を考慮した結果、令和8年9月からの実施が適切であると判断したものでございますので、今後、市民への周知を含め、円滑な実施に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

平和教育についての御質問でございますが、戦後80年を迎え、戦争体験者や被爆者の高齢化が進み、戦後生まれの方が9割となった今こそ、戦争体験を風化させず、より多くの市民の方々に、戦争の悲惨さや平和の尊さを継承していく必要があります。特に次代を担う若い世代が平和について自分事として考え、その思いを共有できる環境づくりをすることが

大変重要であると考えております。こうしたことから、市内の中学生、高校生を対象とした講演及びワークショップを開催し、イベントで使用したコンテンツを学校現場で活用するなどの取組を行っているほか、平和館職員が中学校、高等学校等を訪問する出前講座の実施など幅広く取り組んでいるところでございます。また、今年度、平和館や岡本太郎美術館において、被爆地である広島の高등학교と連携した企画展を開催するなど、様々な工夫を凝らした取組を行っており、引き続き訴求力の高い事業展開を図ってまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 加藤副市長。

〔副市長 加藤順一登壇〕

○副市長 加藤順一 少年自然の家についての御質問でございますが、本施設は、条例及び財産を所管する教育委員会と、教育委員会からの事務委任に基づき施設の管理運営等を担うことも未来局で運営しているところでございます。その在り方の検討に当たりましては、関係団体等への十分な説明や御理解を得ながら進めていくことが重要であると考えております。引き続き、社会経済環境の変化や施設の立地等、様々な状況を勘案しながら、将来に向けて持続可能な取組となるよう、現行の枠組みについても必要な検討を加えながら、関係局間で取組を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 藤倉副市長。

〔副市長 藤倉茂起登壇〕

○副市長 藤倉茂起 全国都市緑化かわさきフェアについての御質問でございますが、開催に伴う経済波及効果額につきましては、これまでの全国都市緑化フェアでも一般的に採用されている産業連関表を用いた方法で、県内、市内ともに算出し、地域経済の活性化に効果があったと確認したことから、さらなる分析を行うことは予定しておりませんが、フェアを通じて、都市の中の緑の価値を多くの方に感じていただくとともに、経済的効果も発現できたことは大きな成果であったと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育長。

〔教育長 落合 隆登壇〕

○教育長 落合 隆 平和教育についての御質問でございますが、次世代の平和の担い手を育てる観点から、子どもたちが平和の尊さを実感し、その実現に向けた努力の大切さに気づく授業実践を行うことが重要であると認識しておりますので、研究会等に働きかけながら、広島への修学旅行を含めた平和学習に関する事例等を共有するなど、引き続き平和教育の推進に努めてまいります。平和教育の実施の在り方につきましては、新たに年度当初に合同校長会議等を通じて周知するとともに、川崎大空襲を含めた本市のこれまでの営みをまとめた副読本「かわさき」の活用や、平和館の利用等を促すなど、子どもたちの発達段階や地域の状況に応じた教育活動を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 総務企画局長。

〔総務企画局長 池之上健一登壇〕

○総務企画局長 池之上健一 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、事務事業評価結果についての御質問でございますが、目標を下回った具体的要因につきましては、コロナ禍後の市民の行動変容や高齢化等の社会環境の変化の影響により、施設の利用者数や事業への参加者数が目標に達しなかったことや、物価高の影響によ

り入札不調が生じて工事の進捗が遅れたことなどがございます。

次に、総合計画についての御質問でございますが、総合計画の改定に向けましては、本年5月にお示しした川崎市総合計画改定方針に基づき、基本構想及び基本計画の改定素案並びに第4期実施計画の素案を川崎市総合計画改定素案として取りまとめ、11月の公表を予定しており、議会の皆様と計画改定に向けた議論を深めていけるよう、必要な情報提供について検討してまいります。

次に、行財政改革プログラムについての御質問でございますが、各改革課題の取組につきましては、計画期間における到達目標の早期達成に向け、定期的に各局区と調整の場を設け、年度ごとの目標設定やフォローアップ等を行いながら、工程の詳細化、明確化や取組内容の見直し等を図り、適切な進捗管理に努めてきたところでございます。次に、第4期プログラムにおける計画期間中の改革課題の設定につきましては、社会経済状況の変化等を踏まえ、必要に応じて既存の課題の取組内容や目標の見直しを行うとともに、新たな改革課題の追加も可能とする方向で検討を進めております。次に、行政改革マネジメント推進室の役割についてでございますが、局区横断的な重要な取組につきましては、関係局等で構成される会議の場などを通じて進捗状況を確認するとともに、適切な進行管理やフォローアップ等を行っており、今後もより積極的な局区間の調整役を担ってまいります。次に、時間の概念の徹底につきましては、昨年度の実行プロセスを明確化し、適切な進行管理を行うとともに、職員の意識醸成も図りながら、到達目標の早期達成を目指してまいりたいと考えております。次に、第4期プログラムにおける取組評価につきましては、各改革課題の目標や成果を可視化しながら進捗状況を適切に把握するとともに、取組の課題や改善点を明確に示すことができるものとなるよう検討してまいります。

次に、出資法人についての御質問でございますが、次期出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針の策定におきましては、物価高騰や人材確保における課題などが出資法人の事業運営や財務面にも影響が及んでいることから、出資法人が担う事業の必要性、実施手法の整理、検討とともに、公共的な役割の妥当性や法人の存続意義を確認する必要があると考えております。次に、取組評価の指標につきましては、法人ごとの課題を踏まえ事業成果等を評価できるよう検討を進めるとともに、各指標の目標値については、現方針における取組や法人を取り巻く状況の変化等を踏まえ、適切な指標等の設定に向けて調整してまいります。また、この間の物価高騰等により法人の経営状況に影響が及んでいることから、経営健全化に向けましては、法人事業の適正化の検討と併せて財務見通しを策定することで適切に経営状況を把握してまいります。次に、出資法人が管理運営する市有施設につきましては、資産マネジメント第3期実施方針に基づき、資産保有の最適化の取組状況を踏まえつつ、計画的に修繕を行っていく必要があると考えており、各施設所管部署と連携しながら適切に取り組んでまいります。

次に、新公益法人制度につきましては、財務規律の柔軟化、明確化をはじめ、自律的なガバナンスの充実や透明性の向上などを目的としていることから、法人運営に当たり重要なものと認識しており、引き続き、法人と所管部署による情報共有を適切に行うとともに、取組評価等を通じて現状や課題等を把握し、法人による公益的な事業推進がさらに図られ

るよう取組を進めてまいります。また、次期方針につきましては現在策定作業を進めているところでございますので、新公益法人制度の趣旨も踏まえ、所管部署及び各法人と協議調整しながら内容を検討してまいりたいと考えております。次に、情報公開につきましては、出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針に基づき、各法人においてインターネット等での情報交換に努めているところでございますが、今後につきましては、より情報に厚みを持たせるなど、広く市民に説明責任を果たせるよう取組を進めてまいります。

次に、北庁舎についての御質問でございますが、本格活用候補につきましては、庁内利活用希望調査や昨年度に実施した調査業務委託の結果を踏まえ、その必要性及び効率性の観点から絞り込み作業を進めてまいりましたが、今年度、年額約1億6,000万円の賃借料の負担を考慮し、関係部署と意見交換等を行い、川崎御幸ビル内の本庁機能を活用候補として加えたところでございます。次に、修繕等の費用につきましては、活用候補の検討に当たって必要な要素であり、今年度の委託業務の中で試算を行っており、その結果を踏まえて年度末までに本格活用の方向性を取りまとめることとしており、適時適切に議会に報告してまいります。また、計画につきましては、取りまとめた方向性を踏まえ、具体的な手法等について、令和9年度頃を目途に策定を予定しているところでございます。次に、本事業につきましては、北庁舎に係る竣工時の資料や改修履歴など工事担当部局と必要な情報を共有するとともに、連携をより密に図りながら、適正に推進してまいりたいと考えております。

次に、仮称シティプロモーション戦略に関する方針についての御質問でございますが、初めに、職員の広報力につきましては現状個人差があり、全庁的な底上げが必要と認識しているところでございます。こうした中、職員の市への愛着を高めることは、そのよさを伝えたいという思いにつながり、広報力にも影響することから、シビックプライドをより実感する研修を実施してまいりたいと考えております。次に、新たな方針につきましては、振り返りから見えた課題に対応するとともに、シティプロモーション推進に関する本市の考え方を明確にすることを目的としており、その効果として、情報の受け手を意識した戦略的な情報発信に資するものとなるよう目指してまいります。広報の在り方につきましては、情報伝達やコミュニケーションの手段が多様化する中で、常に新しい情報を収集するとともに、新たな視点を持って様々な媒体を効果的に活用した情報発信を行っていくことが重要と考えておりますので、新たに策定する方針では、こうした取組の方向性を位置づけてまいります。

次に、市制100周年記念事業についての御質問でございますが、今後の「Colors, Future! Actions 推進ビジョン」に基づく官民連携の取組につきましては、100周年における経験を生かしながら、全庁的な会議の開催等を通じて、より一層、各局区との密な連携調整を行うとともに、職員一人一人が官民連携の意義を理解し、課題解決にチャレンジすることの重要性等について、意識醸成を図ってまいります。次に、新たなつながりを深め、広げていく取組につきましては、実行委員会解散後も、官民連携をさらに推進していくため、SDGsプラットフォームに創設する「Colors, Future! Actions 推進部会」において、官民連携を生み出す仕組みづくりや新たな交流の機会の創出、情報発信の強化を図ってまいります。次に、事業の実施場所についてでございますが、記念事業の実施に当たりましては、地域ごとに異なる特徴や資源を生かした取

組を展開してまいりました。今後も様々な人たちに川崎への愛着と誇りを持っていただけるよう、地域バランスにも配慮しながら、事業の内容に応じた効果的な実施場所において取組を進めてまいります。

次に、指定管理者制度における1者選定についての御質問でございますが、令和7年9月1日現在の指定管理者制度導入施設200施設のうち、現指定期間の更新等において応募が1団体であったものは123施設、また、応募が1団体であった施設のうち、社会福祉施設は97施設となっております。次に、総括評価の在り方につきましては、制度を効果的に運用し、サービス等の向上を図っていくためには、競争性をより一層高めていくことが重要であると認識しておりますので、民間活用事業者選定評価委員会における総括評価において、競争性を促す取組に関する意見を積極的に伺うなど、より多くの事業者が参画しやすい環境整備に努めてまいります。

次に、実績評価の在り方等についての御質問でございますが、指定管理予定者の選定時に、現指定期間における毎年度の評価結果を実績評価点として加点または減点することにつきましては、指定管理者の創意工夫に基づく管理運営のモチベーションを高めるとともに、インセンティブやペナルティを付与することで、今後の業務改善や市民サービスの向上にも資することから重要なことと考えておりますが、このたびの事例を踏まえて状況を注視し、適切な制度運用に向けて検証してまいります。次に、年度評価につきましては、次回公募の際のインセンティブなどを目的化することなく、取組の内容や課題等について検証し、翌年度以降の運営に向けた業務改善やサービスの向上と評価内容を公表することにより運営の透明性を図ることを目的としておりますので、施設特性に応じた実効的なモニタリングを実施した上で評価するよう、改めて各所管局に周知徹底してまいります。

次に、重点支援地方交付金についての御質問でございますが、事業選定の考え方についてでございますが、令和2年を100とした場合の令和7年5月の消費者物価指数につきましては、総合111.8に対して、ガソリン134.1、電気代124.6、また、令和7年4月の建設工事費デフレーターにつきましては120.5となっており、こうした物価高騰の状況等を勘案するとともに、今年度実施中の交付金活用事業とのバランスや他自治体における活用状況等を踏まえ、市内事業活動の下支えとして、中小貨物運送事業者、医療機関への補助及び保育園等の整備費補助の事業を選定したところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 財政局長。

〔財政局長 齋藤禎尚登壇〕

○財政局長 齋藤禎尚 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

財政運営についての御質問でございますが、令和6年度決算につきましては、予算に対して、市税や株式等譲渡所得割交付金などの交付金が増収となったほか、庁舎、学校等の光熱費や、保育所の利用児童数等が見込みを下回ったことに伴う歳出の減などにより、減債基金からの新規借入れは行わず、過去の借入金につきましても10億円を返済することができたものでございます。令和7年度における新規借入額の見込みにつきましては、現時点では市税収入は予算額を確保できるものと見込んでおりますが、引き続き物価高騰等による歳出への影響も懸念されることから、予算全体の執行状況を注視してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 市民文化局長。

〔市民文化局長 高岸堅司登壇〕

○市民文化局長 高岸堅司 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、かわさき多文化共生プラザについての御質問でございますが、外国人相談窓口「かわさき多文化共生プラザ」におきましては、神奈川県行政書士会の協力の下、令和6年7月の本格オープン時から、毎月第2火曜日の午後に行行政書士による専門相談を実施しており、令和6年度には11件の相談を受け、丁寧な対応をいただいているところでございます。この間の実績から、外国人相談窓口における行政書士相談は有用と考えておりますので、謝礼金等の支給につきましては、近隣都市の状況や、本市における各種相談等の取組内容などを踏まえながら、スピード感を持って検討を進めてまいります。

次に、士業との連携等についての御質問でございますが、各士業団体には、市民相談や審議会等、市の様々な施策において専門的な立場から御協力いただいているところでございます。今後につきましても、施策の推進に当たり、各所管部署において適宜必要とする専門性を確認し、業務内容を踏まえた要件なども含めて各種士業と適切に連携を図っていくことが重要であると考えております。

次に、公益財団法人川崎市文化財団についての御質問でございますが、初めに、ミュージアム川崎シンフォニーホールについてでございますが、大規模改修に向けた民間事業者との意見交換会では、参加した6事業者に民間活用手法の採用の可能性などについて意見を伺ったところ、世界水準の優れた音響性能の維持やフランチャイズオーケストラとの連携などの前提条件を踏まえると改修や運営の自由度が少なく性能発注のメリットを生かしにくい、施設の稼働率が高く用途が限定的であるため収益性の向上の余地が限られているなどの意見が寄せられたところでございます。また、市内企業からの参加申込みはございませんでした。次に、大規模改修に係る指定管理者との協議状況についてでございますが、改修計画の策定に向けて、施設の運用上の課題や利用者のニーズなどについてヒアリングを重ねてきているところでございます。次に、海外オーケストラ公演についてでございますが、指定管理者において毎年度定められた指定管理料を元に事業を実施しておりますが、海外オーケストラ公演については、公演の数年前に出演の予約を行うことが通例であることから、近年の急速な物価高騰による影響が出ている状況でございますので、今後については、リスク分担の在り方も含めて、海外オーケストラの招致事業者とも慎重に協議を重ねていくよう指導してまいります。

次に、川崎能楽堂につきましては、一定の老朽化が進む中、公共ホールの在り方を踏まえた検討状況において課題施設となっていることから、今後の施設の在り方を検討する必要があると考えており、この状況などを踏まえつつ、中長期的な修繕計画について関係局と連携し検討を進めてまいります。次に、新百合トウェンティワンホールにつきましては、引き続き地域に根差した施設として活用されるよう、施設を管理運営する文化財団と計画的な修繕について協議してまいります。また、修繕に係る補助金につきましては、修繕の内容や時期、工法、費用等の妥当性等について、関係部署や専門業者に確認等を行っているところでございます。次に、川崎市アートセンターについてでございますが、令和6年度の事業実施に当たり、文化庁からの補助金を財源とした助成事業である劇場・音楽堂等機能強化推進事業について採択されなかったことから、経費等の削減に努め、事業計画に沿って各公演を実施したものでございます。小劇場等において、質の高い公演を持続的

に行い、来館者のニーズに的確に応えるためには安定的な資金確保が必要なことから、今後とも各種助成金、補助金等の獲得に向けて指定管理者と調整を行ってまいります。

次に、川崎浮世絵ギャラリーにつきましては、令和6年3月に策定した浮世絵等の活用に向けた基本計画改訂版に基づき、市からの補助金を受け、文化財団が運営を行っており、ホームページのリニューアルやレプリカを活用したアウトリーチでの展示など、広報の強化を行っているところでございます。より多くの方に浮世絵ギャラリーを知っていただくことは重要と考えておりますので、訪日観光客を含めた入場者のさらなる増加につながるよう、効果的なウェブの活用を含め、様々な手法での広報に努めてまいります。次に、補助金の削減に向けた対応等につきましては、持続的な運営を行うためには一定の補助は必要と考えておりますが、自立的な運営に向け、入場者数の増加による収益向上をはじめ、物品販売、外部助成金の活用など収入確保の取組を積極的に進めるよう文化財団へ働きかけてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 経済労働局長。

〔経済労働局長 田邊 聡登壇〕

○経済労働局長 田邊 聡 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、川崎市信用保証協会についての御質問でございますが、同協会につきましては、地方自治法に基づく財政援助団体等監査や外部監査等の対象になっておりますほか、毎期の経営状況につきましては、関係法令等に基づき作成された情報等を随時お伝えするなどの対応を行ってまいります。

次に、仮称次期川崎市卸売市場経営プランについての御質問でございますが、北部市場機能更新事業の事業継続の担保につきましては、長期にわたる事業であることを踏まえ、市と事業者間で適切なリスク分担の在り方について認識の共有を図ることが重要であると考えており、その内容が着実に履行されるよう、事業契約等にも反映の上、連携して事業を進めてまいります。事業期間中のモニタリングにつきましては、現在スキームの構築を進めており、契約後は定期的な実施状況の確認に加え、学識者によるおおむね5年ごとの検証の実施とともに必要に応じた見直しを行い、適正な事業執行を確保してまいります。場内事業者の経営の継続に関する見直しにつきましては、基本計画検討時から現在までに場内事業者の経営計画や事業継続の意向を確認しております。差異が生じた場合の対応につきましては、市場使用料収入の増加等により収支を合わせることを基本としておりますが、今後、基本設計や実施設計などの機会を捉えて、個々の事業者の経営の方向性も含め、事業継続の意向を引き続き確認してまいります。

南部市場への本市の関与につきましては、市民への食料品等の供給に加えて、にぎわい創出、災害時の対応も含めた地域貢献の役割も考慮し、本市が引き続き一定の関与を行うことが必要と認識しております。今後の対応につきましては、事業費の抑制を図りながら、より一層公益性を高めるため、集荷力や地域に密着した販売網など卸売業者及び仲卸業者双方の強みを生かして、食料品等を効果的に市内に供給できるよう、施設等の操業環境の確保、販路拡大や経営支援等に取り組んでまいりたいと考えております。納付金制度の導入につきましては、近年、南部市場は取扱高の増加に伴い、指定管理者の収入が増加傾向にあることから、指定管理者の収益の一部を本市に還元できる制度として導入することとしたものでございます。納付金の額につきましては、指定管理者が計上する利益に見合っ

た納付金が支払われ、本市に還元されることが望ましいと考えていることから、年間500万円の定額納付金と併せて、次期指定管理者への応募者の提案に基づく追加納付金についても受領できる仕組みを予定しております。

南部市場の今後の施設の在り方につきましては、民間活用の効果的な導入を見据え、今年度にサウンディング型市場調査を実施し、開発事業者等から事業手法や本市収支等の提案もいただいたところでございますので、こうした提案も踏まえながら幅広く検討を進め、方向性を定めてまいります。南部市場の在り方に関する庁内での検討につきましては、関係局との定期的な会議を開催する中で、民間活用手法も含めた様々なスキームや、北部市場及び南部市場を別々に整備する場合の収支シミュレーションによる財政的な影響、南北市場別収支の明確化などについて検討しているところでございます。こうした事業手法や財政負担に関しましては、事業を進める上で重要な課題であり、十分な調整と検討が必要であるとの関係局の意見も踏まえ、引き続き必要とされる機能や施設等に関する庁内検討を進める中で、関係局との協議及び合意形成を図るとともに、議会にも適切に情報提供を行ってまいりたいと存じます。北部市場の機能更新における冷蔵・冷凍保管機能につきましては、冷蔵・冷凍施設は卸売市場の基幹的機能でございますが、施設運営上の採算性を考慮し、場内事業者用の荷に限定した適正な規模を算出した上で、必要最低限の機能については共用施設として開設者で整備するものとしたところでございます。

次に、川崎アゼリア株式会社についての御質問でございますが、令和6年度決算の単年度黒字化につきましては、飲食店や食物販の売上げが好調であったことや、顧客特性をはじめとする各種統計データなどを活用しながら、魅力的な店舗の誘致を行い、新規顧客の獲得などを図ったほか、店舗賃貸借契約の見直しなどに取り組んだ結果、中期経営計画の売上目標を上回ったと分析しており、今後におきましても、黒字の定着化に向け、引き続き店舗区画、業種構成の最適化や販売データ等に基づく販売促進等を行うなど、経営改善に向けた取組を一層進めていただくことが大切であると考えております。店舗の充足率等につきましては、7月末現在で全区画に占める入居割合は約97%となっており、イベント等による誘客を含め、施設全体の魅力の向上を図ることで、来街者の増加や売上げの向上につなげ、店舗の経営安定を支えることによる退店の防止を図るとともに、退店時には迅速な誘致により、新たなテナントの確保に取り組んでいると伺っております。

民間出身者となる新社長への期待につきましては、これまで市内企業の経営をサポートしてきた知見とマネジメント力などを生かし、スピード感を持って経営課題に取り組むことで黒字の定着化を進めていただくとともに、情報公開については、同社の公共性の高さを踏まえ、透明性と信頼性の一層の向上に向けて、分かりやすい発信を行っていただくことが大切だと考えておりますので、本市といたしましても適切な対応を要請してまいりたいと考えております。次期経営計画につきましては、ライフスタイルの多様化等の社会環境の変化も踏まえ、10年先を見据えた持続可能な運営に関するビジョンを示した次期アゼリアプランを今年度中に策定する予定と伺っております。本市といたしましても、開業から40年を迎え、施設設備の老朽化が進んでいることから、引き続き、商業施設としての機能の維持と安全で安心な公共地下歩道の運営の継続に向けて、今後策定する長期修繕計画を踏まえた長期ビジョンを伴う経営計画となるよう促してまいります。「川崎新！アリーナシティ・プロジェクト」として進められている複合エンターテインメント施設の建設計

画との関係性につきましては、駅周辺により多くの方が訪れることで、エリアのにぎわいが創出され、飲食・ショッピング需要等の拡大が見込まれることから、これらを取り込むことで、川崎アゼリアでの飲食店等の売上げ増加や同社の収益向上につながると期待しており、本市といたしましても、にぎわいの創出に向けて、川崎アゼリアを含めた川崎駅周辺におけるイベント等との連携により、回遊性の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

点字ブロックの整備につきましては、同社において、令和6年度に駐車場につながる階段に警告ブロックを整備したほか、令和7年度は、特に公共性が高いJR川崎駅と京急川崎駅の間をつなぐ主要通路への点字ブロックの整備を予定しており、令和8年度の整備計画につきましては、現在同社と関係団体等との間で協議が行われているところでございます。川崎アゼリアのポイントカードにつきましては、旧カードでは会員数約12万人に対して、令和6年7月1日から7月31日までの店舗での利用率は購入額の約32%、新カードでは7月末現在で会員数約3万8,000人となっており、令和7年7月1日から7月31日までの使用率はレジ客数の約22%でございます。利用データの活用につきましては、性別、年齢層など利用者の属性、利用時間帯等のデータを活用し、効果的なキャンペーンやダイレクトメール等の販売促進施策を実施するとともに、顧客ニーズを踏まえた店舗の誘致に生かしていると伺っております。顧客の維持につきましては、旧カードを継続的に利用されていた会員のお大半の方が新カードでも引き続き利用されていると伺っておりますが、切替え後1年未満のため、状況について注視していただく必要があると考えているところでございます。今後につきましても、さらなる会員獲得に向けて取り組んでいくよう促してまいります。

次に、貨物運送事業者燃料価格高騰等対策事業費についての御質問でございますが、本事業の周知につきましては、燃料価格が高騰する中で価格転嫁が進んでいない市内中小貨物自動車運送事業者の支援を行うに当たり非常に大切であると認識しておりますことから、対象事業者が所属する団体を通じて行うことに加え、市ホームページやSNS等での発信や、対象事業者と取引等の関係のある企業や団体等への広報の協力依頼、本事業を利用する事業者に対して、同業者への周知をお願いする等により取り組んでまいります。意見聴取につきましては、これまでに市内中小貨物自動車運送事業者が所属する団体やその関係者にヒアリングを行っておりまして、価格転嫁がなかなか進んでいないといった現状をお伺いしたところでございます。周知等の進め方につきましては、こうしたヒアリングを行っている団体等との関係性を生かし、御協力をいただきながら取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 環境局長。

〔環境局長 中山健一登壇〕

○環境局長 中山健一 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

熱中症対策についての御質問でございますが、熱中症警戒アラートが発表された場合には、気温が著しく高くなることにより健康被害が生じるおそれがあることから、市民の皆様幅広く情報提供することが重要と考えております。アラートの周知につきましては、メールニュースかわさきや区役所をはじめ、21施設で看板等を掲出しておりますが、今後につきましては、より多くの方に周知するため、掲出する施設を増やすとともに、新たな周

知方法について検討してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 石渡一城登壇〕

○健康福祉局長 石渡一城 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、川崎市未来あんしんサポート事業についての御質問でございますが、本事業においては、公正証書遺言の作成及び遺言執行者の指定を必須としておりまして、遺言の作成を支援した者が執行まで一貫して行うことにより、執行時を想定した内容として、円滑な遺言執行や利用者の安心感の担保につなげることができるものでございます。令和6年4月の本格実施以降にいただいた多くの御相談や契約等の内容を踏まえ、終活支援のさらなる充実のため、幅広い士業との連携についても、事業実施主体である市社会福祉協議会と現在協議を進めているところでございます。

次に、川崎市社会福祉協議会についての御質問でございますが、川崎市社会福祉協議会にそれぞれ確認したところ、外貨建て社債につきましても、当該法人の今後の自立運営の可能性を高めるため、事前に法人の会計監査人及び監事に相談し、了解を得た上で、資金運用に係る要綱を制定し、会長、常務理事等での協議の下、90万ドル——当時の換算レートで約1億4,000万円を購入したと伺っております。購入に際しては、複数の運用会社の提示条件や社会情勢を鑑みながらリスクを十分勘案して、訪問介護等経営安定化基金積立金などの基本財産以外の運用資産を原資として、信頼性及び安全性の観点から総合的に判断し、当該債券を取り扱う大手証券会社を通じて、国内大手銀行の債券を選定したと伺っております。当該法人の定款におきましても、資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて、保管すると規定されていることから、外貨建て社債などの購入に当たりましても、本来であれば購入前までに定款変更の手続を行う必要があったものと考えておりますので、法人指導監査等を実施する中で必要な助言指導等を行ってまいります。なお、定款を変更する際には、評議員会の議決が必要となりますが、実際には本年3月に開催された当該法人の理事会において定款変更に関わる評議員会への提案決議がなされ、6月に開催された評議員会において定款変更の承認決議がなされたと伺っております。また、昨年11月から本年2月にかけて購入された外貨建て社債については、3月に開催された理事会及び6月に開催された評議員会において報告があったと伺っておりまして、派遣職員から所管部署への購入前の報告はございませんでした。

市民向けアプリ「nanafuku」につきましても、当該法人において高齢者支援に資するサービスを展開するため、高齢者支援アプリによりかわさき起業家オーディションで起業家賞を受賞した企業と委託契約し、開発を進めてきたと伺っております。本年2月にコンセプトや機能、事業見通し、4月からの本格的な開発検討を行う旨、派遣職員から所管部署に対して報告がございました。その際の収支見込みといたしましては、開発時のインシャルコストとして約6,000万円、開発後の収入については、主に企業からの手数料や広告料収入を見込んでおり、一定の条件下において、当初3年間の累積収支はマイナス、その後プラスに転じ、単年度収支が5,000万円台から7,000万円台で推移する試算が示されておりました。また、想定どおりに収支が推移しなかった場合に備えるため、事業開始から3年間における実績やその後の収支見込み、他事業の収支状況、法人全体の経営状況などを総合

的に勘案し、事業継続についての判断をしていくと伺っておりまして、適宜報告を求めてまいります。

令和6年能登半島地震チャリティ公演につきましては、当該法人は発災直後から被災地への職員派遣や災害義援金の受付などの被災地支援を行っており、この間、能登半島地震の復興応援に力を入れている公演者からの申出があり、当該法人の方針とも一致していたことから公演が実施されたと伺っております。本公演は、公演全体の売上げの一部を被災地に寄附することを名目に開催されておりまして、チケットの売上げ約90万円につきましては全額公演者の収入となっている中、公演者が、直接、日本赤十字社に被災地支援として10万円程度寄附したとのことをございました。なお、本市の補助事業等ではございませんが、当日の状況については、所管部署で確認しております。

川崎市社会福祉協議会は、地域包括ケアシステム構築に向けたパートナーとして本市と同じ視点を持って取組を進めていく必要があることから、当該法人に派遣している本市職員と、報告、連絡、相談をより一層密にし、さらなる連携強化を図ってまいりたいと考えております。一方、定款変更の事務執行については適切でないものと認識しております。当該法人につきましては、令和8年度に法人指導監査を実施する予定でございますので、今回の事案も含め準備が整い次第、法人内における運営及び会計について確認を行い、適正な法人運営と健全な経営の確保を図るために、必要な助言指導等を実施してまいります。

次に、身体障害者補助犬の助成制度についての御質問でございますが、補助犬の健康管理につきましては、視覚障害者等の社会参加に必要な要素となっていることから、さらなる配慮を検討するとともに、適宜要綱の見直しを行ってまいりたいと存じます。

次に、指定管理者の選定についての御質問でございますが、参入促進に関する取組といたしましては、募集情報について市ホームページへの掲載や、本市障害福祉施設事業協会等の関係団体を通じた情報提供、県内事業所へのメール発信により周知広報を行ったほか、選定スケジュールを前倒ししたことによる十分な引継ぎ期間や、引継ぎ時において想定される必要な人件費の確保に向けた取組を行ったところでございます。また、日頃から3つの地域リハビリテーションセンターと連携・協同し、業務を遂行する総合リハビリテーション推進センターの協力の下、新規事業者が業務内容をイメージしやすいよう、仕様書の業務内容をより具体的に記載したほか、日中活動センターにおける指定管理料の見直しを行ったところでございます。さらに、施設特性を踏まえ、南部リハビリテーションセンターの公募に際しましては、現在、在宅支援室と日中活動センターを一体的に管理運営しているところでございますが、中部及び北部リハビリテーションセンターの運営手法と合わせて、今回、新規事業者の参入がしやすくなるよう、それぞれの事業を分けて公募を実施したところでございます。

次に、総合研修センターについての御質問でございますが、民間活用事業者選定評価委員会において、1名の委員から、次期指定管理期間における提案の評価が高い団体が選定

されないことについて疑問を感じることや、総合研修センターに新しい風を吹かせてほしいといった趣旨の御意見がございました。また、民間活用事業者選定評価委員会の委員の選任につきましては、総括評価の審議に関わった委員が参加することで、運営上の課題を踏まえながら適切に審議が行えるものと認識しているところでございます。今後につきましても、様々な知見から幅広い視点での評価がなされるよう、委員の構成を見直すなどの工夫を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 こども未来局長。

〔こども未来局長 井上 純登壇〕

○こども未来局長 井上 純 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、放課後等の子どもの居場所についての御質問でございますが、この間の検討につきましては、昨年度に策定した放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性において、放課後等施策の一体的な取組を推進するため、わくわくプラザにおける放課後児童健全育成事業の在り方の検証を進めることを位置づけ、これまで関係局とも連携し、運営上の現状や課題を整理した上で、事業の再構築の方向性として、児童、保護者の利用ニーズに応じた区分制の導入に向けた検討を進めているところでございます。今回の中間報告につきましては、現在、総合計画第4期実施計画や第3期こども・若者の未来応援プランへの具体的な取組の位置づけに向け、市議会や関係者からも御意見を伺いながら丁寧な検討を進めていく必要があるとの認識から、本年8月28日の文教委員会に御報告をさせていただいたものでございます。

学童期の居場所づくりにつきましては、現在の小学校における放課後等施策は、それぞれの事業が目的に沿った役割を果たしているものと認識しており、自由な遊びと体験活動の場としての居場所を実現するため、より一層の連携が求められていると考えております。今後のわくわくプラザ事業につきましては、地域の寺子屋、校庭開放、体育館開放等を包含するものではなく、それらの全体調整を担う役割が求められているものと認識しているところでございます。個別の児童の利用ニーズへの対応につきましては、子育て家庭の利用ニーズの多様化から、ニーズが異なる児童が同じ過ごし方をしている現状があり、現在検討している生活の場としてのA区分、自由な遊び、体験活動の場としてのB区分に分けることなどにより、ニーズに沿った適切な対応ができるものと考えております。保護者のニーズにつきましては、これまでも利用状況や利用アンケートなどを通じ、その把握に努めているところでございます。

わくわくプラザの利用につきましては、現在、保護者からは、利用形態として定期利用か自由利用かの確認をしており、定期利用は週1回以上ある程度決まった曜日で定期的にご利用する場合、自由利用は不定期利用する場合としているところでございます。今後の利用区分につきましては、A区分は放課後児童健全育成事業、B区分は全児童対策とすることなど、利用者のニーズにより区分することを検討しております。保護者の就労要件につきましては、A区分は就労要件の確認が必要となることを想定しており、B区分はその確認が不要であるものと考えているところでございます。トータルコーディネートを行う職員につきましては、現在のわくわくプラザのスタッフリーダーとは異なり、小学校における放課後等施策の全体調整の役割を担う職員として考えており、今後、具体的な資格要件や、その人材の確保についても検討を進めてまいりたいと存じます。開設時間につきまし

ては、現行と同じく、平日は放課後から19時まで、土曜日は8時半から18時まで、土曜日以外の学校休業日は8時から19時までを基本として考えているところでございます。プラザ室の専有面積及び職員配置につきましては、放課後児童健全育成事業の対象児童数に対して、条例で規定した基準を遵守する必要があることから、現在も市と指定管理者等が連携しながら学校等と調整を行い、プラザ室に加え、利用できる特別教室などを確保するとともに、利用状況に応じたスタッフの適切な配置に努めているところでございまして、再構築後も同基準を満たす必要があるものと考えております。保護者の費用負担につきましては、受益と負担の適正化を考慮しながら他都市の事例も参考にし、検討してまいりたいと存じます。

次に、保育所支援についての御質問でございますが、宿舍借り上げ支援事業につきましては、保育士の就業継続、離職防止を図り、働きやすい環境を整備する目的で国の要綱に準じて本事業を実施しており、今年度は国が補助対象期間を採用後6年以内から5年以内へ短縮したため、本市も同様にしたところでございます。本事業は、本市の保育士確保策の中でも特に効果的な事業であると認識しているところでございまして、今後につきましては、保育士の安定した確保及び定着に向けて、国や近隣自治体の動向のほか、運営法人の状況や意向等も踏まえ対応を検討してまいります。また、国に対しては引き続き指定都市市長会や、本市が独自に実施している国の予算編成に対する要請の場を通じて、補助対象期間の延長や補助対象職種の拡充等を要請してまいります。

次に、幼稚園についての御質問でございますが、満3歳未満児を対象とした、いわゆるプレ保育につきましては、集団生活に慣れることや入園準備といった観点で、スムーズな入園につながる面もあることから、市内の実施状況や他都市の動向等を踏まえながら、国に対するプレ保育に関する要望について検討してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 河合征生登壇〕

○建設緑政局長 河合征生 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、建設緑政費における不用額についての御質問でございますが、令和4年度の不用額は約31億円、令和5年度は約33億円、令和6年度は約62億円となっております。令和6年度における不用額の主な内容といたしましては、国県道改良事業、JR南武線連続立体交差事業及び特別緑地保全地区等用地取得事業における国庫補助金の認証減に伴う委託料、公有財産購入費、補償補填及び賠償金の不用が約25億5,000万円、平瀬川多摩川合流部整備事業における関係機関との協議に伴い不要となった補償補填及び賠償金が約3億円などでございます。事業進捗等への影響についてでございますが、国庫補助金の認証減により令和6年度においては一部スケジュールの見直し等を余儀なくされた部分もございしますが、今後も事業の目的や市民サービスに影響がないよう着実な事業執行に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、全国都市緑化かわさきフェアについての御質問でございますが、令和6年度の実行委員会の収支決算の内容といたしましては、収入は想定よりも多くの協賛金等をいただけたことにより、予算額に対して決算額が差引きプラス約8,465万円となったものでございます。支出は予算額に対して決算額が差引きマイナス約13億7,500万円となり、収支差額約14億6,000万円が令和7年度へ繰越しとなったものでございます。繰越し理由につきまして

は、かわさきフェアは令和6年度及び令和7年度に実施したことから、契約期間が年度をまたがる案件が多く、令和7年度に支出予定の予算額を繰り越すものでございます。次に、秋開催のパンフレットの経費についてでございますが、制作、印刷、配布に関する経費として約3,690万円、リサイクルに関する経費として約60万円でございます。次に、春開催の会場マップの経費についてでございますが、制作、印刷、配布に関する経費として約1,770万円となり、秋開催の配布状況等を踏まえ、会場内での配布部数を再検討したことから、処分に関する経費は生じなかったところでございます。次に、経済波及効果についてでございますが、算出に当たりましては、会場内でアンケートを実施し、交通費や宿泊費等を把握し、産業連関表を用いて推計を行っておりまして、全国規模のイベントであり、市内外から多くの方々に御来場いただいたことで、都市の中の緑の価値を発信するとともに、地域経済の活性化にも効果があったと考えております。また、若い人たちにも緑の重要性を分かりやすく伝えられ、気軽に参加できるイベントの開催を期待する声などもいただいておりますので、今後の取組に生かしてまいりたいと思います。

次に、各会場・エリアの花壇につきましては、花の見頃が続く限り現地に残すとともに、来場者への配付や地域の公園緑地、学校、区役所などへの移植を行い、可能な限り活用に努めてきたところでございます。花の活用と処分の比率につきましては、各会場・エリア全体、秋春合計で配付が14%、移植が2%、会期直後の処分が29%、現地に残して見頃を過ぎてから処分したものが55%でございます。次に、既存の市民協働の取組への効果につきましては、コア会場内での活動紹介ブースの設置、富士見公園エリアの花壇における高校生、大学生と地元愛護会との花植え活動や等々力緑地エリアの二ヶ領用水での清掃イベントの実施等、既存の活動を知ってもらい関わっていただく機会を創出したところでございまして、これまで関わりのなかった方々が参加者として集まることで活動メンバーが増えた事例などもあり、活動の活性化につながったと考えているところでございます。次に、フェア後のボランティアにつきましては、登録者のうち276名の方に引き続き緑のまちづくりに関心を示していただいております。その方々へ6月から月に1回程度、メールで花壇活動や子どもの遊び場等に関するボランティア募集、緑に関する講座の御案内等を広報しているところでございまして、新たな活動へのつながりなども生まれており、今後も継続して情報提供を行い参加を促すなど、様々なまちづくり活動に参画いただく機会を設けてまいります。

次に、JR南武線の安全対策についての御質問でございますが、久地踏切につきましては、本年8月8日の鉄道事業者による南武線の遅延対策についての報道発表における列車の遅延要因及び対策の一環として、9月1日から当面の間、朝の通勤時間帯である7時から9時の時間に警備員が2名配置されているところでございます。JR南武線のワンマン運転開始以降の列車の遅延の増加により、久地踏切以外の開かずの踏切につきましても無理な横断が助長される可能性があることから、本市といたしましては、鉄道事業者が行う南武線の遅延対策の効果などについて把握するとともに、必要に応じて踏切に係る対策について協議してまいります。

次に、等々力緑地再編整備事業についての御質問でございますが、初めに、本年8月末の事業説明会では、新たに計画を示したみんなのはらっぱ、こもれびの森などの整備や自由提案施設の規模縮小、立体駐車場の平面化などについて好意的な意見を多くいただいた

ところでございます。一方、再編整備期間中における施設利用停止期間の短縮を求める御意見などもございました。次に、本事業の説明、広報につきましては、事業推進に向けて市民に再編整備事業の目的や内容について、適切に周知広報を行うことが重要と考えており、市内で開催される各種イベントにPRブースを設けるなどの取組を進めているところでございまして、引き続き幅広い情報発信に努めてまいります。次に、みんなのはらっぱにつきましては、来園者が自由に利用できる空間として整備を予定しているものでございまして、みんなで楽しむピクニックやボール遊び、木陰での読書など、様々なスタイルで思い思いの時間を楽しむことができる広場になるほか、イベントでの活用も考えているところでございます。また、夏場も含め、来園者が心地よく過ごせる施設が必要と考えておりまして、ベンチなどの休憩施設の設置や木陰をつくる植栽についても計画しているところでございます。次に、こもれびの森につきましては、木漏れ日の差し込む穏やかな空間で食事を楽しむことやクラフト体験、キャンプ等のイベントを通じ、自然との触れ合いを身近に感じるにより、来園者が自然に親しむ第一歩となる心地よいひとときを過ごせる場として、新たに整備するものでございます。一方、21世紀の森やふるさとの森につきましては、既存の樹林地を適正に管理しながら、保全を中心に自然と触れ合う場とすることを考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 危機管理監。

〔危機管理監 柴山 巖登壇〕

○危機管理監 柴山 巖 危機管理本部関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、熱中症特別警戒アラートについての御質問でございますが、熱中症につきましては、災害対策基本法における災害の定義に含まれていないことから、地域防災計画への位置づけは行っておりませんが、近年の猛暑は、市民の健康にとっても脅威であり、防災面においてもその対策を行うことは重要であると考えております。このため、防災訓練においても、暑熱対策を行うことにより、発災時を想定した実践的な訓練に取り組んでいるとともに、夏季に避難所を開設する場合には、空調の整った場所の活用を調整するなど、暑熱対策に配慮した避難所運営を行うよう努めているところでございます。これまでも熱中症警戒アラートの際には、関係局による周知に加え、危機管理本部においても、メールニュースかわさきやSNSを活用し周知しておりますが、今後につきましては、人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、防災行政無線や防災アプリも活用した周知を図るなど、適切な注意喚起を行ってまいります。

次に、カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に関する今後の取組についての御質問でございますが、今回、神奈川県内の一部で鉄道が運休されるなど、一つの事象に対して多角的な対応を行う必要があると認識したところでございまして、課題といたしましては、まずは、かわさきFMへの自動緊急割り込み放送ができない事象が発生いたしましたことをおわび申し上げます。なお、この不具合事象につきましては、津波発生当日の夜に復旧が完了しており、その後、Jアラートの全国一斉情報伝達試験でも放送されたことを確認しております。今後、災害時において情報発信に不具合が生じないように、あらゆる事象を想定し、再発防止を図っていくとともに、民間の津波避難施設との連絡が電話のみで時間を要したこともございましたことから、円滑な関係機関等との連絡方法等につきまして再

確認してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 交通局長。

〔交通局長 水澤邦紀登壇〕

○交通局長 水澤邦紀 交通局関係の御質問にお答え申し上げます。

市バス事業についての御質問でございますが、市バスでは、市域全体を営業エリアとして、民間バスでは対応が難しい地域への交通手段の確保など、市民の日常生活を支える身近な公共交通機関としての役割を果たしておりまして、今後につきましても、策定中の総合都市交通計画に掲げられる地域公共交通ネットワークの形成などの施策と連携を図りながら取組を進めてまいりたいと存じます。また、人材の確保、育成や営業所の計画的な整備など、将来を見据えた必要な投資を行うとともに、利用動向を踏まえたダイヤ改正等を行いながら、公営交通事業者として、将来にわたって安定的に市バスサービスを提供してまいりたいと考えております。市バスでは、引き続き、都市基盤整備の進捗等に応じた路線の見直しを行ってまいりますが、運転手不足が顕在化している現状を踏まえ、市域におけるバスネットワークの再編が課題になってくるものと捉えておりますので、本市の総合都市交通計画や地域公共交通計画などの関連計画の取組と連携しながら、民間バス事業者との役割分担による資源の最適化などを行い、市バスネットワークの形成に取り組んでまいりたいと存じます。

営業所の管理委託につきましては、市バスネットワークを維持していくための経営手法として活用しておりますが、将来的には、運転手不足等のバス事業者を取り巻く経営環境を踏まえ、委託の具体的な内容や、その在り方についての検討が必要になるものと存じます。次期の管理委託につきましては、令和9年度からの実施を予定しておりまして、民間バス事業者の状況等を踏まえた上で、必要な路線の見直しなどについて幅広く検討を行っているところでございます。自動運転バスにつきましては、運転手不足への対応や事故の抑止効果などバス事業における課題への対策として有効なものと考えておりまして、市バスにおきましても、自動運転が可能な路線などの検討や幅広く課題等の共有を行うために局内の勉強会を立ち上げておりますので、引き続き、技術進展や制度整備の動向等も注視しながら取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 市民オンブズマン事務局長。

〔市民オンブズマン事務局長 佐々木智子登壇〕

○市民オンブズマン事務局長 佐々木智子 市民オンブズマン事務局関係の御質問にお答え申し上げます。

市民オンブズマン運営事業についての御質問でございますが、市民オンブズマンは、市政を監視し、非違の是正等に向け、市民からの市政に関する苦情を調査するとともに、自己の発意に基づき事案を調査すること等を職務としております。令和6年度の発意調査といたしましては、令和4年度からの継続案件1件を含めた計2件を行ったところでございます。市民オンブズマンにおかれましては、よりよい市政の実現に向け、苦情申立てを簡易、迅速に処理するとともに、自らの発意による調査等を行うことが重要であると十分認識されており、発意調査につきましては適時適切に、また、効果的な取組となることを見据えながら、テーマや進め方等の調査方針を検討していると伺っているところでございます。事務局といたしましても、市民オンブズマンの職務遂行をより丁寧な情報提供等によ

り支援し、適切な制度運営を行ってまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育次長。

〔教育次長 田中一平登壇〕

○教育次長 田中一平 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、少年自然の家についての御質問でございますが、他施設を活用した自然教室の実施につきましては、これまでの実施結果から、実施校の児童生徒及び教員からはおおむね好評を得ており、今後も各学校が複数の施設から選べる手法を継続してまいります。課題といたしましては、中学校の冬の予約が取りづらい状況にありますので、現在、利用施設のさらなる拡大に取り組んでいるところでございます。次に、青少年団体等への対応につきましては、これまでも自然教室の他施設活用等の説明や意見交換を行ってきたところでございますが、引き続き、青少年団体等に対するヒアリングのほか、利用団体へのアンケート実施など丁寧に意見聴取を行ってまいります。また、各団体の活動場所の確保等につきましては、意見聴取等の結果を踏まえ、今後積極的に関係局と連携しながら検討してまいります。

次に、小学校における専科指導教員についての御質問でございますが、初めに、教育現場からの評価につきましては、成績処理の時間を勤務時間内に確保することができた、専門的指導の充実の結果、学習を楽しみにしている児童が増えたなど前向きな意見が寄せられているところでございます。次に、専科指導教員の配置につきましては、教科の専門性を持った教員による質の高い授業や学級担任の負担軽減などの効果が期待される取組と考えておりますので、次期教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に位置づけ、国の加配定数等を活用しながら専科指導のさらなる推進に取り組んでまいります。

次に、部活動の在り方についての御質問でございますが、国のガイドラインにおきましては、働き方改革の視点による教員の負担軽減と、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場を確保することが示されているところでございます。本市におきましては、これまで部活動の地域移行も含め、今後の方向性について検討するため、令和5年度に設置した懇談会において、学識者や地域スポーツ・文化団体の代表等から意見を聴取するとともに、本年8月には、生徒が主体的に考えた上で出された意見を集約するなどの取組を実施してまいりました。今後は、これまでの取組を踏まえ、その方向性を整理しながら、川崎市立学校の部活動に係る方針を改定するとともに、地域と連携した部活動の在り方につきまして、他都市の先行事例を参考とし、関係局や関係団体とも連携を図りながら本市の実情に即したものとなるよう検討してまいります。

次に、教員の処遇改善についての御質問でございますが、初めに、本市への影響額につきましては、国の示す内容のうち、新たな級の創設を除いて試算いたしますと、令和6年度と比較して、令和13年度には一般財源ベースで約18.2億円の増額を見込んでいるところでございます。今後も児童生徒数の推計などを踏まえ、必要な予算の確保に向けて中長期的な所要額を精査し、庁内で共有化を図ってまいります。また、普通交付税の不交付団体である本市では、教員の処遇改善に伴い、多大な財政的負担が見込まれるため、国の予算編成に対する本市独自の要請や、指定都市市長会等と連携した要請など、今後も様々な機会を捉え、国に対し適切な財政措置に向けた対応を図ってまいります。次に、条例改正のスケジュールにつきましては、議会に報告の上、本年第4回市議会定例会において条例改

正議案の提出を予定しているところでございます。次に、義務教育等教員特別手当につきましては、人材を確保するために必要であると考えており、現在、学校現場の実情等を整理しているところでございますので、他都市の動向等も踏まえて、具体的な制度設計を進めてまいります。

次に、給食室の環境改善についての御質問でございますが、初めに、今年度、自校調理校へ配付した首元の冷却グッズにつきましては、直営校では6月中旬にネッククーラーを275台配付し、経費は242万880円となっており、委託調理校では7月上旬までに保冷剤入りの氷結ベルトを793個配付し、経費は63万3,600円となっております。次に、空調につきましては、既設の給食室における空調設備の設置は工事期間が課題となることから、これまで増改築等を契機に可能な限り速やかに進めてきたところでございますが、熱中症対策は喫緊の課題であることから、今年度、空調未設置校のうち小学校2校において、短い工期で設置できる天井つり下げ型の厨房用エアコンを試験的に設置いたしました。9月から給食が再開し稼働を始めたところでございますので、その効果を検証しつつ、今後の対応を検討してまいります。次に、調理員の保冷剤等を冷却するための冷蔵庫につきましては、設置場所や電源等の課題がある場合や、休憩室等に設置された冷蔵庫などが活用できる場合もございますので、各校の状況に応じて対応してまいります。次に、食品庫の空調設備につきましては、昨今の気温上昇の中で給食を安全に提供していくために、夏場の調味料等の適切な保管は重要なことであると認識しておりますので、各校の状況を踏まえて検討を進めてまいります。

次に、学校施設包括管理業務についての御質問でございますが、初めに、各団体や事業者からの御意見につきましては、本年5月末に実施した川崎市PPPプラットフォーム意見交換会のほか、個別の意見交換の場などにおいて把握しているところでございます。次に、御意見に対する見解と対応についてでございますが、管理経費等につきましては、麻生区のモデル事業においては、契約上、維持管理業務及び修繕業務に係る直接的な経費とは別に、マネジメント業務に係る委託料を支払うこととしており、管理経費の増加により、再委託先の事業者の利益に影響を及ぼすことのない仕組みとしております。契約範囲につきましては、事業者との意見交換等も踏まえて、事業目的が十分に発揮できるような効果的な在り方を引き続き検討してまいります。モニタリングにつきましては、麻生区のモデル事業では、施設の維持管理や修繕の状況等の情報を包括管理の事業者、教育委員会事務局、学校間で共有できるシステムを活用しており、また、事業者からの報告に基づき、履行状況を適切に把握しているところでございます。次に、令和9年度以降の学校施設管理の在り方についての検討に当たりましては、引き続き、関係団体等への丁寧な説明と意見交換に努めてまいります。

次に、公益財団法人川崎市生涯学習財団についての御質問でございますが、初めに、取組評価の指標につきましては、当財団の取組や成果を適切に把握できるよう設定する必要があると考えており、次期の指標については、今期の状況を踏まえ、関係局と連携しながら検討してまいります。次に、寺子屋先生養成事業につきましては、市として、寺子屋先生養成講座の運営に係る契約方法を一般競争入札に見直したことにより他の事業者が受託することとなったため、関係局と調整の上、やむを得ず評価対象から外したものでございます。次期においては、受託の有無により評価ができない事態が起こらないよう取組や指

標の設定を検討してまいります。次に、財団の在り方につきましては、当財団は本市における生涯学習の推進のために必要な組織でございますので、引き続き、安定的な経営を図りながら、それぞれの公益目的事業について、出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針の趣旨を踏まえ、社会状況の変化等に応じて検討してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 選挙管理委員会事務局長。

[選挙管理委員会事務局長 山川浩己登壇]

○選挙管理委員会事務局長 山川浩己 選挙管理委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、投票所の運営についての御質問でございますが、本年7月執行の参議院選挙では、町内会の皆様の負担軽減のため投票所の運営体制を見直したところございまして、その状況につきましては、投票事務に従事された方々からはおおむね肯定的な御意見をいただいておりますが、職員のみによる投票所の設営作業や、職員と人材派遣による撤収作業については、職員の負担が増加した旨の意見もありましたことから、人員体制について一部見直しを行う必要があると考えているところでございます。このため、本年10月執行の川崎市長選挙では、参議院選挙での状況を踏まえ、当初予定していた投票事務従事者の配置数から職員を1名増員し、従事する職員の負担軽減を図ってまいります。

次に、開票事務の遅延についての御質問でございますが、このたびの件につきましては、事前の確認作業において組織内の連携が十分でなく、関連する全ての業務を通した一連のリハーサルとなっていなかったことで設定誤りに気づくことができず、開票事務に遅延を生じさせ、関係する多くの皆様に御迷惑をおかけするとともに、選挙の結果を速やかに有権者の皆様にお知らせすることができなかったことについて、大変申し訳なく思っております。今後につきましては、再発防止に向け、リハーサル体制を強化するとともに、管理職を含めた組織的な確認作業を徹底してまいります。

次に、開票立会人についての御質問でございますが、初めに、開票立会人に対する報酬についてでございますが、その額につきましては、職務の性質、内容、職責、勤務の態様、負担等を総合的に考慮し、他都市の状況や国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定められている費用弁償額を踏まえ、条例において設定されているところでございます。本市における近年の開票事務につきましては、開票終了時刻が遅くなる傾向にあり、本年7月執行の参議院選挙では大幅に遅延が生じたことから、今後、開票立会人等の勤務負担の軽減に向け、開票事務の迅速化と効率化を図り、開票に要する時間の短縮に取り組んでいくとともに、報酬額については、開票に要する時間の推移や他都市の状況も見ながら関係局と協議してまいります。次に、開票立会人の交通手段についてでございますが、開票終了時刻は選挙の種類や開票所によって異なりますが、いずれの選挙におきましても、おおむね公共交通機関の運行が終了した深夜の時間帯に開票事務が終了している状況でございます。このため、開票立会人に選任された方に対しては事前に職務の終了時刻が深夜になることについて御説明するとともに、車により来場する場合には、各区の開票所施設の状況に応じて、施設内の駐車スペースの確保や周辺駐車場について御案内するほか、帰宅時にタクシーを利用する場合には、必要に応じてタクシーを手配する等の対応を行っているところでございますが、今後これらの取扱いについて各開票所での実態を把握

し、丁寧に周知してまいります。

次に、商業施設等への期日前投票所の増設についての御質問でございますが、継続的に区選挙管理委員会との増設候補場所の意見交換や情報共有を重ねており、候補場所の選定に至っておりませんが、セキュリティを担保した上で、無線ネットワークを利用するための技術的な課題解消に向け、関係局との調整に加え、関係事業者と協議を行っているところでございます。期日前投票者の割合が年々増加している状況等から、期日前投票所の増設をはじめとする投票環境の整備の重要性が増していると認識しておりますので、増設候補場所の調査や既存の期日前投票所の混雑対策など、様々な角度から鋭意取組を進めてまいります。

次に、移動期日前投票所についての御質問でございますが、移動期日前投票所の設置につきましては、市域全域に人口が分布する本市の特性上、地域間で不公平とならない場所の選定や事務従事者等の安定的な確保など、現状では課題が多くあると考えているところでございます。しかしながら、高齢化のさらなる進展を見据え、投票所に行くことが困難な選挙人の投票機会を確保することは重要な取組と認識しておりますので、他自治体の取組等も参考にしながら、移動期日前投票所を含め、様々な具体的手法について調査研究してまいります。

次に、投票済証明書についての御質問でございますが、投票済証明書については、そのデザインがSNSで話題となるなど、若い世代をはじめ多くの有権者に対し、選挙や投票への関心を高めることができるツールであると考えております。このため、本年10月執行の川崎市長選挙におきましては、先日公表させていただきましたメインキャラクターのプロサッカー選手、田中碧選手のビジュアルを活用した投票済証明書を作成し、多くの皆様に手に取っていただき、話題性を高めることにより投票参加へつなげてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 長谷川議員。

〔長谷川智一登壇〕

○19番 長谷川智一 それでは、再質問いたします。

初めに、川崎市社会福祉協議会についてです。同法人の巨額の外貨建て社債の購入については、事前に理事会等に諮っていないことや、安全性の担保、定款改正前に購入していた一連の行為は、コンプライアンスの観点から適切な事務執行と言えるのか、総務企画局長に伺います。

また、損失が生じた場合の損害賠償等、責任の所在を伺います。

さらに、同法人は、令和6年度に財政援助団体等監査の対象となっております。今回、我が会派が指摘したことは監査結果に含まれていませんが、同法人の一連の事務執行や手続は監査の観点から適切と言えるのか、代表監査委員に伺います。

最後に、今回、同法人の不適切な事務執行や、理事会、評議員会を形骸化している実態が明らかとなりましたが、今後、法人内における、いわゆる犯人捜しが横行することが推測されます。改正公益通報者保護法の趣旨に基づき、同法人内で通報者の探索等が確認された場合には厳正に対処するなど、財政援助団体である同法人に対して組織改善に努めるよう強く求めるべきと考えます。担当の三田村副市長に対応を伺います。

次に、放課後の子どもの居場所に関する今後の方向性に基づく取組の中間報告について

です。A区分B区分制導入に向けた試行実施、検証を令和7年下半期実施予定とのことです。試行実施の具体的な内容について伺います。

次に、指定管理者指定議案である議案第130号から第142号に係る1者選定についてです。さきの質疑では、これまで一定の参入促進の取組を行ってきたとの答弁でした。議案第131号から第135号についてはリハビリテーションセンターの指定議案であり、それぞれの機能に高い専門性が求められる施設です。指定管理者制度導入により、リハビリテーションセンター事業の適正な評価の在り方について度々指摘をしてきたところですが、また、議案第136号から議案第139号については身体障害者福祉会館の指定議案ですが、1期から本定例会の議案である5期に至るまで、いずれも1者選定であります。指定管理者制度の原則である競争原理が働いておりませんが、民間委託の再活用など検討を行う時期と考えます。見解を伺います。

○副議長 堀添 健 三田村副市長。

○副市長 三田村有也 川崎市社会福祉協議会についての御質問でございますが、外部通報につきましては、公益通報者保護法の趣旨に準じて慎重な対応の下、通報者は保護されるべきものと考えております。また、今般の事案において、手続等に適切ではない事例が散見されたことから、今後、適正な法人運営が図られるよう、法人指導監査等の機会を含め、適宜、助言指導を行ってまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 総務企画局長。

○総務企画局長 池之上健一 川崎市社会福祉協議会についての御質問でございますが、社会福祉法人につきましては、社会福祉法等に基づき適切に運営される必要があるものと捉えております。法人による外貨建て社債の購入に際して、関係規程等に基づかない事務手続はコンプライアンス上適切とは言えないものと認識しているところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 健康福祉局長。

○健康福祉局長 石渡一城 初めに、川崎市社会福祉協議会についての御質問でございますが、社会福祉法人が事業を実施した際の損失につきましては、社会福祉法において、理事、監事もしくは会計監査人または評議員は、その任務を怠ったときは、社会福祉法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うと規定されておりますので、社会福祉法人内において損害賠償等の扱いを理事会、評議員会に諮り決定されることとなります。

次に、指定管理者制度についての御質問でございますが、健康福祉局所管の導入施設におきましては、公募に際して、十分な募集期間や引継ぎ費用の確保など、より多くの事業者から応募いただけるよう取り組んでまいりましたが、結果として、複数の施設において1者のみの応募が続いているところでございます。こうしたことから、他都市における参入を促す取組や施設特性を踏まえた効果的な運営手法等について調査研究を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 こども未来局長。

○こども未来局長 井上 純 放課後等の子どもの居場所についての御質問でございますが、今年度の取組におきましては、現行制度の範囲内で、区分制導入に向けた課題の把握、検証をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 代表監査委員。

○代表監査委員 大村研一 財政援助団体等監査の観点からの見解についての御質問でございますが、法令や法人内部の規程等に違反した事務手続があった場合には、監査の観点からは合规性を欠くものであり、適切と言うことはできないものと認識しているところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 長谷川議員。

○19番 長谷川智一 それでは、意見要望を申し上げます。

初めに、川崎市社会福祉協議会のガバナンスについてです。質疑を通して明らかになったことは、事前の経手を経ず、定款改正前に外貨建て社債の購入を一部の役員のみで進めたこと、新規事業の立ち上げについても約6,000万円に上る委託契約では、誰の判断で実行したのか不透明な随意契約であったこと、昨年度のイベントでは能登半島地震チャリティ公演と銘打っているにもかかわらずチケットに寄附金が含まれているのか曖昧で、最終的な寄附金額の有無も確認していなかったこと、本市派遣職員からの事前の報告、連絡、相談等が機能していなかったこと、一連の事業執行に当たり、理事会や評議員会へ事後報告になっていること等は、同法人の事務執行が不適切であるとともに、法人内のコンプライアンス意識が全く機能していない証左です。健康福祉局のモニタリングも十分発揮されておらず、母子育成会の事件からの教訓がここでも生かされておりません。今回、調査を行うに当たり、所管部署に同法人の会議録を資料要求したところ、所管部署は会議録すら所有していませんでした。同法人を監督する立場でありながら、その責任を放棄していると言わざるを得ません。また、同法人から、会議録が必要であれば文書で申込みすることや、代表質問提出締切日に派遣職員を通じて同法人職員から面会を求められましたが、これらの行為は議会の調査活動に対する妨害と受け止められかねません。議会が質疑しているのはあくまで所管局であることを認識すべきです。財政援助団体である同法人には巨額の補助金等が支出されていることから、組織改善を速やかに実行するよう要請するなど、所管局である健康福祉局が監督責任を果たすよう強く求めておきます。

次に、全国都市緑化かわさきフェアの経済波及効果についてです。今回公表された約135億2,000万円との経済波及効果額について、例えばフェア会場となった生田緑地内の平年の施設来場者数や入場料等と比較し、どのような効果発現があったか、市として詳細な分析を行うことを提案しましたが、副市長からは行わないとの答弁でした。しかしながら、経済波及効果の算出根拠とされた来場者数は、例えば秋開催の富士見会場は川崎夜市など、別会場で行われたイベントの集客数や市役所通りに展開されたかわパクの展示物等に設置されたカウンター数も含まれるなど、信憑性に疑問を呈してきた数値に基づいています。また、秋の期間中に来場した人が本市に宿泊したとする数値が約21万人と、本市の現状を鑑みれば非現実的とも言える数字が示されています。経済波及効果額は、効果額を算出するための一般的な計算式に基づいているとのことですが、このように実感と見合わない状況であることから、せめてフェア会場となった施設とその関連施設の平年利用者数とフェア開催期間中の比較調査等を行うなどし、今後の観光施策やまちのにぎわい創出などに生かすことを要望します。

あとは委員会に譲り、質問を終わります。

○副議長 堀添 健 お諮りいたします。本日はこの程度にとどめ延会することとし、次

回の本会議は、明日11日午前10時より再開し、本日に引き続き代表質問等を行いたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 堀添 健 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○副議長 堀添 健 本日はこれもちまして延会いたします。

午後5時13分延会



